

教育改革を考えるための
20のキーワード

神奈川県教育文化研究所

はじめに

ここ数年、新たな教育改革の波が学校現場に押し寄せています。めまぐるしく移り変わる環境の変化に対して、現場では戸惑いの声もあがっています。次々と打ち出される新たな施策は多忙化に拍車をかけ、その一つひとつをじっくりと検討するゆとりがないという声も聞きます。そこで私たちは、近年における教育改革の動向を手早く理解するための一助として、「教育改革を考えるための20のキーワード」を作成することにしました。

この小冊子では、最近の教育改革の動きを理解するうえで重要と思われる用語を20選び出し、その解説と関連情報を掲載しました。今日の教育改革のルーツは80年代における臨教審答申ですが、本書では、ここ数年の動きに対象を限定し、その特質をもっともよく表すキーワードを選び出しました。しかし、キーワードの数を限定したために、教育改革全体の動きをカバーできたかどうか、また改革の動きがハイテンポなために、本書が出る頃には、新たなキーワードが生まれているかもしれないという不安が残ります。

キーワード集を作成するにあたっては、カリキュラム総合改革委員会が主要な役割を果たしました。同委員会は、神奈川県教育文化研究所内に設置された、カリキュラムを中心とした教育改革の動きを検討するための委員会です。キーワードの選出、原稿の執筆などは委員会のメンバーが担当し、できあがった原稿の検討も委員会の場で何回か行われました。また執筆に際しては、たんに用語の解説だけでなく、その背景や問題点などにもできるだけ言及するように心がけました。

このキーワード集は、2年前に出した「教育相談キーワード20」のいわば続編です。キーワードの数も叙述のスタイルも、前回のものをそのまま踏襲することにしました。身近なところにこの小冊子を置いて、必要なときにぜひ活用していただきたいと思います。

2003年5月

「キーワード集」編集責任者
広瀬 隆雄

目 次

1	教育改革国民会議	2
2	21世紀教育新生プラン	4
3	教育基本法の見直し	6
4	教育振興基本計画	8
5	生きる力	10
6	学校週5日制	12
7	学力低下問題	14
8	奉仕活動	16
9	総合的な学習	18
10	カリキュラムセンター	20
11	特別支援教育	22
12	新しい学校づくり	24
13	地方分権化と学校の自律性	26
14	学校運営のマネジメント	28
15	教員研修問題	30
16	学校評議員	32
17	学校選択の自由化	34
18	中高一貫教育	36
19	教育評価	38
20	教員評価・学校評価	40
付録1	21世紀教育新生プラン（2001年1月25日）より	43
付録2	総合規制改革会議第1次答申（2001年12月）よりの抜粋	52
付録3	総合規制改革会議第2次答申（2002年12月）よりの抜粋	59
付録4	中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と 教育振興基本計画の在り方について」（2003年3月20日）より	63
	あとがき	81

今日の教育改革のあり方に大きな影響を与えた審議会は二つあります。一つは、1984年に発足した臨時教育審議会、もう一つは、2000年に発足した教育改革国民会議です。教育改革国民会議は発足から1年足らずで報告書を提出し、短期間でその任務を終えましたが、それ以降の教育政策に大きな影響力を及ぼしています。

同会議は、小渕元首相の肝いりでつくられた、首相直属の私的諮問機関です。メンバーは、総勢26人で、3つの分科会に分かれて、「人間性」「学校教育」「創造性」という、それぞれのテーマに取り組みました。

かつて臨時教育審議会が打ち出した、「自由化・個性化」という改革理念に批判的な委員も中にはいましたが、全体としては、臨教審の改革路線を踏襲し、さらにそれを推し進める役割を果たしたといえます。

教育改革国民会議の報告は、最終的に17の提言という形でまとめられました。その中で特に注目すべきは、「不適格教員」の配置転換、問題を起こす子どもの出席停止措置、大学入学年齢の撤廃などといった提言です。文科省は、この提言を受けて、すみやかに教育関連法を改正し、その実現を図りました。

さらに同会議を一躍有名にしたものに、教育基本法の改正と奉仕活動の義務化の提案があります。特に教育基本法の見直し問題を、政府の公的な審議会が正面から取り上げて検討したのははじめてのことです。

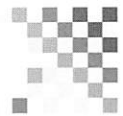
教育基本法の改正問題を主に議論したのは、「人間性」のテーマを扱った第1分科会です。新しい時代にふさわしい教育基本法の三つの観点として、①新しい時代を生きる日本人の育成 ②伝統、文化などの継承・発展 ③具体的方策の規定を掲げ、今後、教育基本法の見直しに取り組むことが必要であるとしてしました。改正の具体的方向を打ち出すまではいきませんでした。改正論議の口火を切ったという点で、その果たした役割は重要です。これを受けて、文科省は、2001年11月に、教育基本法の見直しについて検討することを中央教育審議会に諮問しました。

一方、奉仕活動の義務化については、当初は、第1分科会が「小・中学校では2週間、高等学校では1ヶ月間、共同生活などによる奉仕活動を行う」というプランを提起しましたが、最終報告では、義務化色を弱め、「その具体的な内容や実施方法については、各学校の工夫によるものとする」といったように、学校の裁量にげたを預けた形になりました。

教育改革国民会議の最終報告の提言を受けて、文科省は、その具体化のための施策とスケジュールを定めた「21世紀教育新生プラン」をつくりました。それによれば、教育改革のスケジュールは、早期に実現できるものと、時間をかけるものの二つに分け、奉仕活動の義務化や教育基本法の改正問題は、中教審に諮問するなどして、じっくり時間をかけて審議することになりました。

臨教審から教育改革国民会議へ、大きな教育改革の流れをつくり、そこで提起された個別問題を中央教育審議会が審議するというやり方が、最近の教育改革の手法になっています。そういった意味で、臨教審・教育改革国民会議の存在は、これからの教育のあり方を考える上で歴史的な重みをもつといえます。

(広瀬 隆雄)



教育改革国民会議委員名簿

座長 江崎 玲於奈 芝浦工業大学学長

第1分科会委員（人間性）

浅利 慶太（劇団四季代表）

今井佐知子（社団法人日本 PTA 全国協議会会長）

（副主査）梶田 勲一（京都ノートルダム女子大学学長）

勝田吉太郎（鈴鹿国際大学学長、京都大学名誉教授）

河上 亮一（川越市立城南中学校教諭）

曾野 綾子（日本財団会長、作家）

沈 壽官（薩摩焼宗家十四代）

（主査）森 隆夫（お茶の水女子大学名誉教授）

山折 哲雄（京都造形芸術大学大学院長）

山下 泰裕（東海大学体育学部教授）

第2分科会委員（学校教育）

石原多賀子（金沢市教育長）

上島 一泰（社団法人日本青年会議所会頭）

大宅 映子（ジャーナリスト）

（主査）金子 郁容（慶應義塾幼稚舎長）

河合 隼雄（国際日本文化研究センター所長）

（副主査）田村 哲夫（学校法人渋谷教育学園理事長）

藤田 英典（東京大学教育学部長）

第3分科会委員 創造性

牛尾 治朗（ウシオ電機会長）

（主査）木村 孟（大学評価・学位授与機構長）

草野 忠義（連合副会長）

グレゴリー・クラーク（多摩大学学長）

（副主査）黒田 玲子（東京大学教授）

河野 俊二（東京海上火災保険株式会社取締役会長）

田中 成明（京都大学教授）

浜田 広（リコー会長）

17の提言

人間性豊かな日本人を育成する

1 教育の原点は家庭であることを自覚する

2 学校は道徳を教えることをためらわない

3 奉仕活動を全員が行うようにする

4 問題を起こす子どもへの教育をあいまいにしない

5 有害情報等から子どもを守る

6 一人ひとりの才能を伸ばし、創造性に富む人間を育成する

一律主義を改め、個性を伸ばす教育システムを導入する

7 記憶力偏重を改め、大学入試を多様化する

8 リーダー養成のため、大学・大学院の教育・研究機能を強化する

9 大学にふさわしい学習を促すシステムを導入する

10 職業観、勤労観を育む教育を推進する

11 新しい時代に新しい学校づくりを

教師の意欲や努力が報われ評価される体制をつくる

12 地域の信頼に応える学校づくりを進める

13 学校や教育委員会に組織マネジメントの発想を取り入れる

14 授業を子どもの立場に立った、わかりやすく効果的なものにする

15 新しいタイプの学校（“コミュニティ・スクール”等）の設置を促進する

教育振興基本計画と教育基本法

16 教育施策の総合的推進のための教育振興基本計画を

17 新しい時代にふさわしい教育基本法を

教育改革国民会議 第1分科会中間報告（2000年7月26日）より抜粋

日本人へ （奉仕の志）

今までの教育は、要求することに主力をおいたものであった。しかしこれからは、与えられ、与えることの双方が、個人と社会の中で温かい潮流を作ることを見たい。個人の発見と自立は、自然に自分の周囲にいる他者への献身や奉仕を可能にし、さらにはまだ会ったことのないもっと大勢の人々の幸福を願う公的な視野にまで広がる方向性を持つ。

そのために小学校と中学校では2週間、高校では1ヵ月間を奉仕活動の期間として適用する。これは、すでに社会に出て働いている同年代の青年達を含めた国民すべてに適用する。そして農作業や森林の整備、高齢者介護などの人道的作業に当たらせる。指導には各業種の熟練者、青年海外協力隊員のOB、青少年活動指導者の参加を求める。これは一定の試験期間をおいてできるだけ速やかに、満1年間の奉仕期間として義務付ける。

そこで初めて青年達は、自分を知るだろう。力と健康と忍耐する心を有していることに満足し、受けるだけでなく、与えることが可能になった大人の自分を発見する。障害者もできる範囲ですべての奉仕活動に加わるから、彼らもまた新しい世界を発見し、多くの友人を得るだろう。（第1分科会の議論をもとに 文責 曾野綾子）

参考文献

河上亮一『教育改革国民会議で何が論じられたか』草思社、2000年

藤田英典『新時代の教育をどう構想するか—教育改革国民会議の残した課題』岩波ブックレット（No.533）、2001年

21世紀教育新生プラン

教育改革国民会議は、2000年12月22日の総会で『最終報告』（『教育を変える17の案』）を決定しました。この「プラン」は、それを受けたもので、町村信孝文部科学大臣が、「教育に対する国民各層の皆様の信頼に応えるためには、『最終報告』で指摘されているようにスピーディな改革の実行が不可欠です。新世紀が始まる本年（2001年）を『教育新生元年』と位置付け、このプランに基づき、改革を果敢に実行していく決意です」と前書きで述べているように、『最終報告』を実現していく具体案を文部科学省が作成して、2001年1月25日に、「学校、家庭、地域の新生～学校がよくなる、教育が変わる～」という副題をつけて発表したものです。

『最終報告』には、17の提案がなされ、そのそれぞれの提案ごとに3～5項目の「提言」が記載されていました。「プラン」は、それらに沿って「主な政策課題」と具体化の方策・計画を「主要施策及びタイムスケジュール」としてあらわしたものです。

これらのプランの中には、次年度で、すぐに施策・予算化されているものもあります。たとえば、第一の提言「教育の原点は家庭であることを自覚する」は、家庭の教育力の再生を図るための「提言」として、「親が信念を持って家庭ごとに、例えば『しつけ三原則』と呼べるものをつくる」「国及び地方公共団体は、家庭教育手帳、家庭教育ノートなどの改善と活用を図る」と記されていました。そこで「家庭教育手帳」（243万部）、「家庭教育ノート」（120万部）の作成・配布するために、2001年度予算として4億円の予算が計上されました。

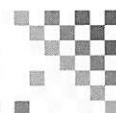
第二の提案「学校は道徳を教えることをためらってはならない」に沿って、『心のノート』が作成され、小・中学生全員に配布されました。そして、2002年の秋、文部科学省は、その『心のノート』が各学校でどのように活用され効果をあげているか、その実態を把握するために、全国の教育委員会を通じて、各学校に対して配布状況調査を実施しました。神奈川県では、その調査は緩やかだったようですが、地域によっては細かな報告を各学校に求めたところがかかりあります。こうした調査は、君が代・日の丸に関する実施調査と同様に、各学校に強い強制力をもたらし、それを事実上、教科書として使用することを強制し、やがて正式の教科書を発行する道を開いていくものとして懸念されます。

今日、国家財政の逼迫などにより、義務教育国庫負担金の削減が図られていながら、そうしたものには教育費をつぎ込んでいます。各学校へのスクールカウンセラーの配置政策なども同様ですが、そうした小手先の施策で今日の難問が解決されるどころか、逆効果をもたらすことが憂慮され、厳しく検討する必要があると考えます。

なお、大学の教育力向上のための大学、大学教員の評価システムの構築としての「大学評価・学位授与機構による第三者評価の推進」や、国立大学の独立行政法人化の検討（2001年度中に最終報告）など、「プラン」には、教育改革国民会議の提言には盛り込まれていなかったものも含まれており、今日、すでに実際に具体化されつつあります。

教育改革国民会議の『最終報告』が具体的にどうプラン化され実行に移されているかを見ていくことは、教育基本法の見直しと共に作成される教育振興基本計画が実は基本法の内実を決定していきます。その点でも「プラン」・「計画」の検討がきわめて重要です。

（市川 博）



21世紀教育新生プラン（2001年1月25日）の内容

教育の課題として取り上げられた項目

- 1) いじめ・不登校、個人の過度の尊重－「公」の軽視、青少年の「孤の引きこもり」
- 2) 行き過ぎた平等主義による教育の画一化、過度の知識の詰め込み
- 3) 進展しつつある社会状況から取り残されつつある教育システム

プランの概要〔全17項目〕

1) 人間性豊かな日本人の育成

- 1) 教育の原点を家庭に－教育休暇制度・余裕教室の利用による「地域ふれあい事業」の推進、「教師の日」の設定
- 2) 道徳教育の強化－小「道徳」、中「人間科」、高「人生科」の教科の設置、「心のノート」を作成し、全小・中学生に配布
- 3) 奉仕活動を全員に実施－学校・地域で小・中学校で2週間、高校で1ヶ月実施
- 4) 問題を起こす子どもの教育を厳格に－出席停止に関する要件の明確化
- 5) 有害情報から子どもを保護－有害情報から子どもを守る法の整備

2) 一人ひとりの才能を伸ばし、創造性に富む人間を育てる

- 6) 一律主義の是正、個性伸張の教育－少数教育、習熟度別学習、中高一貫教育
- 7) 記憶力偏重の是正、大学入試の多様化－AO入試、大学9月入学
- 8) リーダー養成重点大学・大学院－専門大学院の設置、大学の競争的環境の整備、国立大学の独立行政法人化の検討
- 9) 大学における学習システムの改善－大学教員の教育評価システムの構築、学生への成績評価の厳格化
- 10) 職業・勤労観の育成－インターンシップの推進、高校の総合学科設置の推進

3) 新しい時代に新しい学校づくりを

- 11) 教師の意欲や努力が報われる評価体制－優秀な教師を表彰・特別昇給、不適格教員への人事管理システム、教員採用・雇用法の多様化
- 12) 地域の信頼に応える学校づくり－学校評議員制度、通学区域の弾力化
- 13) 学校・教育委員会の会議の公開
- 14) 子どもの立場にたった授業－学級編成の弾力化、習熟度別学級編成
- 15) 新しいタイプの学校の設置－研究開発学校の拡充、コミュニティスクールの可能性の検討

4) 教育振興基本計画と教育基本法

- 16) 教育施策の総合的推進のための教育振興基本計画の策定
- 17) 新しい時代にふさわしい教育基本法の見直しへの取り組み

参考文献

日本教育学会『教育改革の総合的研究』研究委員会『教育改革の総合的研究』第1,2集 2001年8月、2002年3月（入手方法 学会事務局〔FAX03-3816-6898〕へ申し込み）



教育基本法の見直し

中央教育審議会は2002年11月14日に、「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」の中間報告をまとめました。「教育の危機」を理由に、「新しい時代を切り拓く心豊かでたくましい日本人」を育成することを目的としています。

そのために、新しい理念や原則を盛り込んでおり、なかでも「日本人としてのアイデンティティ」（伝統、文化の尊重、郷土や国を愛する心）「社会の形成に主体的に参画する『公共』の精神」の強調が注目されます。

また、「家族の役割や責任」、「教員の使命感や責務」、「学校と家庭、地域社会の連携・協力」の規定も主張しています。さらに、教育振興基本計画の基本的な考え方も示しています。

以上が中間報告の大枠ですが、一方で「個人の尊厳」「真理と平和」「人格の完成」などの理念は、「憲法に則った普遍的なものであり、新しい時代の教育の基本理念として大切にしていなければならない」としながら、この点と密接に関連する「前文」をはじめ、「意見の集約に至ら」なかった論点が多いことが目立ち、拙速の感を拭えません。

諮問の理由として、「教育改革国民会議の要請があった」と強調されていましたが、この会議は総理大臣の私的諮問機関でした。私的な会議の提案を直ちに中教審に諮問することは、法的にはともかく議会制民主主義の立場から疑義があります。こうした経緯であれば、最初に結論ありきで、国民会議も中教審も「改正」のための権威付けの機関、極論すれば「儀式」にしかすぎないと見なされても仕方ないでしょう。

内容についていえば、日本人のアイデンティティ、公共の精神の育成は、これまでもしばしば提唱されてきたことです。だが、これらの理念は教育基本法に盛り込まれていないでしょうか。

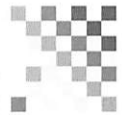
前文には、「普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない」とあります。第1条には、「勤労と責任を重んじ、・・・国民の育成を」期すと記され、第2条には、「自他の敬愛と協力」がのべられ、「個人の価値」の尊重と同時に、「国民の育成」も説かれています。公共性がなく個人の権利だけが強調されているなどとはどこをどう読んでも書かれていません。付け加えれば、前文には、国民の一人ひとりを、日本国憲法がめざす「民主的で文化的な国家を建設し、世界の平和と人類の福祉に貢献」しうる日本の国の主権者として育成することを教育の理念としています。ですから、現行法が愛国心を欠如しているという批判は全くあたらないのです。

もし、国を愛する心が薄れているとするなら、前述の憲法の理念とは逆の方向に、この国が進んできたからであり、そちらの側の責任をこそ問うべきです。なお、国際化を謳うなら、自国の「伝統、文化」の強調よりも、女子差別撤廃条約（1979年採択、1985年批准）、子どもの権利条約（1989年採択、1995年批准）など国際社会に履行を約束した条約の誠実な実現こそが不可欠です。

次に、家庭の問題は、宗教と同様、個人の私的・良心に関わる領域であってこれについての法的規定は、憲法に抵触する恐れがあり、中間報告の趣旨にも矛盾します。また、教員の問題や、学校、家庭、地域の連携などは、「教育基本法」としては第7条の規定で十分であり、より踏み込んだ規定は、第11条の補足による具体策を講ずるべきです。

おわりに、教育振興基本計画については別稿に譲りますが、国をはじめ行政の教育への関与が強められ、第10条の「不当な支配に服することなく」の条文が空文化する恐れが大きいことを指摘したいと思います。

（黒沢 惟昭）



教育改革国民会議報告 (2000年12月22日) より

これからの時代の教育を考えるに当たっては、個人の尊厳や真理と平和の希求など人類普遍の原理を大切にするとともに、情報技術、生命科学などの科学技術やグローバル化が一層進展する新しい時代を生きる日本人をいかに育成するかを考える必要がある。そして、そのような状況の中で、日本人としての自覚、アイデンティティーを持ちつつ人類に貢献するということからも、我が国の伝統、文化など次代の日本人に継承すべきものを尊重し、発展させていく必要がある。そして、その双方の視野から教育システムを改革するとともに、基本となるべき教育基本法を考えていくことが必要である。このような立場から、新しい時代にふさわしい教育基本法には、次の三つの観点が求められるであろう。

第一は、新しい時代を生きる日本人の育成である。この観点からは、科学技術の進展とそれに伴う新しい生命倫理観、グローバル化の中での共生の必要性、環境の問題や地球規模での資源制約の顕在化、少子高齢化社会や男女共同参画社会、生涯学習社会の到来など時代の変化を考慮する必要がある。また、それとともに新しい時代における学校教育の役割、家庭教育の重要性、学校、家庭、地域社会の連携の明確化を考慮することが必要である。

第二は、伝統、文化など次代に継承すべきものを尊重し、発展させていくことである。この観点からは、自然、伝統、文化の尊重、そして家庭、郷土、国家などの視点が必要である。宗教教育に関しては、宗教を人間の実存的な深みに関わるものとして捉え、宗教が長い年月を通じて蓄積してきた人間理解、人格陶冶の方策について、もっと教育の中で考え、宗教的な情操を育むという視点から議論する必要がある。

第三は、これからの時代にふさわしい教育を実現するために、教育基本法の内容に理念的事項だけでなく、具体的な方策を規定することである。この観点からは、教育に対する財政措置を飛躍的に改善するため、他の多くの基本法と同様、教育振興基本計画策定に関する規定を設けることが必要である。

中教審答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」(2003年3月20日) より

④新しい「公共」を創造し、21世紀の国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成

自分たちの力でより良い国づくり、社会づくりに取り組むことは、民主主義社会における国民の責務である。国家や社会の在り方は、その構成員である国民の意思によってより良いものになり得るのである。しかしながら、これまで日本人は、ややもすると国や社会は誰(だれ)かがつくってくれるものとの意識が強かった。これからは、国や社会の問題を自分自身の問題として考え、そのために積極的に行動するという「公共心」を重視する必要がある。

近年、阪神・淡路大震災の際のボランティア活動に見られるように、互いに支え合い協力し合う互恵の精神に基づき、新しい「公共」の観点に立って、地域社会の生活環境の改善や、地球環境問題や人権問題など国境を越えた人類共通の課題の解決に積極的に取り組み、貢献しようとする国民の意識が高まりを見せている。個人の主体的な意思により、自分の能力や時間を他人や地域、社会のために役立てようとする自発的な活動への参加意識を高めつつ、自らが国づくり、社会づくりの主体であるという自覚と行動力、社会正義を行うために必要な勇気、「公共」の精神、社会規範を尊重する意識や態度などを育成していく必要がある。

⑤日本の伝統・文化を基盤として国際社会を生きる教養ある日本人の育成

グローバル化の中で、自らが国際社会の一員であることを自覚し、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共生していくことが重要な課題となっている。このためには、自らの国や地域の伝統・文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けることにより、人間としての教養の基盤を培い、日本人であることの自覚や、郷土や国を愛し、誇りに思う心をはぐくむことが重要である。こうした自覚や意識があつて初めて、他の国や地域の伝統・文化に接した時に、自他の相違を理解し、多様な伝統・文化に敬意を払う態度も身に付けることができる。このような資質を基盤として、国際社会の責任ある構成員としての自覚を持ち、世界を舞台に活躍し、信頼され、世界に貢献できる日本人の育成を目指す必要がある。

日本弁護士連合会「教育基本法の在り方に関する 中教審への諮問及び中教審での議論に対する意見書」(2002年9月21日) より

教育基本法の制定過程のエッセンスから見ると、今回の中教審の議論に対する根本的疑問は、次のとおりである。

(1) 今回の教育基本法「見直し」に関する中教審での議論では、中教審での議論の前提資料として、制定過程における憲法と教育基本法の繋がりや示す資料が抜けており、資料的に偏頗であることをまず指摘しなければならない。

(2) 次に、国家の根本的在り方は憲法に規定され、憲法によって示された国家の在り方を支える人間作りは、あらゆる国家にとって最重要課題である。日本国憲法でも民主主義、基本的人権の尊重、永久平和主義が基本原則とされ、それらの理想の実現を積極的に進めるために本来憲法で規定してよい事項について教育基本法は制定されたのである。したがって、教育基本法の「改正」が憲法に違反すること、憲法を実質的に変更することにならないかは厳しく吟味しなければならない点である。2002年7月29日に公表された「教育基本法に関する中教審・基本問題部会の議論の概要」では、「憲法との関係については、現行の憲法の枠内で見直すべき点を見直す」としているが、かろうじて憲法違反でなければよいという議論は、教育基本法の基本的性格から許されないはずである。憲法を積極的に実現する教育をするという教育基本法の根本を変える「見直し」が否かを厳しく吟味しなければならない。(略)

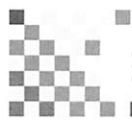
(3) さらに、教育行政(官僚)や政党による教育内容への介入は、教育基本法の制定過程では根本的改革課題とされて現在の教育基本法が誕生したものであり、教育の自主性・独立性とは対立するものとされていた。しかるに、今回の議論では「教育振興基本計画」の策定とも関連して教育行政による教育内容への全面的介入を企図するものとなっており、教育の独立性という教育基本法の基本を放棄することの危険性を戦後の教育史を振り返り吟味して検証しなければならない。

(4) さらに、「伝統・文化」の強調や、宗教的情操を育むこと、奉仕活動などは、国家による人間の内面的価値への踏み込みへと向かうものであるから、憲法の保障する精神的自由権と衝突が起こるものであり、きわめて疑問である。

(5) また、「エリートを育てそれを支える社会」の議論も、「教育振興基本計画」の議論とも絡んでなされているが、それが憲法も保障している教育の機会均等を実質的に掘り崩し、統治する者と統治される者を作り出して、民主主義を掘り崩す方向に向かわざるを得ない点で看過できない。

参考文献

永井憲一・暉峻淑子編著『教育基本法の「見直し」に反論する』かもがわブックレット・141、かもがわ出版、2002年



教育振興基本計画

教育振興基本計画（以下教育振興計画と略す）は、教育施策を中長期的に実行するための財政措置を含めた基本計画を言い、教育改革国民改革会議の最終報告（2000年12月）の中で、教育基本法の見直しとセットでその必要性が提言されました。その背景にあったのが教育に係る経費が年々軽視され、公的な教育費用が先進諸国中最も低くなっている現実です。今の社会的な状況では、教育振興計画を法定化しないと実現が困難になるという政治的判断が作用しました。加えて、①政府部内に教育にかかる政策経費が、対象となる子どもが減少している、それにも拘わらず従前の教職員配置が行われていることは「供給過多」ではないか、という指摘が強まっていることと、②このままでは教育分野は、新たな政策実現に必要な経費が生み出せなくなる、という事情がありました。

文部科学大臣は、01年11月「教育振興基本計画の策定と新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方」を中央教育審議会（以下中教審と略す）に諮問しました。中教審は教育基本法の見直しに向け審議を重ね、02年11月教育基本法を改正する中で教育振興計画策定の根拠規定を置く「中間報告」、03年3月に「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」答申しました。そこでは、教育振興計画の必要性を「近年『環境』『科学技術』『農業』など行政上の様々な重要分野について基本計画が策定され、施策の基本方針や目標、具体的な事項など総合的、体系的に盛り込まれ、閣議決定を受け政府全体の重要課題に位置づいている。それに比べ教育の基本計画は欠けている」ことを理由にしています。

教育振興計画の基本的考え方として、①計画期間はおおむね5年間とする、②盛り込む内容は、教育基本法改正の視点を施策化し総合的・体系的にとりまとめる計画を策定し、それを政府全体で確認し実行できる法的根拠を与えることによって実現していくシナリオです。計画では、国民から信頼されている学校教育の確立や、家庭の教育力の回復、「公共」に参画する意識や態度の涵養、伝統文化の尊重などの実現を大きな項目に位置付けています。しかも記述されている内容は、「個人の尊厳」を基調とする憲法理念に抵触するものや教育内容に入り込むものが含まれています。教育を国家戦略の一環として「大競争時代」に負けない人材の育成と、そこで排除される個人を、「新しい『公共』」という概念や帰属意識、規範意識で括ろうとしています。支え合い、協力・協働社会の実現という視点が見られません。

「計画に盛り込むことが考えられる具体的な政策目標の例」として、いじめ、校内暴力の「5年間で半減」をめざすことをはじめ市民生活全般にわたって教育の在り方や内容について盛り込む項目を列挙しています。教育宣言的な教育基本法に、具体的な施策を盛り込み、国や地方自治体の関与による権限があらゆるステージで是認・強化される方向、「法規万能主義」的な考えが見られます。

教育振興基本計画の意味するところは、教育を私事として捉えるのではなく公的なものとしての国や地方自治体が財政措置することにあります。子ども・保護者・教職員の願いは、地域や社会階層などに関係なく、誰もが質の高い教育を受けることができるナショナル・ミニマムとして確立することです。しかし今政府がすすめている教育政策全般の流れは、国及び地方の未曾有な財政状況の悪化により教育の機会均等のための制度的な教育費についても見直す内容になっています。加えて、教育分野への市場参入による規制緩和もすすめられ、教育費をはじめ公的分野にかかわる経費が削減されようとしています。このままでは、教育振興基本計画が教育基本法の改定理由に利用され、憲法上問題のある教育施策だけ効果を発揮する事態が生じかねません。

（前田 武）



表1 教育機関費用の対 GDP 比 [1998年]

(単位：%)

	全教育機関			うち初等中等教育			うち高等教育		
	公費	私費	合計	公費	私費	合計	公費	私費	合計
日本	3.55	1.17	4.72	2.78	0.25	3.03	0.43	0.60	1.02
アメリカ	4.82	1.61	6.43	3.40	0.35	3.74	1.07	1.22	2.29
カナダ	5.48	0.68	6.16	3.72	0.34	4.06	1.53	0.32	1.85
イギリス	4.65	0.28	4.92	3.40	-	-	0.83	0.28	1.11
フランス	5.88	0.36	6.24	4.14	0.22	4.35	1.01	0.12	1.13
ドイツ	4.35	1.20	5.55	2.79	0.89	3.68	0.97	0.08	1.04
スウェーデン	6.59	0.18	6.77	4.51	0.01	4.52	1.49	0.17	1.67
OECD全体	4.64	1.11	5.75	3.28	0.37	3.64	0.93	0.67	1.59

資料：OECD, *Education at a Glance 2001* (Paris: OECD, 2001)、一池上岳彦論文より

表2 子どもの数の減少による国の予算措置変遷—教育関係

	国家予算額(百万円)	前年比伸び率	文教予算(百万円)	国の予算に占める割合%
1960年	1,569,675	10.6	194,789	12.4
1970年	7,949,764	18.0	845,588	10.6
1980年	42,588,843	10.3	4,266,838	10.0
1990年	66,236,800	9.64	4,798,722	7.24
1995年	70,987,120	△2.87	5,639,307	7.94
2000年	84,987,053	3.82	5,883,676	6.92
2002年	81,229,993	4.42	6,699,788	8.25

2002年は2001年から文部省から科学技術庁と合体し文部科学省となったことから予算額が増加

— 教育改革国民会議報告(2000年12月22日)より —

5 教育施策の総合的推進のための教育振興基本計画を

教育改革を着実に実行するには、教育改革に関する基本的な方向を明らかにするとともに、教育施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術基本計画や男女共同参画基本計画のように、教育振興基本計画を策定する必要がある。

基本計画では、教育改革の推進に関する方針などの基本的方向を示すとともに、具体的な項目を挙げ、それぞれにつき、整備・改善の目標や具体的な実施方策についての計画を策定する。具体的な項目としては、例えば、①人間性豊かな日本人の育成の観点からは、生涯学習、社会教育、幼児教育、家庭教育、体験学習、学校での奉仕活動、芸術・文化教育、スポーツなど、②創造性に富む人間やリーダー育成の観点からは、中高一貫校、大学の施設等の教育・研究基盤整備、プロフェッショナル・スクールや研究者養成型などの大学院整備、若手研究者及び研究支援者の養成・確保、科学研究費、奨学金、私学振興助成など、③新しい学校づくりの観点からは、IT教育、英語教育、環境教育、健康教育、障害のある子どものための教育、科学教育及び職業教育、公立学校の教職員配置、教員の研修、公立学校の施設整備、私学振興助成など、④グローバル化に対応した教育の観点からは、海外子女教育、学生・生徒・教員など教育のあらゆる分野の国際交流、留学生支援などが考えられる。

(中略)

これからの時代の教育を考えるに当たっては、個人の尊厳や真理と平和の希求など人類普遍の原理を大切にするとともに、情報技術、生命科学などの科学技術やグローバル化が一層進展する新しい時代を生きる日本人をいかに育成するかを考える必要がある。そして、そのような状況の中で、日本人としての自覚、アイデンティティーを持ちつつ人類に貢献するということから、我が国の伝統、文化など次代の日本人に継承すべきものを尊重し、発展させていく必要がある。そして、その双方の視野から教育システムを改革するとともに、基本となるべき教育基本法を考えていくことが必要である。このような立場から、新しい時代にふさわしい教育基本法には、次の三つの観点が求められるであろう。

第一は、新しい時代を生きる日本人の育成である。この観点からは、科学技術の進展とそれに伴う新しい生命倫理観、グローバル化の中での共生の必要性、環境の問題や地球規模での資源制約の顕在化、少子高齢化社会や男女共同参画社会、生涯学習社会の到来など時代の変化を考慮する必要がある。また、それとともに新しい時代における学校教育の役割、家庭教育の重要性、学校、家庭、地域社会の連携の明確化を考慮することが必要である。

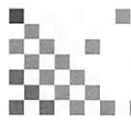
第二は、伝統、文化など次代に継承すべきものを尊重し、発展させていくことである。この観点からは、自然、伝統、文化の尊重、そして家庭、郷土、国家などの視点が必要である。宗教教育に関しては、宗教を人間の実存的な深みに関わるものとして捉え、宗教が長い年月を通じて蓄積してきた人間理解、人格陶冶の方策について、もっと教育の中で考え、宗教的な情操を育むという視点から議論する必要がある。

第三は、これからの時代にふさわしい教育を実現するために、教育基本法の内容に理念的事項だけでなく、具体的方策を規定することである。この観点からは、教育に対する行財政措置を飛躍的に改善するため、他の多くの基本法と同様、教育振興基本計画策定に関する規定を設けることが必要である。

これら三つの観点は、新しい時代の教育基本法を考える際の観点として重要なものであり、今後、教育基本法の見直しを議論する上において欠かすことのできないものであると考える。

参考文献

- 『季刊教育法 NO.136 — 特集 教育基本法改正の焦点 —』エイデル研究所、2003年3月
- 『「学びの社会」の創造へ』アドバンテージサーバー、2002年



80年代の「荒れる学校」の時代を過ぎ、90年代は「いじめ・不登校」問題が、相次ぐ子どもたちの自殺と共に、教育界の最重要課題として取り上げられた時代です。学校における相談機能の強化、スクールカウンセラーの導入その他の対策がとられる一方、文部省（当時）は「学力偏重」といわれた学校教育の抜本的な見直しに着手しました。「学力」そのものの再考がはかられ、「主体性」・「創造性」・「関心や意欲」・「道徳性」などの重要性を、「新しい学力観」のなかで提唱するようになりました。「生きる力」と「ゆとり」は、この一連の改革の、まさにキーワードだったのです。

1996年の、中央教育審議会の第一次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」が出されました。その中で、変化の激しいこれからの社会においては、「ゆとり」の中で「生きる力」をはぐくむことが重要であると提言されたのです。同答申では「生きる力」を以下のように定義しています。

- ① 自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力。
- ② 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性。
- ③ たくましく生きるための健康や体力。

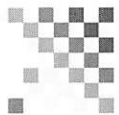
また同答申では、「生きる力」は単に学校だけで育成されるものでなく、学校・家庭・地域社会におけるバランスのとれた教育を通してはぐくまれるとし、家庭や地域社会での生活時間を増やし、子どもたちが主体的に使える自分の時間を増やして「ゆとり」を確保することが重要だと説いています。このことは、学校週五日制や教育内容の厳選の、一つの根拠となっています。

この中教審答申をうけ、1998年の教育課程審議会でも、「ゆとり」と「生きる力」をキーコンセプトとして教育課程のあり方がまとめられています。

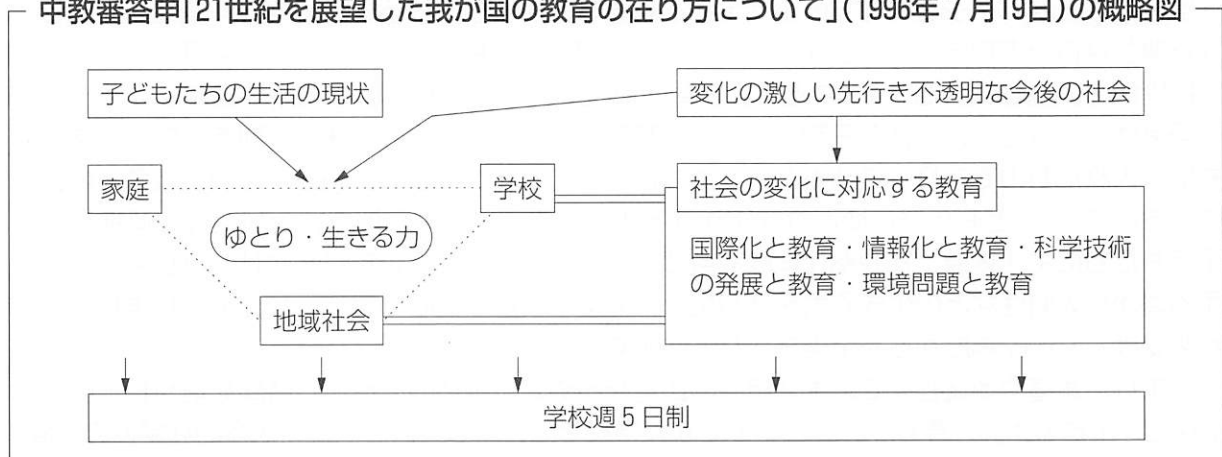
教課審では、現状認識として、「我が国の子どもたちの学習状況は全体としては概ね良好であり、基礎的知識はよく身に付いている。しかしながら、授業が知識詰め込み型になっており、時間的なゆとりが無い中で理解の十分でない子どもも多く、学習が受け身で覚えることは得意だが、自ら調べ判断し、自分なりの考えをもち、表現する力が十分育っていない。また一つの正答を求めることはできても多角的なもの見方や考え方が十分に育っていない」としています。したがって今必要なのが「ゆとり」と「生きる力」なのだ、ということです。この考え方が現行の学習指導要領に反映されているのです。

ところで、2000年3月には内閣総理大臣のもとに教育改革国民会議が設置され、同年12月に最終報告がまとめられました。その中では、具体的施策とならんで、教育振興基本計画の策定と教育基本法の見直しの必要性が提言されています。2001年には文部科学大臣の諮問を受けた中教審が、国民会議の提言を受ける形で審議を始めます。そして翌2002年11月に中間報告「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」を発表しました。その最新の中教審報告では、「生きる力」という言葉は見あたりません。どうやら当初の「生きる力」観は後退し、右頁のような新しい「生きる力」観が台頭してきたようです。現行学習指導要領をめぐる「学力低下論争」のなかで、教育基本法見直しをも視野に、文科省は明らかにスタンスを変えてきています。

（浅見 聡）



中教審答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」(1996年7月19日)の概略図



文部時報 (1996年10月号) 参考

教育課程審議会中間まとめ (1997年11月17日) より

教育課程の基準の改善のねらい

- ① 豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること。
- ② 自ら学び、自ら考える力を育成すること。
- ③ ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること。
- ④ 各学校が創意工夫を生かし特色ある教育を展開すること。

現行学習指導要領 (1998年12月文部省告示) における「生きる力」の記述

第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

1 各学校においては、法令及びこの章以下に示すところに従い、児童(生徒)の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童(生徒)の心身の発達段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童(生徒)に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開する中で、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。

* 文中、(生徒)は、中学校版の記述です。

新たな「生きる力」観

中教審中間報告「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」(2002年11月14日)をもとに、筆者なりにまとめると次のようになる。

- ① 自己実現を目指し、自立する力
- ② 豊かな心と健やかな体
- ③ 「知」の世紀をリードする創造性
- ④ 日本人として、新しい「公共」を創造し、21世紀の国家・社会の形成に主体的に参画する力
- ⑤ 日本人として、国際社会を生きる教養

参考文献

鷲田清一『〈弱さ〉のちから』講談社、2001年

学校週5日制

学校週5日制は、子どもたちの生活全体を見直し、ゆとりのある生活の中で、個性を生かしながら豊かな自己実現を図ることができるよう、1992年から月1回、1995年からは月2回という形で段階的に実施されました。「ゆとり」教育の目玉のように言われる学校週5日制ですが、導入の契機は、一般社会の週休2日制（人事院は1992年度から公務員の週休2日制を勧告）を学校にも取り入れたものであり、文部省主導ではなかったのです。しかし、1996年の中央教育審議会答申において、「子どもたちにゆとりを確保する中で、学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、子どもたちに生活体験、社会奉仕体験や自然体験など、様々な活動を経験させ、自ら学び自ら考える豊かな人間性などの生きる力を育むため、完全学校週5日制の実施」が提言されました。それを受けて、2002年度から完全実施されています。

つまり、家庭や地域社会での生活時間の比重を高めて、主体的に使える時間を増やし、ゆとりの中で「生きる力」を育もうとするものです。学校では、新しく設けられた「総合的な学習の時間」を活用し、各教科の学習で得た知識を様々な体験活動の中で実感を持って理解したり、学び方を身につけて、生涯学習の基礎を育てます。このような学校の取組みとともに、家庭では社会で生活していく上で不可欠なことを身につけさせることや、地域社会では地域ぐるみで子どもを育てていく意識を高めていくことが、謳われています。

この学校週5日制に対応した政府の取組みには、「新子どもプラン」策定や「子どもセンター」設置（全国に約1,000ヶ所）があります。それを受けて地方自治体が始めた具体的な事業は、スポーツ教室、自然観察、おもちゃの手作り、美術館無料パスポート発行など、261例を数えます（文科省発表2002年5月）。行政側は積極的に受け皿を用意していますが、子どもの参加はそれほどでもありません。参加しない理由として「時間的な余裕がない」「参加したい体験学習がない」「体験学習に関心がない」をあげています（文科省発表2002年10月）。

では大人はどう受け止めているのでしょうか。民間の調査によれば約98%が学校週5日制を知っているものの、約6割が否定的です（ハイホー・マーケティングサービス2002年4月有効回答者4,174名）。学校側では授業時間確保のため、約6割が学校行事の見直しをあげています（都道府県教委等指導事務主管部課長会2002年6月）。横浜市での公立高校では、土曜日が休みになった分の授業時間確保のために、三学期制から二期制に変えています。また、「総合的な学習の時間」の導入を「良かった」とするものは7割を超えていますが、「学習内容の3割削減では学力が低下する」と6割が答えています（朝日新聞2002年7月23日）。

「ゆとり」「生きる力」を謳い文句に実施された学校週5日制は、学習指導要領改訂と同時に始まったこともあり、様々な問題を引き起こしています。学習内容の精選、行事の削減、平日授業の過密化、子どもの過労傾向（保健室に来室の人数が急増）、教師の多忙化（月～金曜日まで空き時間なしで6時間授業が連続、習熟度別授業、絶対評価への転換等）、土曜補習（深谷市、古河市、台東区等）、学習意欲の低下（平日、家で勉強する時間が30分未満が28%にのぼる）、総合的な学習の時間や奉仕活動の未整備、私立の6日制などです。とりわけ、1999年ころから叫ばれ始めた「学力低下」は、学習量の削減と学校週5日制をきっかけに、さらに不安を加速させています。しかしこれは、差別的・能力主義的な選択授業の小学校低学年からの導入や、特色ある学校づくり競争と自己責任による公教育のスリム化などを貫徹しようとした、新自由主義的政策に問題があると考えられます。大量の知識の画一的注入を効率的に行う経済優先の教育、過酷な受験戦争を強いた教育、国益中心の教育という発想を転換する必要があります。その方策は、これまでの「知識教育」主義から新しい「学び」へのパラダイムシフトにあるのではないのでしょうか。

（高橋 和子）



内閣府編『平成14年度 青少年白書』より

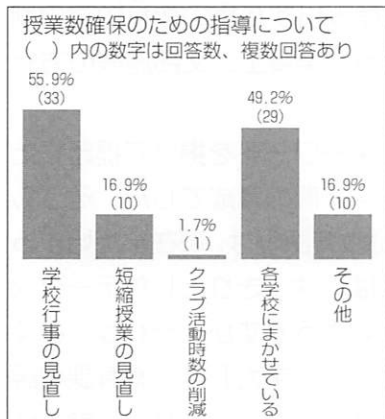
「新子どもプラン」主要施策（平成14年度）

○事業の要旨

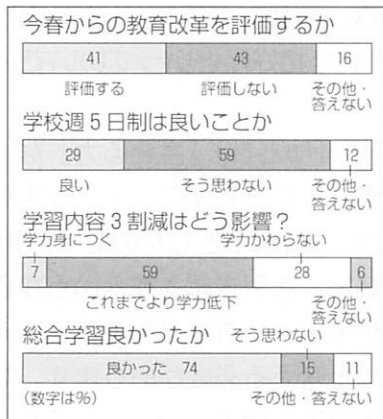
平成14年度からの完全学校週5日制の実施にあたり、平成11年度から平成13年度までの3年間に地域で子どもを育てる環境の整備を目指した、「全国子どもプラン（緊急3ヶ年戦略）」の実績を踏まえ、関係省庁の協力を得ながら、継続的に子どもたちの体験活動機会の充実などに資する施策を推進するための「新子どもプラン」を策定する。

地域の体験活動等の体制整備・情報提供	子どもを核とした地域の様々な活動の機会と場の拡大		子どもや親への相談体制の整備等
地域教育力・体験活動活性化のための推進体制の整備 (全国レベル) 全国体験活動ボランティア活動推進協議会 全国体験活動ボランティア活動総合推進センター (都道府県レベル) 地域教育力・体験活動推進協議会 都道府県体験活動ボランティア活動支援センター (市町村レベル) 地域教育力・体験活動推進協議会 市町村体験活動ボランティア活動支援センター	子どもの放課後・週末活動等支援事業 ●地域のスポーツ指導者・大学生・高齢者などの地域資源を活用し、地域の実情に応じて放課後、週末、長期休業日を通じた地域教育力の活性化に向けたモデル事業を実施 (モデル事業) ○学校や社会教育施設、地域の自然環境を活用した「子どもの居場所再生事業」 ○通学合宿、高齢者とのふれあい交流活動等、地域住民とのふれあい交流活動による「地域ふれあいサポート事業」 ○専門的な技術を活用したロボットづくり、料理教室など「専修学校ウイークエンドスクール事業」 ○体育館や校庭・運動場を活用し、地域のスポーツ指導者による「放課後子どもスポーツ活動活性化事業」など		子育て支援ネットワークの充実 子育て中の親の身近な相談相手としての「子育てサポーター」やカウセリングを行う「家庭教育アドバイザー」を配置するなど、地域における子育て支援ネットワークづくりを推進
子どもセンター	地域でですめる子ども外国語学習の推進 週末等を中心に、地域における子どもの異文化交流学習を通して、子どもたちが楽しく生きた外国語に取組む機会を提供	科学系博物館教育機能活用プロジェクト 博物館でのスタッフ体験や芸員や教員等の共同研究による学習プログラムの開発など、その教育機能の活用により、地域学習活動や博物館機能の活性化を図るとともに、科学技術・理科離れの防止、解消に寄与	大学Jr.サイエンス&ものづくり 国立大学や大学共同機関等を子どもたちに開放し、高度の「科学技術」や「ものづくり」の体験機会を提供
子ども放送局	学校と地域を通じた奉仕活動推進事業 子どもたちが学校教育・社会教育を通して構成される、年間7日間程度の奉仕体験活動に取り組むモデル事業を実施	青少年長期自然体験活動事業 青少年が野外活動施設や農家などで夏休みを中心に2週間程度の長期間異年給集団を編成して行う自然体験活動を実施	文化体験プログラム支援事業 子どもたちが様々な機会に多様な文化に触れあひ体験する機会を提供
TVサイエンス番組の制作	子どもたちがスポーツに親しむ機会の充実 子どもを含めた地域住民の継続的なスポーツ活動を可能とし、身近な学校や地域のスポーツ施設等を拠点とする総合型地域スポーツクラブとその支援を行う広域スポーツセンターの育成・定着	省庁連携子ども体験型環境学習推進事業 ●関係省庁と連携して、地域の身近な環境テーマに、子どもたちが継続的な体験活動自ら企画して行うモデル事業実施 ○河川での体験型環境学習（国土交通省、環境省と連携） ○漁港等での体験型環境学習（水産庁と連携） ○農業用水路等での体験型環境学習（農林水産省と連携） ○森林での体験型環境学習（林野庁と連携） ○都市と農村の交流活動や農業体験を通じた体験型環境学習（農林水産省と連携） ○地元の企業や商店街等での体験型環境学習（中小企業庁と連携） ○国立公園等での体験型環境学習（環境省と連携）	
	子どもゆめ基金 「子どもの体験活動支援事業」「子どもの読書活動支援事業」など、民間団体が実施する様々な体験活動等への助成	国立青少年教育施設 国立青少年施設において、豊かな自然の中での集団生活や自然体験活動等の様々な活動を行う機会と場を提供	
		子育てサークル交流の支援 子育て中の親を支援する子育てサークルのリーダー等を対象に各地域の取り組み等についての情報交換が図られるよう全国的な研究協議会を開催	
		子どもや親のための24時間ホットライン 各都道府県の教育センター等で実施されている子どもや親のための電話相談事業の開設時間帯を夜間・深夜に拡げ、24時間子どもや親からの相談に対応できる体制を整備	

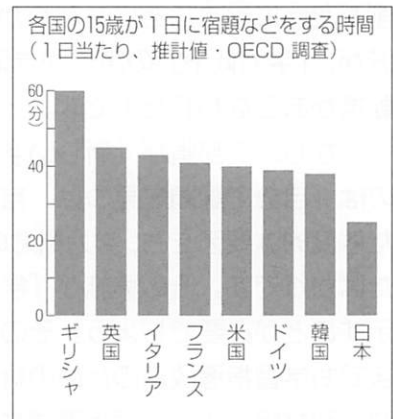
授業時間数確保のための指導
(都道府県教委指導事務主管課長会2002年6月2日)



教育問題についての世論調査
(朝日新聞2002年7月23日)



宿題などをする時間
(朝日新聞2002年11月24日)



参考資料

文部科学省ホームページ：完全学校週5日制
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/week/index_a.htm

学力低下問題

学力低下論議は、戦後何度も繰り返されてきています。経済が不況になると論争が起きるといふ指摘もあるように、「学力論議」は、純粋な教育問題というより、むしろ社会問題の範疇に属しているのかもしれませんが。また、学力が論じられるときは、かならずそれが「低下」しているという文脈のなかに登場してくるのも不思議なことです。

ところで、現在論議されている「学力低下問題」は、直接には、学校週五日制に伴う学習内容の削減が大きな要因と考えられます。教育内容の削減は、義務教育用教科書の検定作業に大きく影響を与えました。つまり、教科内容が三割削減された学習指導要領をうけて、それを厳密に教科書に反映することが要求されたのです。もともと週五日制という入れ物を先に決めておいて、それにあわせてひとしなみに各教科を三割削減するという方針自体に大きな問題がありました。とりわけ理科や算数・数学のように教えるべき内容がはっきりしていて、なおかつ系統性が重視される教科では、今次の学習指導要領の内容にかなり無理があることは、早い時期から問題になっていました。

これにしたがって教科内容を削減した教科書が2002年4月から使われることが一般にも知られるようになり、「学力低下」の懸念があちこちでささやかれるようになってきました。「学力低下」を憂う本も数多く出版され、もともと大学生の「学力低下」を問題にしていた一部の理数系の研究者たちが学習指導要領の撤廃を求める運動を起こすまでになりました。社会問題化した「学力低下」の声を受けて、新しい学習指導要領に基づく教育課程が実施される4月以前であるにもかかわらず、遠山文部科学大臣名で基礎基本の徹底を訴えた「一確かな学力向上のための2002アピール『学びのすすめ』」が、2002年1月に出されました。また、学習指導要領は、「最低基準」であり、発展的な内容の学習を拒むものではないという、これまた従来の見解を覆すかのような文科省の談話が紹介されたことも、記憶に新しいところです。しかしこうした文脈で語られる「学力」は、要素的で、実体的なもの（一般に旧学力観といわれるもの）を指していることが多いようです。

現在編集中で、これから使われる予定の小・中・高等学校の検定教科書には、学習指導要領の内容から発展した内容を載せてもよいということになりそうです。極端に言えば、学習内容三割削減を元に戻すことにもなりかねない情勢なのです。「ゆとり」を産み出すための教科内容の削減が、「学力低下」の声にかき消された格好だといっていいいでしょう。実質上、文部施策の方針転換がおこなわれたのです。

しかし、文部省が「新しい学力観」「ゆとり」「生きる力」などのキーワードを掲げて提起したのは「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考える」ような主体的な人間の育成でした。そうした態度的な要因をも、学力概念の中に含めようとしたのです。新しい教育課程は、現在まだ始まったばかりです。その実施が「学力低下」を引き起こすというからには、はっきりとしたデータを示すことが必要でしょう。そのための学力調査なども準備されているようですが、それは、あくまでも学習指導改善のための材料だと考える必要があります。なぜなら「学力」は、教育課程論や、教材論、また学習指導論などと密接な関係を持っているからです。「学力」、それも「学力低下」という概念だけを抜き出して論議すると往々にしてことばが一人歩きしがちです。私たちは、一人一人の学び手の中に生まれる確かな力として「学力」を考える必要があるのではないのでしょうか。

(府川 源一郎)



学力問題と経済のおもな歴史（「朝日新聞」2002年7月22日付記事より）



参考文献

- 『「学力低下」問題研究委員会報告書』国民文化総合研究所、2001年12月
- 中央公論編集部・中井浩一編『論争・学力崩壊』中公新書ラクレ、2001年
- 市川伸一『学力低下論争』ちくま新書、2002年

奉仕活動

奉仕活動の義務化は、「教育改革国民会議」の中間報告（2000年9月）で提案されました。これに対して、義務化はボランティアを強制するものであって、国民会議が期待する「他者への献身奉仕を可能にするものではない」という批判を招きました。最終報告（2000年12月）では義務化には至らず各学校の裁量に任せていますが、「小・中学校では2週間、高等学校では1ヶ月間」の奉仕体験活動、自然体験活動などの促進についての規定を盛り込む「学校教育法」及び「社会教育法」の改正が行われました（2001年7月）。

さらに、中央教育審議会の「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」（中間報告：2002年11月）には、「新しい＜公共＞を創造する」という文言が掲げられ、＜公共＞に主体的に参画する意識や態度の涵養の視点が強調されています。それを具現化するものが奉仕活動です。この答申の中で奉仕活動は「個人が能力や経験などを生かし、個人や団体が支え合う、新たな＜公共＞に寄与する活動」と定義されており、「自発性」の意味合いは含まれませんでした。また、従来の「官」と「民」という二分法では捉えられない、新たな「公共」という語句も登場しました。「高校での自発的ボランティア活動の単位認定」「活動を評価する高校入試の工夫」「ヤングボランティアパスポートの発行」などの具体策も提言されています。

そもそもボランティアの語源は、教会のパイプオルガン奏者が礼拝時間の少し前から独奏する即興曲に由来します。即興とはその場を察知し思いのままに活動することですから、本来のボランティアは、他者のニーズや状況に自分を合わせて、相手に満足感を与えるように働くことが大事になります。ですから、ボランティアは強制されて行うものでもなく、入試に有利だからという理由で行うものでもありませんし、義務化自体がボランティアの精神に反するものです。

なお、奉仕活動の義務化が議論される以前から、ボランティア活動は学校へ導入されています。1996年の中央教育審議会第一次答申の影響です。答申では「他者の存在を意識し、コミュニティーの一員であることを自覚し、お互いが支え合う社会の仕組みを考える中で自己を形成し、実際の活動を通じて自己実現を図っていくなど、青少年期におけるボランティア活動の教育的意義は特に大きい」とされています。1997年度に「学童・生徒のボランティア活動普及事業」が、そして1998年に改定された小・中学校の学習指導要領の総則には「ボランティア活動」が初めて盛り込まれました。都市化、少子化、核家族化が進む中で、生活体験の希薄化した子どもたちが、体験を通じて勤労の尊さや社会に奉仕する精神を養うことが、これまで以上に重要になってきたのです。「総合的な学習の時間」や道徳、特別活動を中心に、地域の清掃活動や高齢者福祉施設等で多くの活動が展開されます。

学校教育の一環であれ、ボランティア活動の体験はさまざまな「気づき」を促してくれるはずですが、自分が相手の立場になって考え行動すること、これは他人に共感することを意味します。学外に出れば異年齢の人々と共に働く機会も得られるので、コミュニケーション力もさらに必要になります。また、自分の働きを喜んでくれる人がいれば、かけがえのない存在であることや社会の一員であることを実感する機会にもなるでしょう。学校としては「ボランティア・ガイダンス教育」を適切に行う必要があり、「総合学習の時間」に組み込めば、有効な授業となるのではないのでしょうか。

（高橋 和子）

内閣府編『平成14年度 青少年白書』より

文部科学省における奉仕活動・体験活動の推進に関する主な施策

21世紀教育新生プランにおいては、「多様な体験を通じた豊かな人間性の育成」を図るため、青少年の体験活動の振興のための各種施策を推進していくこととしている。

施策名	内容
学校内外を通じた奉仕活動・体験活動推進事業	青少年のボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動の推進を図るため、国、都道府県、市町村において、幅広い関係機関・団体と連携等を図る協議会を組織するとともに、情報提供やコーディネート等を行う支援センターを設置し、学校教育と社会教育を通じた青少年の奉仕活動・体験活動の推進体制の整備を図る。
豊かな体験活動推進事業	各都道府県に「体験活動推進地域」及び「推進校」を指定し、他校のモデルとなる体験活動に取り組むとともに、「推進地域」及び「推進校」において得られる先駆的な取組を地域ブロックごとの協議会や事例集の作成を通じて広く全国すべての学校に普及させ、全小・中・高等学校等における豊かな体験活動の円滑な展開を推進する。
子ども放課後・週末活動等支援事業	子どもを中心とした新たな教育的課題に対応し、地域で子どもを育てる環境を充実するため、地域のスポーツ指導者、大学生や高齢者等との地域資源を活用した放課後や週末等における子どもの活動支援や高齢者等の幅広い世代間とのふれあい交流支援など、地域の実情に合わせた取組を推進するため、モデル事業を実施する。
青少年長期自然体験型活動推進事業	青少年の長期自然体験の一層の普及、定着を図るため、地方公共団体が自然体験活動推進団体の協力を得て、青少年が野外活動施設や農家などで、2週間程度の長期間、異年齢集団を編成して共同生活をしながら、野外活動等の自然体験活動に取り組む事業に対して助成をする。
省庁連携子ども体験型環境学習推進事業	子どもたちの豊かな人間性を育むため、関係省庁と連携して、地域の身近な環境をテーマに、子どもたちが継続的な体験活動を自ら企画して行うモデル事業の実施を通して、体験型環境学習を推進する。
文化体験プログラム支援事業	都道府県等において、子どもたちが年間を通じて多様な機会に多種の文化にふれあい体験する文化体験プログラムを作成。実施するモデル事業（60地域）を支援する。
青少年の「社会性」を育むための体験活動総合推進事業	青少年の「社会性」を育むため、学校教育、社会教育を通じて、社会奉仕体験活動や自然体験活動等の機会を効果的に提供する。具体的には、中学校区程度の地域において学校関係者、PTA、青少年団体等の社会教育関係者等が連携協力し、地域の子どもの間7日間程度の社会奉仕体験活動に取り組むモデル事業（全国72地域）を実施するとともに、非行や不登校等で悩みを抱える青少年に対し、自然体験や生活体験等の体験活動に取り組むモデル事業（10か所）を実施する。
「子どもゆめ基金」事業	21世紀を担う夢を持った子どもの健全育成の推進を図るため、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターに創設した「子どもゆめ基金」により、民間団体が行う体験活動等への助成を実施する。

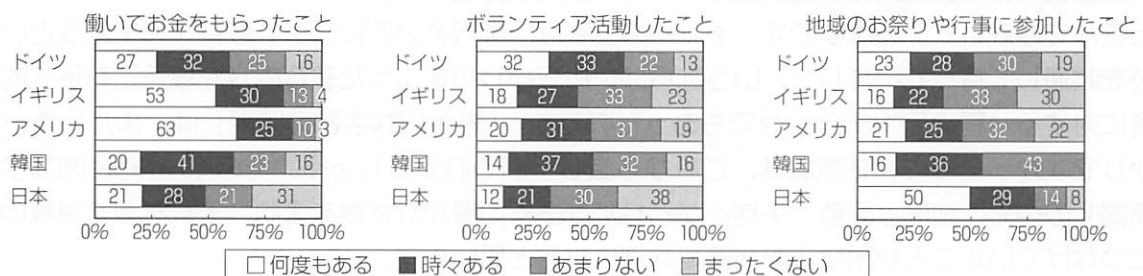
新たな「公共」を担う「奉仕活動」例

中央教育審議会「青少年の奉仕活動・体験活動の推進等について」の答申（2002年7月）

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
5. 環境保全を図る活動
6. 災害救援活動
7. 地域安全活動
8. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
9. 国際協力活動
10. 男女共同参画社会の形成の促進を図るための活動
11. 子どもの健全育成を図る活動
12. 団体等の運営又は活動に関する連絡、助言、援助

子どもの体験活動等に関する国際比較調査「社会体験」

子どもの体験活動研究会：2000年3月（『文部科学省白書』平成13年度版より）



参考資料

文部科学省ホームページ中央教育審議会 http://www.mext.go.jp/b_menu/shougai/chukyo

総合的な学習

2002（平成14）年度から、新しい学習指導要領のもとで、本格的に「総合的な学習の時間」が実施され始めました。「総合的な学習の時間」が創設される以前に、教科目としての「総合科（仮称）」が設置され「既存教科を横断・合科的にしたもの」になるという情報が流れたことがありました。教科再編・統合の動きです。実際、「生活科」という新しい教科が生まれ、それが小学校の教育課程に少なからぬ影響を及ぼした先例もあったので、教育界がこの新しい動きに敏感に反応し、その行く先に注目したのも当然のことでした。結局、教科の再編は行われず、教科学習とは別に「総合的な学習の時間」が設置されることになったわけですが、こうした時間・教育内容の設定は初めてのことでした。

「総合的な学習の時間」の創設は、「生きる力」の育成を全面に打ち出した新しい学習指導要領の一番の目玉といってもいいでしょう。また、新しい学力を鮮明に打ち出し、それを育成するための格好の舞台装置でもありました。「総合的な学習の時間」のねらいは、「学習指導要領」によると、「（1）自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。（2）学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること。」にあります。すなわち、問題発見や問題解決を通して、その解決方法を身に付け、自己確立をしていくことです。もちろんそれらは、各教科においても重視されなければならない能力や態度であることは、あらためていうまでもありません。つまり、各教科で培った力を「総合的」に動かせるための時間が「総合的な学習の時間」だというわけです。

そこで扱う課題は、「例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題」であり、「学校の実態に応じた学習活動を行う」とされています。課題として何を取り上げてもいいこととなりますが、実際には地域の特色を発見したり、地域に住む人々と関わりを持つとする実践が数多く行われています。おそらくそれは、「体験的な学習、問題解決的な学習」であり、「多様な学習形態」を採用し、「地域の教材や学習環境の積極的な活用」を図ることが奨励されたからかもしれません。現在、身の回りの生活を見つめ直すことが切実な課題として感じられているからでもあります。

「総合的な学習の時間」の設定に当たっては、戦前から各地、各学校で行われていた「総合学習」の実践とのつながりや、それとの違い、あるいは諸外国での事例なども話題になりました。おそらく「総合的な学習の時間」での実践活動は、遠くさかのぼれば、郷土学習の系譜や、戦前の自由主義に立つ教育実践の積み重ね、あるいは戦後直後のコアカリキュラムの考え方などとも、どこかで通底しているはずで、それらの主張は、学習者の側に立って教育を考えようという姿勢を共通して持っていました。いうならば、あらかじめ定まった教育内容を教え込む形式的な教育に対する一種のアンチテーゼでもあったのです。「総合的な学習の時間」は、まだ始まったばかりですから、その存在意義は、これから厳しく問われるでしょう。その際、「総合的な学習の時間」の中で、教師と児童・生徒とがどれだけ多くの豊かな体験を重ね、それを教育課程の改編につなげていくことが出来るかが重要な鍵になると思います。

（府川 源一郎）



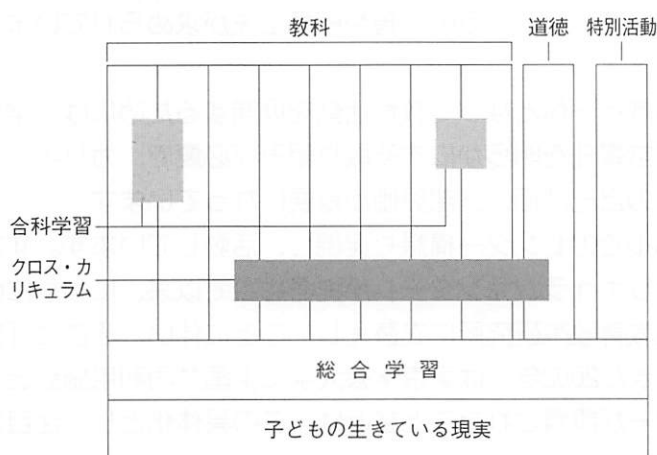
総合的な学習の時間の取扱い

- 1 総合的な学習の時間においては、各学校は、地域や学校、児童の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や児童の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うものとする。
- 2 総合的な学習の時間においては、次のようなねらいをもって指導を行うものとする。
 - (1) 自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。
 - (2) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること。
- 3 各学校においては、2に示すねらいを踏まえ、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、児童の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、学校の実態に応じた学習活動を行うものとする。
- 4 各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定めるものとする。
- 5 総合的な学習の時間の学習活動を行うに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 自然体験やボランティア活動などの社会体験、観察・実験、見学や調査、発表や討論、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れること。
 - (2) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること。
 - (3) 国際理解に関する学習の一環としての外国語会話等を行うときは、学校の実態等に応じ、児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりするなど小学校段階にふさわしい体験的な学習が行われるようにすること。

【小学校学習指導要領】(1998年12月文部省告示)

【中学校学習指導要領】も同文(ただし、児童→生徒、5の(3)はなし)

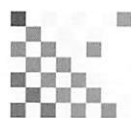
総合学習の位置



長尾彰夫著『カリキュラム改革としての総合学習 1 総合学習を楽しむ』(アドバンテージサーバー、1992年、P92)では、合科、クロス・カリキュラム、既存の教科との関連を左表のように考えて、「総合的な学習の時間」を、カリキュラム改革の運動とつなげて考えようという提案である。それはまた、「総合学習」を各教科の学習と子どもたちが現に生きているさまざまな現実と結びつけて、子どもたち自身が「学び」の意味と価値を問い直していく媒体にしたいという主張でもある。

参考文献

- 『神奈川の総合学習 ヒント編』神奈川県教育文化研究所、2000年
 高浦勝義編著『総合学習の理論』黎明書房、1997年
 加藤孝次『総合学習の思想と技術』明治図書、1997年



カリキュラムセンターは、カリキュラムに関する検証・開発及び調査研究や、研修の実施、幅広い情報の収集、蓄積と提供、コンサルタント（相談）を行い、特色ある教育の展開や学校づくり、楽しく、分かりやすい授業づくり等について、学校や教職員への助言・支援をはじめ、保護者や地域住民等の学校運営や学習活動への参画について支援する機関です。

カリキュラムセンターが求められた背景には、教育の危機への対策、さらに急速に進展するグローバル化への対応を目的にした、国の教育改革の動きがあります。それは、規制を緩和して教育の市場化を進め、教育の責任を地方に委ねようとする動きとして現れています。こうした改革の一環として、各学校及び教職員に対して、創造的かつ継続的な教育の実践・改善への取り組みが求められたのです。そのためには、学校・教職員への支援が不可欠で、このことがカリキュラムセンターを生み出した大きな要因でした。

今日の教育改革のポイントを列挙すると次のようになります。

・「生きる力」の育成を基調とする教育への転換

15期中教審が提示した「生きる力」の育成は、教員による日々の教育実践により実現されるもので、教育内容や指導方法、学習評価などについて、充実、工夫・改善を行うことがこれまで以上に重要になっています。

・特色ある教育の展開、特色ある学校づくりの必要性

教育分野の地方分権が推進され、学校の自主性・自律性が高まる中で、各学校において、地域や学校、児童・生徒の実態に応じて、創意工夫を生かした特色ある教育の展開、特色ある学校づくりが強く求められています。

・学習指導、学習評価の改善の必要性

完全学校週5日制のもとにおける新学習指導要領では、「総合的な学習の時間」や高等学校の教科「情報」等の新設、授業時数の縮減、教育内容の厳選等が行われており、基礎基本の定着をはじめ、学習指導や学習評価の在り方について、いっそうの改善や創意工夫が求められています。

・学校の自己評価、外部評価の必要性

学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と一体となって教育活動を展開するためには、学校を開かれたものとするとともに、学校の経営責任を明らかにする取り組みが必要で、カリキュラムの検証を含め、学校の取り組みについての自己評価、外部評価が重要になっています。

こうした状況を受けて、ナショナルレベルでのセンター構想も実現し、活動しています。すなわち、16期中教審で常設の「ナショナルカリキュラムセンター」が提言されて以来、にわかに関心を浴び、2001年に国立教育研究所が国立教育政策研究所に衣替えしたことに伴い、そこに「教育課程研究センター」が創設されました。また2002年には東京学芸大学に全国共同利用施設として、教員養成カリキュラム開発研究センターが設置されたことなどは、この具体化として注目されます。

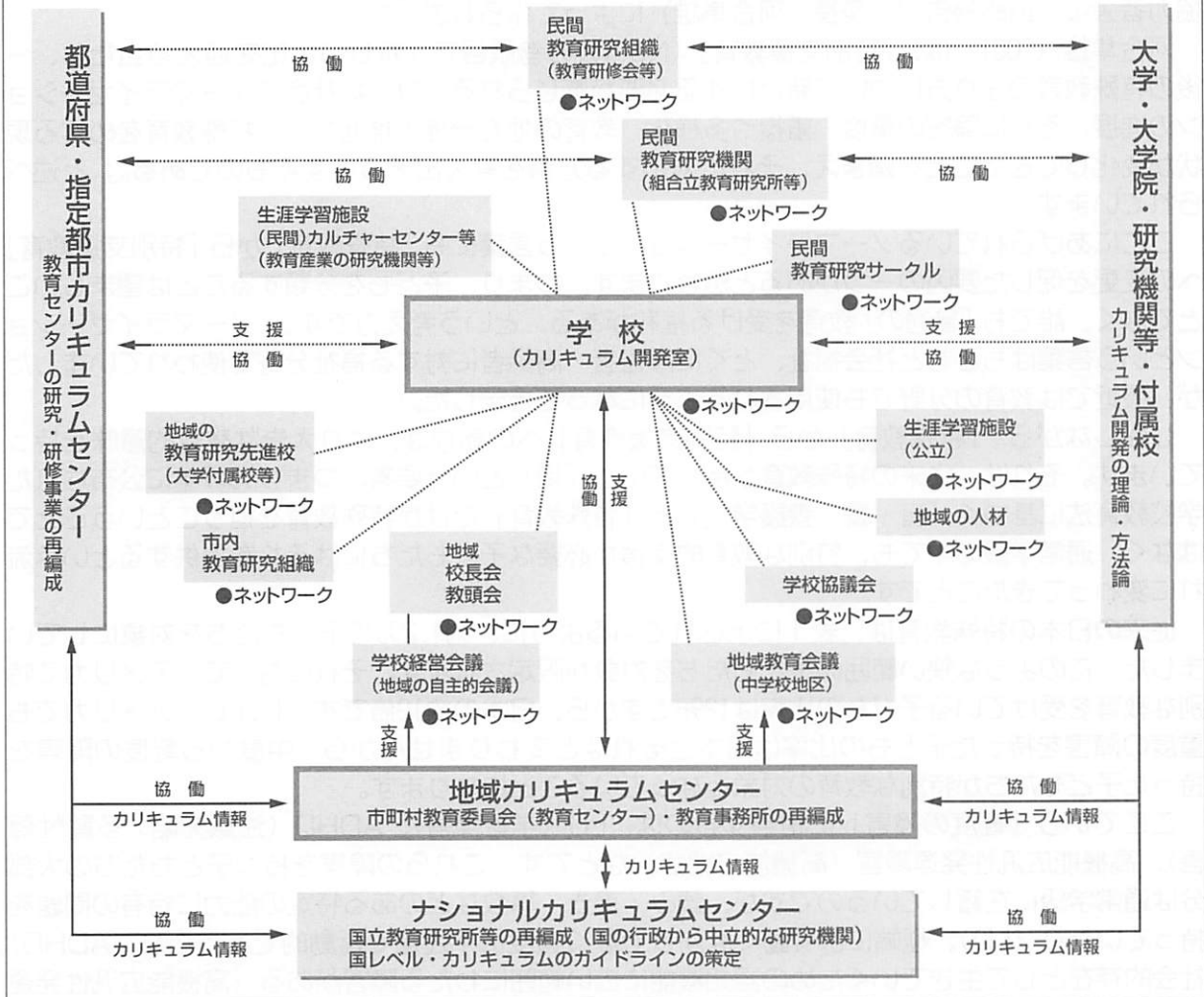
しかし、いまもっとも期待されるのは、地域の各学校のカリキュラムづくりを支援するローカルカリキュラムセンターです。このためには、現在、全国各地に300ほどある地域の教育センター・教育研究所をいかにしてカリキュラムセンターに転換していくかが大きな課題となっています。そこには、教員組合が取り組んできた自主編成運動の成果をどう反映させていくかが今後の課題といえましょう。2002年に教育研究所からカリキュラムセンターへの機能転換を図った神奈川県カリキュラムセンターは先駆的な事例として全国の関心をよんでいます（黒沢 惟昭）



21世紀カリキュラム委員会編『地球市民を育てる—学校がつくる私のカリキュラム—』(1999年)より

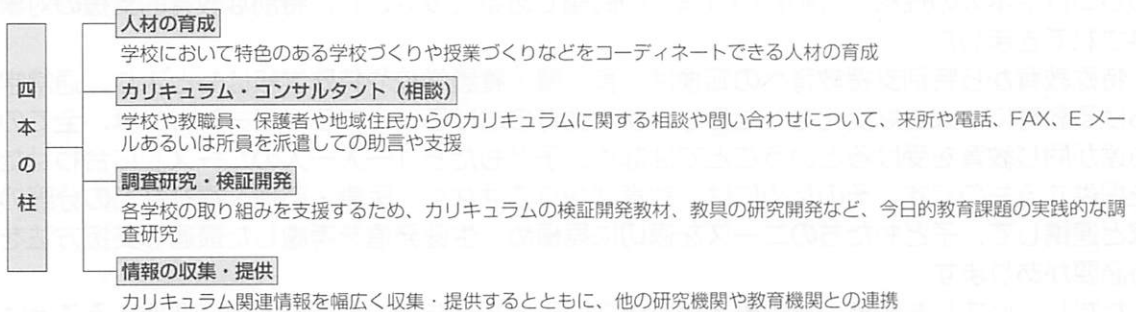
草の根の実践を支援するカリキュラムセンター構想

—「参加」と「対話」による「学び」の想像—



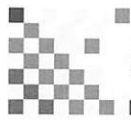
神奈川県立教育センター『カリキュラムセンター ハンドブック』(2001年)より

カリキュラムセンターの4本柱



参考文献

21世紀カリキュラム委員会編『地球市民を育てる—学校がつくる私のカリキュラム—』アドバンテージサーバー、1999年



特別支援教育

日本の21世紀の特殊教育を象徴するできごとの一つは、2001年に文部科学省の初等中等教育局「特別支援教育」(No.1-No.4, 東洋館出版社, 2001)に詳述されていますが、その基本になる流れは、2001年1月15日にとりまとめられた「二十一世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議(最終報告)」(座長:河合隼雄)によって作られました。

河合隼雄(2001)は、「特別支援教育」(No.1)の巻頭言で「新しい世紀を迎える当たり、今後の特殊教育の在り方について新たにする必要が感じられる。これは、社会のノーマライゼーションの進展、それに障害の重度・重複や多様化、教育の地方分権の推進など、特殊教育をめぐる現状が変化してきたことを踏まえ、それに対応する方策を考え出そうとするものである。」と述べられています。

ここにあげられているノーマライゼーションという言葉にも「特殊教育」から「特別支援教育」への変更を促した要因の一つがあると思われます。つまり、子どもを分類することは望ましいことではなく、誰でも「普通の」教育を受ける権利がある、という考え方です。(ノーマライゼーションという言葉はもともと社会福祉、とくに障害者・高齢者に対する福祉分野で使われていましたが、最近では教育の分野でも使用されるようになってきました。)

しかしながら、「特殊教育」から「特別支援教育」への転換は、より大きな教育的意味を持っています。それは、従来の特殊教育が待っていた「場」という要素、つまり1947年に公布された学校教育法に基づく「盲・聾・養護学校」と「特殊教育」だけが特殊教育を担うことということではなく、通常学級の中でも、特別な教育的支援が必要な子どもたちにはそれを提供するという流れに変わってきたことです。

従来の日本の特殊教育は、表1に示されているように、約1.2%の子どもたちを対象にしています。このような狭い範囲の子どもたちを対象が限定されます。それに対して、アメリカで特別な教育を受けている子どもの比率は12%ですから、日本の約10倍です。しかし、アメリカでも重度の障害を持った子どもの比率は日本とそれほど変わりませんから、中度から軽度の障害を持った子どもたちが特別な教育の対象となっていることとなります。

ここでいう「軽度の障害」に相当するのは、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能広汎性発達障害(高機能自閉症)などです。これらの障害を持つ子どもたちの大部分は通常学級に在籍しているのですが、読み・書き・算数などのある特定の能力に特有の問題を持っていたり(LD)、極端によく動くばかりでなく過度に不注意で衝動的であったり(ADHD)、社会的存在として生きていくための認知機能に広い範囲にわたる障害がある(高機能広汎性発達障害)ために、学業面、さらには教師や友だちとの関係などに問題を持っており、学校不適応を起こしやすいのです。しかしながら、軽度の障害であるがゆえに「障害」として認知されず、親のしつけや本人の性格・行動という個人の問題であるとみなされ、特別な教育的支援の対象から外されてきました。

特殊教育から特別支援教育への転換は、盲・聾・養護学校や特殊学級はもとより、通常学級における教育にも大きな変化をもたらします。教育におけるノーマライゼーションは、全ての子ども達が同じ教育を受けるということではなく、子どもたち「一人一人のニーズ」に合わせた教育を提供するものです。そのためには、教育ばかりではなく、医療・心理・福祉などの分野の専門家と連携して、子どもたちのニーズを適切に見極め、生涯発達を考慮した最適な支援方法を考える必要があります。

ただし、必ずしも明確に意思表示ができない子どもたちのニーズを的確に把握することは、容易ではありません。専門家や教員の思い込みや独断で、大切な子どもたちの権利が侵害されないように配慮すること、あくまでも教育的視点を重視することが大切なのです。そして、親の意志や子どもの気持ちに対して、最大限の配慮を行うことが強く望まれます。さらに、障害をその子の「個性」の一つとして認める姿勢が強く求められるのです。(林 洋一)

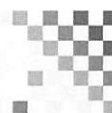


表1 特別な支援教育を受けている児童生徒の就学状況に関する国際比較

(文部省、2001年より修正して作成)

区分 国名	特殊教育を受けている割合 (%)	通常の学校 (%)		特殊教育諸学校 (%)
		通常学級	特殊学級	
日本 ¹⁾	1.23	0.22 ²⁾	0.59	0.42
イギリス ³⁾	2.90		1.33	1.57
イタリア	2.00		1.94	0.06
ドイツ	5.00		1.00	4.00
アメリカ	12.00		11.40	0.60

1) 特殊教育を受けている児童生徒の割合(文部省特殊教育資料、1999.5.1現在)

2) 通級による指導を受けている児童生徒

3) さまざまな形態で教育を受けている子どもの割合(OECD、1999)

上野一彦「特殊教育から特別支援教育へ」『LD 研究 第10巻2号』2002年、82-86

表2 これからの特殊教育担当教員に求められる専門性

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童生徒等の実態把握のための知識・技術 (2) 自立活動の指導力 (3) コンピュータ等の知識・技術 (4) カウンセリング等に関する知識・技術 (5) 多様な実態の児童生徒に適切に対応できる人間性 (6) 様々な分野の人との協調性 |
|---|

山本昌邦「特殊教育担当教員に求められる専門性とその向上」『特別支援教育 No.3』東洋館出版社、2001年

21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議（最終報告）について

今後の特殊教育の在り方についての基本的な考え方として、近年の特殊教育を巡る状況の変化を踏まえ、これからの特殊教育は、障害のある幼児児童生徒の視点に立って一人一人のニーズを把握し、必要な支援を行うという考え方に基づいて対応を図ることが必要であり、これまでの量的な整備を踏まえ、より質的に向上を図ることが重要であると読み取ることができる。そうした観点から、今後の取り組みの基本として、①ノーマライゼーションの進展に向け、障害のある児童生徒の自立と社会参加を社会全体として、生涯にわたって支援することが必要、②教育、福祉、医療が一体となって乳幼児から学校卒業まで障害のある子ども及びその保護者等に対する相談及び支援を行う体制を整備することが必要、③障害の重度・重複化や多様化を踏まえ、盲・聾・養護学校等における教育を充実させるとともに、通常の学級の特別な教育的支援を必要とする児童生徒に積極的に対応することが必要、④児童生徒の特別な教育的ニーズを把握し、必要な教育的支援を行うため、就学指導の在り方を改善することが必要、⑤学校や地域における魅力と特色ある教育活動を促進するため、特殊教育に関する制度を見直し、市町村や学校に対する支援を充実することが必要と提言されている。

石塚謙二「特別支援教育のこれからの課題」『LD 研究 第10巻2号』87-90

参考文献

山口 薫編著『学習障害・学習困難への教育的対応』文教資料協会、2000年



新しい学校づくり

「学校づくり」という言葉は、もともと民間教育運動の中で使われた言葉でした。上からの管理に抗して、子どもの教育と教員の仕事を中心にした学校のあり方をつくりだそうとする、理論と実践の代名詞でした。教育実践の記録を綴った斎藤喜博『学校づくりの記』（1958年）や、学校づくりの理論化に取り組んだ持田栄一『学校づくり』（1963年）などは、そうした試みを追求したものとして有名です。

ところが、最近では、かつて運動側が使っていた用語が、国の教育政策の重要なタームになっています。たとえば、2001年に国が定めた教育改革プログラム「21世紀教育新生プラン」では、「新しい時代に新しい学校づくりを」というタイトルのもとに、地域における学校づくりのプランが提唱されています。

これまでは国や教育委員会による学校管理が重視されてきましたが、臨教審（1984年～87年）が「個性化・自由化」の答申を発表して以降、画一性の打破と規制緩和が教育政策の基調になりました。教育の地方分権化や学校の特色づくりの推進とともに、今回の新しい学校づくりの提唱も、こうした改革の延長上に位置づくものです。

「21世紀教育新生プラン」によれば、「学校づくり」の柱として、すぐれた教員の確保、学校評価や学校評議員制度の導入、校長の裁量権の拡大、学級編成の弾力化や少人数指導の実施などをあげています。

これらの提言の多くは、すでに関連法案の改正を経て現実化されています。さらに2002年からは、特別な地域での実験的な試みが可能となる「構造改革特区構想」によって、不登校の子どもを対象にした公立の小・中一貫校の設立や、外国人の子どものために授業のすべてを英語で行う学校の設立など、ユニークな試みが始まっています。こうした動きもまた、「新しい学校づくり」の動きの一つと見なすことができます。

かつて運動側が主張した「学校づくり」とは、教育実践を軸にした、教職員と地域の人々の協力による学校の組織化を意味していました。これに対して、政策側の主張する「新しい学校づくり」とは、教育サービス機能の強化を至上目的にした、学校の経営管理体制の確立を意味しています。つまり教員に対する評価制度の確立、校長を軸にした組織マネジメントの強化、学校外の保護者・地域住民の意見や評価の導入などによって、教育サービス機能を向上させ、子どもや保護者のニーズに応えようとするものです。

こうした「新しい学校づくり」の論理は、消費者のニーズに応える民間企業の論理と似ています。教育の仕事は特別な仕事という枠を取り払い、学校管理のあり方にしても労働のあり方にしても、企業論理の適用を積極的に図ろうというのがその大きな特徴です。また学校選択の動きにみられるように、提供するサービスの内容（いわゆる学校の特色づくり）を競わせ、入学する学校を消費者の選択にゆだねようとする動きも出てきています。

学校に自主性を与える代わりに、責任をもって学校を管理させるという論理は、学校関係者に大幅な自由を付与し、創造的な学校づくりを期待させます。しかし、何を教えるかという教育内容については国家の規準が存在するし、国が組織する公教育である限り、日本国民の形成という国家目的から自由になることはできません。また教育予算や人材に関してもさまざまな制約があり、このような状況においては、「学校づくり」といっても、限られた「自由」の中でのそれではないといえます。

（広瀬 隆雄）



齋藤喜博『学校づくりの記』（1958年）より

私は、校長は合唱団や管弦楽団の指揮者のようなものだと思っている。もちろん、職員のお互い同士も、仲間の個性や仕事や才能を見だし、それを支え合い、育て合っていかなければならないが、校長は、それを専門の仕事して全体を見渡しながらか進めていく。それはちょうど合唱で、一人一人の声の質をよく見分けて、その個性を十分発揮させながら、全体に調和するように考えるように、管弦楽でそれぞれの楽器が、その楽器の個性を発揮しながら、全体として美しいものになるようなものである。

(中略)

校長のもう一つの仕事は、そういう個性や才能を発揮した、また発揮しようとしている先生たちのお互いの関係をつなぎ合わせ、それを全体のものとして、全体として一つの力になるように組織することである。だから校長は組織者として指導者としての優れた力を持たなければならないと私は思っている。

職員を、意識と目的と、エネルギーをもった集団に組織し、その集団が「子どもをよくする」ということによって、一つの方向に力を合わせるようにするのは、学校全体の実践の中にある、統一された理論であり思想である。

(中略)

芸術その他の創作の場合でも同じだが、教育の実践の場合においても、理論のない思想のない実践は実を結ばないし、周囲に影響を与えることはできない。よい実践、周囲に影響を与えている実践をよくみると、必ずそこには理論があり思想がある。それは、当人がそれを意識しているか、いないかにかかわらない。校長は学校全体の指揮者として、指導者として、また演出者として、そういう先生たちの実践の中の意味をくみ取り、みんなのものにし、もしくは、みんなの場所へそういう実践を持ち出して、みんなの力でその中にある理論や法則を引き出すようにする役目をもっている。

持田栄一『学校づくり』（1963年）より

学校づくりとは、教育実践の道すじを基礎として、それとのかかわりにおいて現実の学校の仕組みを検討し、教育実践の効率をより高めるために、それをくみかえていくための子どもや教師、教育行政関係者、父母、国民の主體的な実践と運動を総称したものの。

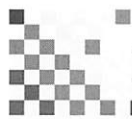
「21世紀教育新生プラン」(2001年)より

新しい時代に新しい学校づくりを（主な政策課題）

- 11 教師の意欲や努力が報われ評価される体制をつくる
 - ・ 優秀な教師に人事上の措置、表彰の実施
 - ・ 効果的な授業等ができない教師を他職種へ配置換えできる途の拡大や免職などの措置
 - ・ 教師の長期社会体験研修の機会の充実
 - ・ 教員の雇用形態や採用方法の多様化
 - ・ 免許更新制の可能性の検討
 - ・ 教員の資質能力の向上
- 12 地域の信頼に応える学校づくりを進める
 - ・ 学校の評価制度の導入
 - ・ 学校評議員制度による学校の情報公開や学校運営への親や地域の参加の促進
 - ・ 通学区域の弾力化
- 13 学校や教育委員会に組織マネジメントの発想を取り入れる
 - ・ 校長の裁量権の拡大
 - ・ 複数教頭制を含む運営スタッフ体制の導入
 - ・ 若手校長の積極的任用、校長の任期の長期化
 - ・ 質の高いスクールカウンセラーなどの配置の促進
 - ・ 教育委員会の委員の適任者の登用や会議の原則公開
- 14 授業を子どもの立場に立った、わかりやすく効果的なものにする
 - ・ 学級編成の弾力化、教科に応じた少人数指導や習熟度別学級編成の実施
 - ・ 社会人が学校教育に参加する機会の拡大
 - ・ IT 教育と英語教育の促進
 - ・ わかる授業の実現

参考文献

- 藤田英典『教育改革—共生時代の学校づくり』岩波新書、1997年
 梶田正巳『外国人児童・生徒と共に学ぶ学校づくり』ナカニシヤ出版、1997年



地方分権化と学校の自律性

近年、行政改革の一環として地方分権化の動きが活発化しています。その背景には、明治以来の中央集権型行政システムでは、現代社会の抱える複雑な諸問題に迅速に対応できず、これからは国と地方とが対等な協力関係を築いて、地方の自主性と活力を生かすことが必要だという認識が存在します。こうした観点から、教育の分野においても地方分権化の推進が図られています。

1995年に地方分権推進法が成立し、地方分権改革がスタートしました。これにもとづいて分権化の具体的計画を審議するための地方分権推進委員会（分権委）が設置され、同分権委は、96年から97年にかけて、四次にわたる勧告を提出しました。政府は、これを受けて地方分権推進計画を策定し、2000年4月から具体的な施策が始まりました。

教育分野における地方分権のあり方については、中教審が審議を行い、98年に「今後の地方教育行政の在り方について」を答申しました。中教審は、分権委の勧告を踏まえながら、国と地方教育委員会の関係の見直しを検討し、①教育委員の人数の弾力化、②教育長の任命承認制の廃止、③指導・助言体制の見直しなどの具体的改善策を提言しました。国による規制を緩和し、外部からの関与を抑制することで、地方の自主的な取り組みを活性化させることをめざしたのです。

そもそも教育分野における地方分権化の動きは、政治課題としての「行政改革」の一環として要請されたものです。学校現場で起きている個々の教育問題を解決するために行われたものではありません。事実、分権委の勧告やそれにもとづく地方分権推進計画では、国と地方の役割分担の見直しを中心テーマになっており、個別具体的な教育問題については扱われていません。

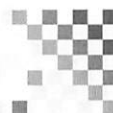
しかし、政治的要請にもとづくといっても、臨教審以後、教育改革の基調は、自由化や規制緩和をめざす方向で進められてきました。そこにみられる「教育改革の論理」、すなわち子どもの生きる力の育成や個性を生かした教育を実現するためには、学校や地方の自主的な創意工夫が必要であるという考え方は、「地方分権化の論理」と抵触するものではなく、むしろ整合的な関係にあるといえます。そうであるがゆえに文科省はスムーズにこの改革の流れに乗ることができたのです。

もっとも98年の中教審答申では、国と地方教育行政機関のあり方だけでなく、学校の自律性の問題も取り上げて検討しています。学校裁量権を拡大するという観点から、学校管理規則の見直しや教委による指導・助言体制の是正、さらに人事や学校予算のあり方について言及しています。2000年度からスタートした学校評議員制度も、開かれた学校づくりのために同答申が打ち出した具体策の一つです。

問題は、地方分権化の動きの中で学校の自律性をどう考えるかです。学校の裁量権の拡大といっても、もちろん規制された枠内でのそれではいけないのですが、中教審答申では校長の強いリーダーシップのもとでの主体的な学校運営を想定しています。そして保護者や地域住民の学校参画の手段として学校評議員制度を創設しています。

しかし国によっては、教職員と保護者と子どもの三者を明確な学校自治の主体的な担い手として位置づけ、三者による協働的学校づくりを試みているところもあります。こうしたシステムから見ると、日本のそれは中途半端なものといわざるをえません。学校が地域社会の中で生き生きとした主体性を発揮するためには、自律性の中身と同時に、それを担う主体について問い直すことが大切です。

(広瀬 隆雄)



地方分権化をめぐる動き

年代	教育行政の動き	地方分権化の動き
1995年		7月：地方分権推進法制定 ・ 総理府に「地方分権推進委員会」を置く
1996年	7月：中教審「21世紀を展望した我が国の教育の在り方」(第1次答申)	12月：地方分権推進委員会「第1次勧告」
1997年	6月：中教審「21世紀を展望した我が国の教育の在り方」(第2次答申) 9月：21世紀に向けた地方教育行政の在り方に関する調査権協力者会議の論点整理	7月：地方分権推進委員会「第2次勧告」 10月：地方分権推進委員会「第3次勧告」 11月：地方分権推進委員会「第4次勧告」
1998年	4月：中教審「今後の地方教育行政の在り方について(中間報告)」 9月：中教審「今後の地方教育行政の在り方について」	5月：地方分権推進計画の閣議決定 6月：中央省庁等改革基本法の成立
1999年		7月：地方分権一括法が成立(地方行法、学校法など21本の法律改正を含む)

地方分権推進法(1995年7月)より

・ 地方分権の推進に関する基本理念

地方分権の推進は、国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえつつ、各般の行政を展開する上で国および地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

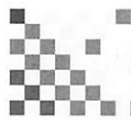
中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」(1998年9月)より

我が国の教育行政においては、国の定める制度の基本的な枠組みの下で、国、都道府県、市町村が連携協力して、教育の機会均等とその水準の維持向上が図られているが、現在、行政分野の各般にわたって、地方分権、規制緩和等の基本的な方針の下に行政改革が進められており、既に本年5月には地方分権推進計画が閣議決定され、6月には中央省庁等改革基本法が成立している。

今回の審議に当たっては、これらの行政改革、地方分権の観点を十分に考慮し、国の果たすべき役割を明確にした上で、例えば、これまで細部にわたって指導等を行っていた文部省の行政の在り方を見直すとともに、国や都道府県の市町村や学校に対する関与を必要最小限度のものとするなど、各地域や学校における主体的かつ積極的な活動を促進する観点から地方教育行政制度の在り方について見直しを行い、新たな国、地方公共団体と学校との連携協力体制の在り方を示すこととした。

参考文献

堀内 孜『開かれた教育委員会と学校の自律性 地方分権と教育委員会』ぎょうせい、2001年
小川正人『地方分権改革と学校・教育委員会』東洋館出版社、1998年



学校運営のマネジメント

「学校運営のマネジメント」は、教育改革国民会議が、その最終報告において（教育を変える17の提案、2000年12月）、学校に組織マネジメントの発想を取り入れることを提案したことで、教育改革のキーワードとして浮上することになりました。同提案は、学校運営の改善について「現行体制のまま校長の権限を強くしても大きな効果は期待できない。学校に組織マネジメントの発想を導入し、校長が独自性とリーダーシップを発揮できるようにする」として、具体的には、①予算使途、人事、学級編成などについての校長の裁量権の拡大②教頭複数制を含む運営スタッフ体制の導入、③校長・教頭などの養成プログラムの創設、④若手校長の積極的な任命、⑤校長の任期の長期化を提言しました。

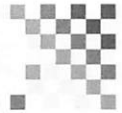
この提言を受けて、文部科学省は21世紀教育新生プラン（2001年1月）を作成し、①については、市町村立学校教職員の人事について校長の意見を一層反映できる仕組みを具体化しました（地方教育行政法一部改正、同年1月）。また、②の教頭複数制、④の若手校長の積極的任用と⑤校長の任期の長期化も、それぞれ各教育委員会における取組を支援するとして具体化されつつあります。ただ、③については「スクールリーダーのための専門大学院の構想」として日本教育経営学会などで議論はされているものの具体化には至っていません（『学校経営』2001年12月号）。

ところで、文部（科学）省にとって、これらの学校運営のマネジメントは、③の提案を除けば、1998年の中央教育審議会答申（「今後の地方教育行政の在り方について」）において提言されていたものです。同答申は、行財政全般の地方分権化や保護者・住民へのアカウンタビリティ（説明責任）への対応を背景に、従来、教育委員会の関与が必要以上に強すぎて学校の主体的活動を制約してきた弊害を認め、委員会関与の整理縮小と学校の裁量権の拡大を提言しました。これは1956年の地方教育行政法制定以来、40年余り続いてきた集権的な教育の官僚統制を見直したのですが、同時に、学校運営のマネジメントとして、学校の自主的判断に委ねず特定の責任体制を求めるといった問題をもつものでした。すなわち、拡大した学校の裁量権を校長に委ね、校長権限の拡大強化と補佐体制の確立を求めたのです。同答申を受けた学校教育法施行規則の一部改正（2000年1月）では、学校運営の中心的な役割を果たしてきた職員会議について、「校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる」と、校長の補助機関として法制化しました。このことは、教職員の専門性や自律性の向上を軽視するおそれをもつものであり、教職員同士の協力関係を築き、教職員の意欲を向上させることにつながらないのではないかとの指摘があります。

また、同答申では、開かれた学校をめざすための学校評議員の設置が提言されました。しかし、評議員は校長の推薦で教育委員会が委嘱するものとされ、校長の求めに応じて「学校運営に関し意見を述べ、助言を行うことができる」機関にすぎないものとされました。学校教育法施行規則の改正により評議員制も法制化されましたが、学校運営に対する保護者・住民の参加機関として限られたものといわざるをえません。

とはいえ、学校評議員だけでなく、学校協議会等の類似制度は各地で試みられており、より幅広い保護者・住民と教職員とが対等に討議・交流する場として発展する余地があるでしょう。「学校運営のマネジメント」は、こうした参加協力関係を発展させるように、校長の教育的リーダーシップを発揮する方向で組み替えが必要であると思われます。

（新井 秀明）



教育改革国民会議報告（2000年12月22日）より

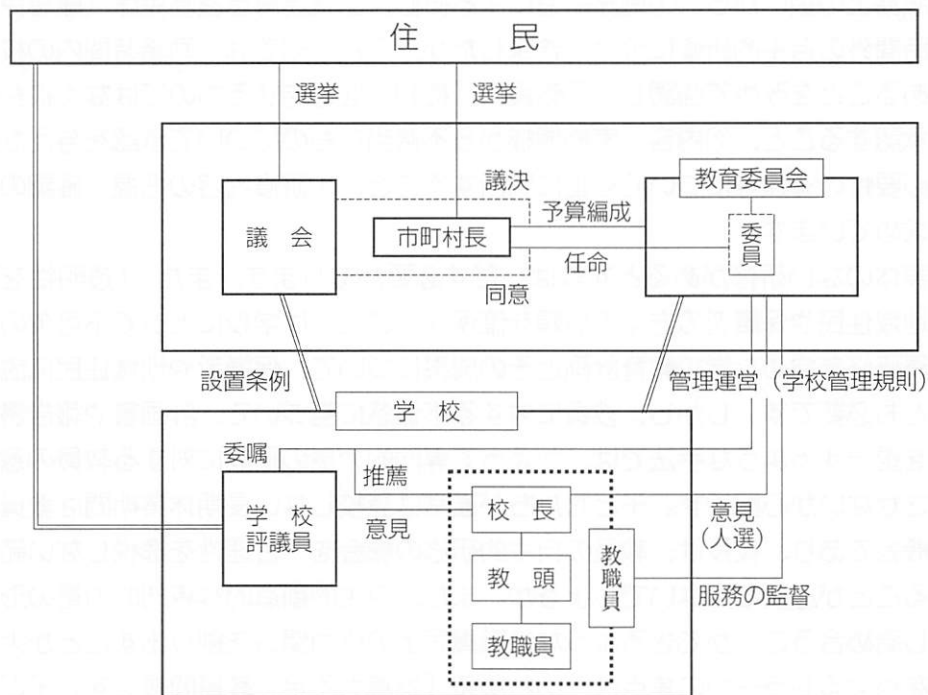
◎学校や教育委員会に組織マネジメントの発想を取り入れる

学校運営を改善するためには、現行体制のまま校長の権限を強くしても大きな効果は期待できない。学校に組織マネジメントの発想を導入し、校長が独自性とリーダーシップを発揮できるようにする。（中略）
提言（1） 予算使途、人事、学級編成などについての校長の裁量権を拡大し、校長を補佐するための教頭複数制を含む運営スタッフ体制を導入する。校長や教頭などの養成プログラムを創設する。若手校長を積極的に任命し、校長の任務を長期化する。

教育改革国民会議第二分科会配付資料より

公立学校のマネージメント
～義務教育の場合～

2. 教育委員会と学校の関係



※ 以上のような仕組みの中で、各学校が主体的に特色ある学校づくりを進められるよう、学校の裁量の拡大や地域住民の学校運営の参画の推進などに向けて、各種施策を講じているところ

【校長の権限によるもの】

- ・ 教育課程の編成（法令）
- ・ 旅費、設備費その他の事務諸経費の執行（条例や教育委員会規則等）
- ・ 非常勤講師の人選、採用（条例や教育委員会規則等）
- ・ 教職員の人事に関する意見具申（法令）
- ・ 学校評議員の人選（法令）

参考文献

日本教育経営学会編『シリーズ 教育の経営 第2巻』玉川大学出版部、2000年
小島弘道『21世紀の学校をデザインする 下巻』教育開発研究所、2002年

教員研修問題

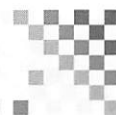
変化する社会において子ども、家族、地域の変容は激しく、また、教科の基礎となる現代科学も日々進展するなかで、教員は、自らの教育実践を絶えず見直し、自主的創造的に組み立て直すことが求められます。教育公務員特例法が「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」（第19条1項）と不断の自発的な努力を教員に求めているのはそのためです。任命権者には、その自主的創造的な研修を奨励するための条件整備が義務づけられています（第19条2項）。また、教員は、授業に支障のない限り、本属長（校長）の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができます（第20条2項）。このように勤務時間内の校外研修が認められていることは自主性・創造性を旨とする教員の職務の特性によるものです。

教員研修をめぐる最近の焦点の一つは、この勤務時間内の校外研修にかかわる長期休業期間中の勤務管理問題です。文部科学省は、2002年3月と7月、完全学校5日制の実施にあたって、勤務時間の「まとめ取り方式」を廃止し、勤務管理の適正を図る通知を出しました。1960年代以降、文部省は、服務上の扱いから、①職務命令による研修、②職務専念義務免除（職専免）による研修、③勤務時間外の自主的研修に分けてきましたが、7月通知では、勤務時間内の校外研修が職専免研修であることを改めて強調し、①教員に「権利」を付与するものではなく校長の権限と責任において承認すること、②内容・実施態様から不適当なものについて承認を与えないこと、③自宅研修は必要性の有無等について適正に判断すること、④研修内容の把握・確認の徹底に努めること等を求めています。

確かに、実体のない研修があるとすればただ必要があります。また、「透明性を高め、公教育に対する地域住民や保護者の方々の信頼を確保すること」は学校にとって不可欠の今日的課題であり、教員研修を含めた学校教育計画とその成果について、保護者や地域住民に説明し、意見を求めることも必要です。しかし、教員に対する不信感に基づいて、計画書や報告書の提出などの形式だけを重視するような手法では、かえって専門的力量的形成に対する教員の意欲をそぎ、志気を低下させないか心配です。子どもたちが通常は登校しない長期休業期間は教員が研修を深める絶好の機会であり、校長は、教員の自主的研修の機会を、合理性を逸脱しない範囲でできるだけ保障することが必要ではないでしょうか。また、自主的創造的な専門的力量的形成のために、お互い励まし高め合うことができるような教職員同士の協力関係を創り出すことが大事です。

教員研修をめぐるもう一つの焦点は、いわゆる「指導力不足」教員問題です。子どもに対する指導が不適切とされる教員に研修等の機会を与え、なお、効果がない場合に、転職等によって教職から排除するというものです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（2001年6月）により同法第47条の二に關係規定が新設されました。同条は、地方公務員法が規定する職員の意に反する免職等の禁止等の例外措置であり、教育基本法第6条の教員の身分保障の趣旨を考慮すると慎重な運用が求められます。例えば、「指導が不適切」の判断は、主観的判断や意見・方針の相違に基づくものではなく具体的に明白な場合に限定すべきでしょう。精神疾患など病気に起因する場合は、療養等の措置がとられることとなります。「不適切」な教員問題を、本人の責任・能力だけに帰してしまわないで、学校の管理運営や勤務条件のあり方、教職員同士の協力関係のあり方を見直すことと結びつけて、取り組んでいくことが大事です。

（新井 秀明）



「教育公務員特例法」より

第19条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。第20条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えなければならない。2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」より（抜粋）

第47条の2 都道府県委員会は…その任命に係る市町村の県費負担教職員…で次の各号のいずれにも該当するもの…を免職し、引き続いて当該都道府県の常時勤務を要する職…に採用することができる。①児童又は生徒に対する指導が不適切であること。②研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認められること。2 事実の確認の方法とその他前項の県費負担教職員が同項各号に該当するかどうかを判断するための手続に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定めるものとする。

文部科学事務次官通知（2001年8月）より

◎「児童又は生徒に対する指導が不適切であること」の例 ①教科に関する専門的知識、技術が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない場合、②指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない場合、③児童生徒の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生徒指導を適切に行うことができない場合

◎「研修等必要な措置」の例 ア 学校内における校長、教頭等による指導、イ 学級担任を外すなどの校務分掌の変更 ウ 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会による研修 エ 他の学校への転任

◎教員委員会規則で定める手続の具体的内容 ア 教育委員会内に判定委員会等を設けて判断すること イ 指導が不適切である原因が、精神性疾患の病気に起因するおそれがある場合には、精神科医等医師の意見を聴くこと ウ 必要に応じて、校長等から、授業状況等の様子を報告させること エ 必要に応じて、当該教員に、意見を述べる機会を与えること

文部科学省通知（2002年7月4日）

夏期休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理について（2002年07月04日）抜粋

（1）職専免研修は、職務に専念する義務の特例として設けられているものであるが、当然のことながら、教員に「権利」を付与するものではなく、職専免研修を承認するか否かは、所属長たる校長が、その権限と責任において、適切に判断して行うものであること。（2）職専免研修の承認を行うに当たっては、当然のことながら、自宅での休養や自己の用務等の研修の実態を伴わないものはもとより、職務とは全く関係のないようなものや職務への反映が認められないもの等、その内容・実施態様からして不適当と考えられるものについて承認を与えることは適当でないこと。（3）また、職専免研修を特に自宅で行う場合には、保護者や地域住民等の誤解を招くことのないよう、研修内容の把握・確認を徹底することはもとより、自宅で行う研修を行う必要性の有無等について適正に判断すること。（4）このため、事前の研修計画書及び研修後の報告書の提出等により研修内容の把握・確認の徹底に努めること。なお、計画書や報告書の様式等については、保護者や地域住民等の理解を十分得られるものとなるよう努めること。（5）（略）

参考文献

日本教師教育学会編『講座・教師教育学』学文社、2002年 第1巻（教師とは）、第3巻（教師として生きる）



学校評議員制度が生まれた背景には、いじめや不登校に象徴される教育問題の深刻化と、地方分権化という時代の流れがあります。教育問題を生み出す一つの要因である学校の閉鎖性を打破するために、保護者や地域住民の学校運営への参画を積極的に推し進め、開かれた学校のあり方をめざそうとするものです。つまり教育荒廃への対応という「教育の論理」と、地方分権化の推進という「政治の論理」の二つの論理にもとづいてこの制度はつくられ、2000年4月から本格的にスタートしました。

学校評議員は、各学校にそれぞれ置かれ、人数や委嘱期間などは教育委員会規則で定めることになっています。校長の求めに応じて意見をのべることができ、また校長は、学校評議員に対して説明責任を負います。意見を求める事項は、主に学校運営に関することですが、具体的にどのような事項を扱うかは校長の判断にもとづきます。主導権はあくまでも学校側、すなわち校長にあります。

学校評議員になるための資格は特にありませんが、学校運営に関して意見をのべることから、教育に関する識見を有することが条件とされています。具体的には、保護者や地域住民等などが対象とされ、児童生徒は想定されていません。

当初、この制度をつくる時に、イギリスのような、構成員に決定権のある学校理事会制度を参考にすべきだという意見もありましたが、日本とイギリスでは、前提となる制度が異なるという理由で、現行のような形に落ち着きました。

すでに学校評議員制度が実施されていますが、実態はあまりよく知られていません。学校評議員には決定権がないので、学校運営に大きな影響力はないと、はじめから関心を示さない教職員もいます。

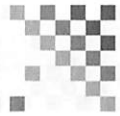
この制度に関する当面の課題をあげると、まず第1に学校評議員の権限の問題があります。学校評議員は、一般的な学校運営に関して意見を求められますが、教育内容、人事、学校予算といった重要事項に関してどれだけの発言権があるのか、明確ではありません。また学校評議員には決定権が与えられていないため、意見拝聴というアリバイ証明に利用される場合もあり、参加制度の形骸化に陥る恐れがあります。

第2は、情報公開に関する問題です。学校側は、学校評議員に意見を求めるさいに、学校の活動状況について説明を行うことが求められていますが、そのさいに学校の情報公開をどこまで行うのかが、一つの焦点になるでしょう。

第3は、学校評議員の人選をめぐる問題です。学校評議員の決め方は、校長がそれにふさわしい人物を推薦し、設置者が委嘱するという仕組みになっています。そのさいに、学校評議員は必ず「保護者あるいは地域住民」でなければならないのか。地域に居住している人間に狭く限定してしまうと、学校評議員の人材が限られてしまうという問題点があります。

周知のように今日では、地域における教育・学習活動に対して、さまざまなボランティアの人々がかかわっています。ボランティアの中には、遠方からやってくる人も多く、地縁にこだわるかぎり、そうした人々は学校評議員の対象から排除されてしまいます。この制度の形骸化を食い止めるためには、地元の住民に限定することなく、学校を含めた地元の教育活動に関わる人々といった広い観点から人材を選ぶことが必要です。

(広瀬 隆雄)



「学校教育法施行規則」(2000年1月改正)より

第23条の3

- 1 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。
- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
- 3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

文科省通知(2000年1月21日)より

・意見を求める内容について

学校評議員は校長が行う学校運営に関し意見を述べるものであることから、学校評議員に意見を求める事項は、校長の権限と責任に属するものであること。また、学校評議員に意見を求める事項としては、例えば、学校の教育目標や計画、教育活動の実施、学校と地域の連携の進め方などといった学校運営の基本方針や重要な活動に関する事項が想定されるものであるが、具体的にどのような事項に関し意見を求めるかについては、校長自らが判断するものであること。

・学校評議員の委嘱について

学校評議員は、校長の求めに応じて校長が行う学校運営に関し意見を述べるものであることから、教育に関する理解をその要件とするとともに、責任ある判断に基づき意見を述べる必要があることから、教育に関する識見をその要件としたこと。このような観点から、学校評議員には、保護者や地域住民等を委嘱することを想定しているものであり、児童生徒を委嘱することは想定していないこと

学校評議員に関する市町村学校管理規則の紹介

	鎌倉市	小田原市	厚木市
学校管理規則	(学校評議員) 第23条 学校に学校評議員を置く。 2 学校評議員は、保護者及び地域住民のうちから校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。 3 学校評議員は、非常勤嘱託員とし、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。 4 学校評議員は、校長の求めに応じて、教育活動の実施、学校と地域社会との連携の進め方等、校長の行う学校運営に関して意見を述べるができる。 5 その他学校評議員の運営について必要な事項は、校長が別に定める。	(学校評議員) 第8条 市立小学校に、学校評議員を置くことができる。 2 学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に関し意見を述べるができる。 3 学校評議員は、その市立小学校の職員以外のもので教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。	第20条 学校に、学校評議員を置く。 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べるができる。 3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、学校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
構成	5名	任意	3～7人
任期	1年 再任を妨げない	任意	1年
報酬	年額24,000円	なし	なし
施行	2001.4.1～	2000.4.1～	2001.4.1～

参考文献

- 浦野東洋一編『学校評議員制度の新たな展開―「開かれた学校」づくりの理論と実践』学事出版、2001年
葉養 正明 『学校評議員ガイド』ぎょうせい、2000年

学校選択の自由化

いっさいの規制を除去して自由に自分の好む学校へ進む、これは理想です。しかし学校が現実には格差構造にある場合には、自分の好む学校へ行けるのはごく少数の「能力」のある人々に限られます。社会的公正を維持するために一定の規制が行われてきたのです。学区・校区がその例で、学校選択を考えるには、以上の文脈の理解が必要です。したがって、「学校選択の自由化」とは、公立の小学校または中学校への入学にあたって、行政が子どもの居住地ごとに入学すべき学校を指定していた従来の方法を改め、何らかの方法により複数校のうちから入学したい学校を選択させようとする制度ということができます。

この構想を初めて提唱したのは1984年の「世界を考える京都座会」でしたが、その後臨時教育審議会（1984～87年）や行政改革委員会の規制緩和委員会委員会の提言（1996年）の中でも取り上げられました。そしてその集大成といえるべきものは、1999年に社会経済生産性本部の社会政策特別委員会が発表した『選択・責任・連帯の教育改革—学校の機能回復をめざして』の中での学校選択論です。

その学校選択論は、人事権、予算権を校長に与えてその権限を著しく強め、校長のリーダーシップのもとに学校を画一性から個性あるものに変革するという提言です。そのためには学区制を廃止して、家庭（親・生徒）が自由に学校を選べるようにしなければならないことを強調し、その結果、親は当然、よりよい教育を求めて、学校を選択することになるというものです。一方、学校の側も、子ども・親の期待・信頼に応えようと、いっそうの努力をすることになり、これまでぬるま湯に浮かっていた公立学校の間には、競争原理が働き、家庭と学校、生徒と教員の間には、お互いに選択という主体的意志に基づく関係を創出できると説かれています。

確かに、この制度の導入によって、特別な努力なしでも毎年一定数の顧客（学区内の入学者）が確保されるために改善の努力を怠りがちな公立小・中学校の現場に強烈なインパクトを与え、改革へのインセンティブを引き出す可能性があるといえます。しかし、次のような不安も拭きたいのです。

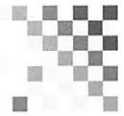
まず格差拡大のおそれ大きいことです。14期中教審は「特色づくり」による高校間の格差の是正を提言したのですが、それから10年余後の今日、格差の縮小が進んだという例は聞いていません。学校選択を進めれば、この状況が公立の小・中学校においても顕著になるのではないのでしょうか。

学校の格差が進行すれば、公立義務校は高校よりも地域との結びつきが強い底辺部に陥った学校の周辺地域の荒廃も生じる恐れがあります。つまり、学校間格差は地域間格差にいきつく懸念が大きいのです。こうした事態は社会全体から見て決して好ましいものではありません。

積極的選択が行われた場合、学校ごとの「個性化」「差異化」は進みますが、逆に学校内の「均質化」が強まります。そこでは果たして生徒の個性化が期待できるのでしょうか。必要なことは子どもの個性化であって、学校の個性化はそのための方法を考えるべきではないのでしょうか。

格差が著しくなれば、いわゆる上位校には志願者が殺到し、「選抜」も必要になりましょう。これは、選択論者の意図に反することになるでしょう。

以上に、学校選択論の光と陰についてのべました。すでに、東京の一部では始まっていますが、その経験を十分に踏まえ、それぞれの地域の特色を考えて、子どもたちを含み住民参加のもとに十分な研究・討議を重ねた上で結論を出すことが求められています。（黒沢 惟昭）



堤清二・橋爪大三郎編『選択・責任・連帯の教育改革』（勁草書房、1999年）より

公立小・中学校の学区制が、学校教育を窒息させている。

学区制は、家庭（親・生徒）から、学校選択する自由を奪っている。いっぽう、学校にも生徒を選ぶ（入学を断ったり、退学させたりする）権限がない。互いに選んだわけではない教師と生徒が、仕方なく教室で対面する。このような出会いからは、教師と生徒の間、学校と家庭の間の信頼が育ちにくい。

学区の枠を取り払い、家庭（親・生徒）が自由に学校を選べるようにする。

日本の人口の約70%が、都市部に居住している。そうした地域では、歩いて通える距離に、複数の小学校、中学校がある。学区制の枠が取り払われれば、親は当然、よりよい教育を求めて、学校を選択するだろう。学校の側でも、よりよい教育を行なって親の信頼に応えようと、いっそうの努力をする。これまでぬるま湯につかっていた公立学校のあいだに、いわば競争原理が働くようになる。こうして、家庭と学校、生徒と教師のあいだに、互いに選びあった（信頼しあった）関係を生み出すこと。これが学区制の廃止によって期待できる効果である。

学校選択に関するアンケート（「朝日新聞」2001年6月14日付記事より）

希望する学校に通学できる選択制度を実施している品川区教委は13日、制度について保護者に問うアンケートの結果をまとめた。小学1年生では、これまでの指定校を選んだ児童が昨年度の77・83%から今年度は73・22%に減少し、選択の幅が広がっていることが浮き彫りになった。

調査は、5月初旬に区内の小学1年生の全保護者1898人、中学1年生の保護者、生徒1623人を対象に実施。回答率はそれぞれ、86・56%、91・00%だった。

小学校については、どのような基準で選んだかの問いには、「近さ、通学のしやすさ」が最も多く77・78%。次いで「兄弟が通っている」が37・98%だった。

中学校については、従来の指定校を選択した生徒は78・54%だった。基準として、「近さ、通学しやすさ」を挙げた人が最も多く71・43%、「本人の希望」が53・49%と次いだ。

東京の区部、人気差くっきり学校選択制（「朝日新聞」2002年5月17日付記事より）

希望する公立の小中学校に行ける学校選択制度を始めた東京都品川区で、今春の入学者が9人しかいない中学校が現れた。学区内には46人の小学校6年生がいたが、敬遠され、近隣の中学校や私立に流れた。区教育委員会は「原則、競争原理だからやむを得ない」。東京の区部では選択制が広がっているが、各区とも人気校と敬遠校が分かれつつある。

品川区の選択制は中学校の場合、区内18校のどこでも希望できる。教室の余裕状況などから学校別の受け入れ枠を決め、希望が多ければ抽選などで絞る。

今年の新1年生の21%が本来の学区以外の学校への入学を希望した。一番多い学校では87人。少ない学校はゼロだった。

学区外からの希望がゼロだった学校では、学区内に対象者は46人いた。だが、入学者は9人。校長を先頭に対象者への訪問などをしたが、余り効果はなかったという。

区教委によると、（1）もともとの生徒数減少を保護者が心配していた（2）生活指導上の問題で校内が一時落ち着かなかった、といった背景がある。

文部科学省の「規制緩和」を受け、東京区部では00年に始めた品川区に続き、01年に豊島区、今年は新たに5区（足立、荒川、江東、杉並、墨田）と選択制が拡大した。来年は江戸川など3区が導入する予定だ。

墨田区のある中学校も、入学対象者は100人以上いたが、他校流出などの影響で、実際の入学者は4分の1程度。単学級でスタートした。校長みずから小学校を回ってPRをする。

一方の人気校。選択制1年目の杉並区で、希望が最も多かったのは、小、中学校いずれも児童、生徒数が区内一の規模の学校だった。両校とも抽選になった。

地元区議によると、両校は卒業生の高校、大学進学実績などから、地域では「いい学校」と言われていた。他の区でも、こうした地域の「いい学校」に人気が集まっているという。

参考文献

池上洋通・久富善之・黒沢惟昭『学校選択の自由化をどう考えるか』大月書店、2000年

中央教育審議会第二次答申（1997年6月）の提言を受けて、「学校教育法等の一部を改正する法律」が1998年6月に成立し、1999年4月より、中高一貫教育を選択的に導入することが制度化されました。すなわち、生徒や保護者が、これまでの中学校・高等学校に加えて、6年間の一貫教育も選択可能にしたものです。これにより、中等教育の多様化を推進し、生徒一人一人の個性をより重視した教育を実現しようとしています。

中高一貫教育の意義としては、中高一貫教育を導入することにより、高校入試の影響を受けずにゆとりある安定した学校生活を送れること、6年間の計画的・継続的な教育指導が展開できること、異年齢集団による活動を通して社会性や豊かな人間性を育成できること等があります。

中高一貫教育については、生徒や保護者のニーズ等に応じて、設置者が適切に対応できるよう、次の3つの実施形態が提唱されています。（右図参照）。

- (1) 中等教育学校：一つの学校において、一体的に中高一貫教育を行うものです。学校教育法を改正し、中高一貫教育を実施することを目的とする新しい学校種として、中等教育学校を設け、前期課程は中学校の基準を、後期課程は高等学校の基準をそれぞれ準用しています。中高一貫教育として特色ある教育課程を編成することができるよう、中学校段階で選択教科をより幅広く導入できることなどを内容とする教育課程の基準の特例を設けています。
- (2) 併設型の中学校・高等学校：高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続するものです。学校教育法を改正し、中等教育学校に準じて、同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においても中高一貫教育を行うことができることを規定しています。併設型中学校及び高等学校の教育課程については、中学校の基準及び高等学校の基準をそれぞれ適用するとともに、中等教育学校と同じ教育課程の基準の特例を設けています。
- (3) 連携型の中学校・高等学校：既存の市町村立中学校と都道府県立高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の面で連携を深める形で中高一貫教育を実施するものです。学校教育法施行規則を改正し、中学校及び高等学校においては、高等学校又は中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該学校の設置者が設置者間の協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができるとともに、当該中学校及び高等学校は、両者が連携してそれぞれの教育課程を実施することを規定しています。

ただし、中高一貫を導入するに当たり、これまでの中学校・高等学校で前提とされてきた側面が失われる可能性があり、批判的な見解も見いだせます。主なものとしては、次のような点が上げられます。

(1) 中・高一貫教育の導入に伴い、受験時期の低年齢化を招き、小学校を取り巻く環境にゆとりがなくなる恐れがある。(2) 中高一貫校が「受験エリート校」になっても、日本の未来をリードする真のエリートが育成できない恐れがある。（右の引用文参照）(3) 高校受験がないため、生徒同士に競争意識がなくなりぬるま湯的な教育を招く。その結果、学力低下を招き、国際的な競争力に負ける恐れがある。(4) 地元の学校に子供を通わせている保護者とそうでない保護者の関係が疎遠になり、地域そのものを崩してしまう恐れがある。(5) 中・高一貫ということが、いじめを長期的なものとする恐れがある。

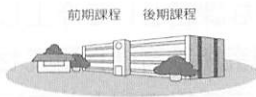
上記の批判的な見解に対する対応策を十分に検討した上で、生徒1人1人の個性がより一層活かされる学校制度、カリキュラムを開発していくことが期待されます。（池田 敏和）



中高一貫教育について

中等教育学校

一つの学校として、6年間一体的に中高一貫教育を行うもの



併設型の中学校・高等学校

中等教育学校よりも緩やかな設置形態であり、高等学校入学選抜を行わず同一の設置者による中学校と高等学校を接続するもの



連携型の中学校・高等学校

既存の市長村立中学校と都道府県立高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で中高一貫教育を実施するもの



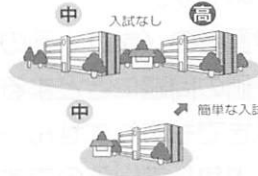
● 上記以外にも、例えば次のような柔軟な実施形態が考えられる。

併設型

高等学校からの入学を可能とする併設タイプ



併設型と連携型の併用タイプ

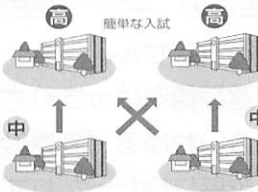


連携型

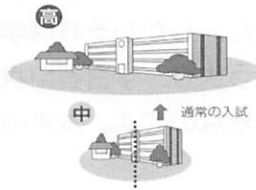
複数の中学校と一つの高等学校が連携するタイプ



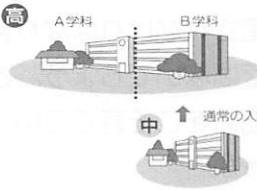
複数の中学校と複数の高等学校が連携するタイプ



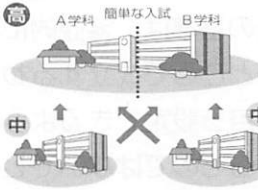
中学校の一部の生徒と高等学校が連携するタイプ



中学校と高等学校の特定の学科が連携するタイプ



複数の中学校と高等学校の各学科と連携するタイプ



文部省・中高一貫教育推進会議報告「中高一貫教育の推進について」2000年1月17日より

中高一貫教育は真のエリートを育てない

中高一貫学校では真のエリートは育たないし、日本にとって有害。10歳前後から特殊な教育環境で育ててきた中高一貫進学校の卒業生達が、日本社会の指導的な地位につくことを危惧する。特に、地元の学校を避けて、中高一貫進学校を選んだ点に、特に重大な問題を感じる。

「中高一貫進学校」の体験は特殊な教育環境の下で例外的に成立している特異な体験に過ぎない。公立中学校の体験を持たない「中高一貫進学校」卒の学生達は不登校な子ども達的心情を理解できない。10歳頃から公立学校の教育体系とは別のシステムに組み込まれて一般の子どもとは別の独自の空間で生きるようになる。

そんな生徒たちが、文部官僚になったら、いじめや不登校の問題がわかるはずがない。

川上 博「偏差値エリートの感性と知性」『教育』2000年3月号より抜粋・要約

参考文献

日刊高校教育編集部『中高一貫教育推進の手引』学事出版、2000年
西 博義『高校入試はもういらない！ 中高一貫教育 Q&A』西 博義事務所

相対評価から絶対評価へというのが、教育界の大きな流れです。2000年12月に出された『児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について』という教育課程審議会の答申に「学習指導要領が示す目標に照らしてその実現状況を見る目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）をいっそう重視し」と書かれたことが、そうした傾向を後押ししていることはいままでもないでしょう。「指導要録」の記入に際して、どのように記載するのが実際の課題として浮上してきたことも、絶対評価に関する関心を一気に高めました。国立教育政策研究所教育課程研究センターでは、授業のなかに絶対評価を活かすために、「評価基準、評価方法等の研究開発」を行い、その成果を公表したのは周知の通りです。具体的な日々の授業のなかにも、「絶対評価」が目に見える形で入り込んできたのです。

絶対評価の考え方は、学習者の〈学び〉そのものを根底から考え直す可能性を持っています。それは単に、試験の成績評価の問題にとどまるものではありませんし、またいわゆる評定の問題に倭小化して受け止めるべきでもありません。もともと評価という活動自体が、学習目標論や指導論、あるいは学習者論を内包しているのです。従来から使われてきた「相対評価」も、成績で順番を付けるため、あるいは選抜試験のために使用する道具としてのみ見られてきた嫌いがあります。「評価」は、学習者自身の〈学び〉の生成に役立つからこそ必要なものであって、単なる学習者の振り分けの装置ではありません。

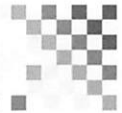
絶対評価の考え方は、到達目標をはっきりさせ、それが達成されたかどうかによって、学習の効果を明らかにしようといういわゆる「到達度目標」の発想を含んでいます。また、他人と比較をして劣等感に悩んだり優越感にひたったりするのではなく、自分自身の達成した地平を確かめることにより、自己成長の喜びをもとにした教育を進めようという考え方も含んでいます。

いうまでもなく絶対評価の基準は、客観的に設定されなければなりません。しかしそれは学習者の置かれた状況と無縁のところでは成立するわけではないでしょう。というより、学習者自身が最終的に絶対評価の基準を自ら設定できるような能力をこそ育てていくべきなのです。本来の学習とは、そのような力を育むものではないでしょうか。

絶対評価を導入するには、学習者間に異質なものが混在していることの確認が前提になります。あるいは逆に、一人一人が異なった個性と考え方を持っており、それを大事にしようとするからこそ絶対評価の導入が求められるといてもいいかもしれません。これからの社会が、多文化多様化の方向に進むとするなら、ますます絶対評価的な考え方の重要性は増大するといわなくてはならないでしょう。相対評価も、絶対評価も、いずれも「個」の学習の成立とその発展を援助するために必要なのですし、また学習活動の中にそうした評価を有効に組み入れて、授業の展開を図ることが求められます。

しかし現実に、絶対評価の導入が教育現場にかなりの混乱をもたらしていることも事実です。一番大きな問題は、「評価」が限りなく「評定」に近づき、それがさらに選抜の材料になっていることでしょう。また、評価基準を作成することに時間と精力を注ぎすぎ、それに縛られて、かんじんの学習活動そのものが充実したものになっていないとしたらそのことの方が問題です。よくいわれることですが、「評価のために評価がある」のではない、ということをごここで改めて確認しておく必要があると思います。

(府川 源一郎)



「全私学新聞」(1878号 2003年1月23日)より

学力向上アクションプラン 予算を3.5倍に拡大 絶対評価の信頼向上も

文部科学省は平成十五年度、総額で約四十九億円に上る「学力向上アクションプラン」を実施する。国民の間に依然として学力低下への不安が根強いことなどから、学力の向上策を一体的に推進し、新教育課程のねらいを実現するとともに、公教育の質を格段に向上させるのが目的。予算額は、前年度の三・五倍にも上る額だ。

学力向上アクションプランは、大きく分けて、(1) 個に応じた指導の充実 (2) 学習意欲や学力の質の向上 (3) 個性・能力の伸長 (4) 英語力・国語力の増強からなっている。

新しい評価の普及・定着は、学習指導要領に示す目標に準拠した評価(絶対評価)の信頼性を高めるとともに、国民の絶対評価に対する懸念を払拭するのが目的。具体的には評価に関するパンフレットの作成・配布、評価規準の作成や評価方法の工夫改善に関する教員向け研修プログラムの開発、地域内の各学校、教育委員会、教育センター等が連携・協力し、評価の客観性、信頼性を高めるための総合的な取り組み、高校段階における学力評価や学力水準の実態把握方法の在り方等についての調査研究、高校入試での調査書の客観性・信頼性の向上等を行う。予算額は一億七百十七万五千元。

『学校教育辞典』(教育出版、2002年)

● 相対評価・絶対評価

児童生徒の学習に対する評価資料(例えばテストの得点)を、同じ評価を用いて得られた集団全体の評価資料の内容(得点の分布)と対比して解釈することを相対評価という。一方、評価資料を他の児童生徒評価資料の内容と関係なく、一定の基準と比較して解釈することを絶対評価という。相対評価の利点は、一定の合意された規則に従えば(例えば、偏差値や順位)、誰でもが同じ結論に到着するため、客観的な評価であるといわれる。しかし、児童生徒間の差異を示すのみで、具体的に児童生徒が何をできるかを示さないという問題がある。特に、学習の改善のための形成的評価には、児童生徒の具体的な学習の達成状況を示す情報が不可欠であり、この点では絶対評価を必要とする。

1980年代後半から、絶対評価を行動主義的に解釈する到達度評価の限界が指摘され、新しい絶対評価の方法として、スタンダード準拠評価(standard-referenced assessment)が提唱されている。

(鈴木秀一)

参考文献

国立教育政策研究所教育課程研究センター『評価規準の作成、評価方法の工夫改善のための参考資料(小学校)(中学校)―評価規準、評価方法等の研究開発(報告)―』2002年2月

内容は、<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/houkoku/styuugaku.htm> で、検索できる。



教職員を含め公務員に対する人事評価を含めた評価制度が、より具体化されたのは森内閣の時に閣議決定された「行政改革大綱」です。その中で公務員制度改革が取り上げられました。内容はこれまでの勤務評定に変え、能力・業績評価を含めた能力等級に基づく人事管理の具体化であり、そのため03年の通常国会で、国家（地方）公務員法及び関連法を改正して評価制度を含め新しい人事制度を確立しようとしています。東京では01年4月から教員にも人事考課制度が導入され02年から処遇に反映するとされています。

一方、公務全体の評価制度は01年6月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」として成立し、「説明責任」が義務付けられるようになりました。地方自治体における評価制度は、国に先駆け全ての県で行政評価という形で導入されるようになりました。その結果、情報公開や説明責任が義務付けられるようになり、それに伴い教育の専門機関である学校も評価の対象になり、保護者や地域へ様々な情報の発信・説明、それに対する意見や要望などを学校運営に反映していくことが求められるようになりました。このことから学校評価の制度化が検討され、02年4月、小・中学校「設置基準」が施行され、「自己評価」「情報提供」が義務付けられました。

今日本の財政状況は、世界に類を見ない借金大国になり、政府は「小さな政府」をめざし、公的分野へのニュー・パブリック・マネジメント（新公共管理・経営）の導入を01年6月閣議で決定しました。この考えのもと、既に民間で実施している「能力、適性、業績評価」制度を公務員制度改革として検討がすすめられています。

教員に対する人事評価については、公務員制度改革の一環として検討されていますが、教員に対する評価の特徴は、「教員としての資質」に関することに重点が置かれてきたことです。1998年の中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」、2000年度の予算以降各県に委嘱された「新しい教員の人事管理に関する調査研究」という形で、「指導力不足教員」や、「優秀教員の表彰制度」に重点が置かれてきました。2000年の教育改革国民会議、01年1月の文部科学省の「21世紀教育新生プラン」に基づき同年には「指導不適切な教員の転職」が法制化されています。そして03年度には、06年に予定されている公務員制度改革を視野に「教員一人一人の能力や実績等が適正に評価され、それが配置や研修・給与等の処遇に結びつける」教員評価に関する調査研究費を新規に計上しています。今検討されている人事評価は、「数的成果指標を使い、その達成度の有効性と活動に必要なコストの投入度合いである効率性を評価する」として、「成果重視、数値目標管理」などに力点が置かれています。

しかし教育の場合、人間形成を図ることに大きな意味があり、授業の成果や業績などについて直ちに数値で測ることは難しいと言えます。子どもの成長は学校だけでなく、家庭や地域を含めた様々な環境全体や長いスパンの中で行われるものです。また教育で重要なことは子どもが「自ら考え、自ら学ぶ」という内面的形成を図ることです。外的な数値を主軸にしている評価制度とは一線を画す必要があります。教育の専門機関である学校の校務はこうした特性があるだけに、教員等に関する評価は、子ども・保護者に対する説明責任とともに「自己評価」や「同僚評価」による人事評価、即ち教員評価の基本を、こうした学校の特性を反映したものでなければなりません。また、評価制度の導入にあたっては客観性を担保するため、4原則（公正・公平性、透明性、客観性、納得性）、2要件（苦情処理システム、労使協議制度）と合目的性の確立が前提でなければなりません。

（前田 武）



閣議決定された行政改革大綱（2000年12月）より

年功序列的昇進年齢給的な処遇を改め、成果主義・能力主義に基づく信賞必罰の原則を明確にする。

閣議決定されたニューパブリックマネジメント（2001年6月）の内容

国民は納税者として公共サービスの費用を負担しており、公共サービスを提供する行政にとってのいわば顧客である。国民は、納税の対価として最も価値のある公共サービスを受ける権利を有し、行政は顧客である国民の満足度の最大化を追求する必要がある。新たな行政手法として、ニューパブリックマネジメントが世界的に大きな流れであり、公共部門においても企業経営的な手法を導入し、より効率的で質の高い行政サービスの提供を目指すという革新的な行政手法の考え方である。その理論は、徹底した競争原理の導入、業績／成果による評価、政策の企画立案と実施執行の分離という概念に基づいている。

中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」（1998年9月）より

適格性を欠く教員等への対応

子どもとの信頼関係を築くことができないなど教員としての適格性を欠く者や精神上的の疾患等により教壇に立つことがふさわしくない者が子どもの指導に当たるといふことのないよう適切な人事上の措置をとるとともに、他の教員に過重な負担がかかることのないよう非常勤講師を任用するなど学校に対する支援措置を講じるよう努めること。また、教員としての適格性を欠く者については、教育委員会において、継続的に視察、指導、研修を行う体制を整えるとともに、必要に応じて「地方公務員法」第28条に定める分限制度の的確な運用に努めること。

21世紀教育新生プラン（2001年1月25日）より

教える「プロ」としての教師を育成します。

- 優秀な教員の表彰と特別昇給の実施
- 不適格教員への厳格な対応（教壇に立たせない）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の2の要旨

都道府県教委は、県費負担教職員が「子どもに対する指導が不適切で」で「研修などの必要な措置が講じられてもなお指導が適切に行うことができない」場合、市町村の県費負担教職員を免職し、都道府県の教員以外の職に適正・能力を判断して本人の同意なく転職させる。

閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（2002年6月）

人間力戦略の一環として「文部科学省は、早期に新たな教員評価制度の導入を促進する。また、教員の一律処遇から、やる気と能力に応じた処遇をするシステムに転換する。」

参考文献

『教育総研年報2002－第4部 教職員の評価問題研究委員会報告』労働教育センター、2002年12月
八尾坂修『現代の教育改革と学校の自己評価』ぎょうせい、2001年

付録1 21世紀教育新生プラン（2001年1月25日）より

21世紀教育新生プラン（基本的考え方）

我が国の教育は、第2次世界大戦後、機会均等の理念を実現し、国民の教育水準を高め、経済社会の発展の原動力になりました。しかし、現在の教育の状況に目を向けると、国民や社会の教育に対する信頼が大きく揺らぎ、我が国の教育は危機に瀕しています。

第1に、少子化や都市化の進展、家庭や地域社会の「教育力」の著しい低下などを背景として、我が国の教育は、いじめ、不登校、校内暴力、学級崩壊、凶悪な青少年犯罪の続発など深刻な問題に直面しています。また、個人の尊重を強調する余り「公」を軽視する傾向が広がり、青少年が「孤の世界」に引きこもる傾向が現れています。

第2に、行き過ぎた平等主義による教育の画一化や過度の知識の詰め込みにより、子どもの個性・能力に応じた教育がややもすれば軽視されてきました。

第3に、科学技術の急速な発展、経済社会のグローバル化、情報化など社会が大きく変化する中で、これまでの教育システムが時代や社会の進展から取り残されつつあります。

こうした教育の現状や課題を踏まえ、内閣総理大臣の下に置かれた「教育改革国民会議」において、昨年12月22日に「最終報告」が取りまとめられました。文部科学省では、「最終報告」の提言を十分に踏まえた各般にわたる必要な取組を行うよう森内閣総理大臣から指示を頂き、このたび教育改革のための具体的な施策や課題を取りまとめたところです。

この教育新生プランは、「新生日本」の実現を目指し国政の最重要課題の一つに位置付けられる教育改革の今後の取組の全体像を示すものとして、「学校が良くなる、教育が変わる」ための具体的な主要施策や課題及びこれらを実行するための具体的なタイムスケジュールを明らかにしたものです。











これらの施策や課題への取組として、緊急に対応すべきものについては、関連法案を次期通常国会に提出するとともに、平成13年度予算案において所要の措置を行うこととしています。さらに、新世紀の教育の基本理念を示すための教育基本法の見直しや教育振興基本計画の策定については、中央教育審議会に諮問し取組を進めることとしています。

教育に対する国民各界各層の皆様の信頼に応えるためには、「最終報告」で指摘されているようにスピーディーな改革の実行が不可欠です。新世紀が始まる本年（2001年）を「教育新生元年」と位置付け、このプランに基づき、改革を果敢に実行していく決意です。もとより改革を着実に推し進めていくためには、学校や教員をはじめ産業界、関係機関・団体の積極的な取組はもちろん国民の皆様のお理解と御支援が是非とも必要です。今後、国民各界各層の皆様のお意見や御提案を十分に頂きながら、教育改革を一大国民運動として展開していきたいと考えています。


平成13年1月25日
文部科学大臣 町村 信孝















1. 人間性豊かな日本人を育成する

政策課題	主要施策及びタイムスケジュール
<p>1 教育の原点は家庭であることを自覚する</p>	<p>家庭・地域の教育力の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭の教育力の再生 → 平成14年度予算で実施 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て学習の全国展開 4億円 ・子育て支援ネットワークの充実 6億円 ・「家庭教育手帳」(243万部)、「家庭教育ノート」(120万部)等の作成・配布 3億円 ○教育休暇制度の導入の促進 → 経済団体等への働きかけ ○幼稚園と保育所の連携強化策の実施 → 文部科学省・厚生労働省間で協力しつつ推進 <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教員・保育士の相互参加による合同研修の開催(11年より) ・幼稚園と保育所の連携事例集の作成 ○地域の教育力の再生 → 平成14年度予算で実施 <ul style="list-style-type: none"> ・新子どもプランの推進(全国子どもプラン等の実績を踏まえ、子どもたちを取り巻く新たな教育的課題に対応) <ul style="list-style-type: none"> ・子ども放課後・週末活動等支援事業 11億円 ・学校内外を通じた奉仕活動・体験活動推進事業 8億円 ・NPOと行政の連携による地域学習活動の活性化を推進 1億円 ・地域の学習拠点となる社会教育施設の情報化等を推進 4億円 ・図書館でIT学習ができるようパソコンを整備 5億円 ○「教育の日」の制定などによる地域における教育への取組の推進 → 地方自治体等への働きかけ
<p>2 学校は道徳を教えることをためらわない</p>	<p>多様な体験を通じた豊かな人間性の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「心のノート」の作成・配布 → 継続的に実施 (平成13年度に小・中学生全員に、以降計画的に配布) ○「幼児のこころを育てるキャンペーン」の全国展開 0.6億円 → 平成14年度予算で実施 ○「心のせんせい」の配置 → 平成14年度予算で実施 ・特別非常勤講師配置事業費補助(道徳教育) 0.6億円 ○子どもたちの心に響く道徳教育の推進 → 平成14年度予算で実施 ・児童生徒の心に響く道徳教育推進事業 3億円 ○言葉の教育の充実 → 平成14年度から新学習指導要領を実施 ・新学習要領において「話す・聞く」「書く」「読む」のバランスの取れた教育ができるよう配慮、幼稚園教育要領を踏まえ生活体験の中で言葉の発達の助長(12年度より移行措置)
<p>3 奉仕活動を全員が行うようにする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの読書活動の推進 → 平成14年度予算で実施 ・「子どもゆめ基金」による読書活動の支援 ・子ども読書活動推進基本計画 ○学校図書館図書資料の整備の推進 → 平成14年度から地方交付税措置による計画的な整備 ○朝の読書活動の推進 → 各学校における取組を奨励 ○学校教育における文化活動、スポーツ活動の充実 → 平成14年度予算で実施 ・部活動わくわくプラン21 13億円 ・学校の文化活動の推進 1.5億円 ○「子どもゆめ基金」事業の推進 → 平成14年度予算で実施 ・平成13年4月、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターに創設された「子どもゆめ基金」により、民間団体が実施する様々な体験活動や読書活動等への支援を行う。(14年度事業費 23億円)

政策課題	主要施策及びタイムスケジュール
	<p>○「新子どもプラン」の推進  平成14年度予算で実施 (全国子どもプラン等の実績を踏まえ、子どもたちを取り巻く新たな教育的課題に対応) ・子ども放課後・週末活動等支援事業 11億円 ・学校内外を通じた奉仕活動・体験活動推進事業 8億円</p> <p>○「学校教育法」「社会教育法」の改正  ・平成13年7月11日施行 ・児童生徒の奉仕体験活動等の促進についての規定</p> <p>○奉仕活動・体験活動の充実  平成14年度予算で実施 ・学校内外を通じた奉仕活動・体験活動推進事業 8億円 ・豊かな体験活動推進事業 4億円 ・文化体験プログラム推進事業 19億円 ・本物の舞台芸術に触れる機会の確保 19億円 など</p> <p>○奉仕活動について関係省庁と協議しつつ検討  中央教育審議会に諮問 (平成13年4月11日)</p>
4 問題を起こす子どもへの教育をあいまいにしない	<p>子どもたちが安心して学び育つ環境の整備</p> <p>○「学校教育法」の改正  ・平成14年1月11日施行 ・出席停止制度について要件の明確化及び出席停止中の児童生徒への支援措置 ・出席停止制度に関する通知の発出</p> <p>○問題行動を起こす児童生徒への地域支援システムづくり  平成14年度予算で実施 ・サポートチーム等地域支援システムづくり推進事業 1億円</p>
5 有害情報等から子どもを守る	<p>○有害環境に関する調査研究の充実  平成14年度予算で実施 ・海外における先進的事例等の調査研究を行い、我が国における方針を検討</p> <p>○メディア上の有害情報についての関係業界における自主規制の促進  放送・出版等関係業界への働きかけ</p> <p>○有害情報等から守るための法整備  関係府省等と協力しつつ政府全体の取組として検討</p> <p>○学校安全及び心のケアの充実  平成14年度予算で実施 ～「子ども安心プロジェクト」 4.5億円 ・安全管理取組事例集等の作成、地域ぐるみの学校安全推進モデル事業 ・PTSD等に関する心のケアパンフレットの作成 ・健康相談活動支援体制整備事業 ・学校施設の安全対策推進事業</p>

2. 一人ひとりの才能を伸ばし、創造性に富む人間を育成する

政策課題	主要施策及びタイムスケジュール
6 一律主義を改め、個性を伸ばす教育システムを導入する	<p>確かな学力の向上 (確かな学力の向上のための2002アピール「学びのすすめ」を参考とした各学校における取組を総合的に支援する)</p> <p>○「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等の改正  ・平成13年4月1日施行 ・各教委における取組の促進 ・少人数指導を可能とする教職員定数の改善 (教科に応じ20人授業を実施) (第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の推進 14年度予算 5年計画の2年次分 5,380人) ※教員一人当たりの児童生徒数を欧米並みの水準に改善 (13年度 小 19.0人、中 16.1人 → 17年度 小 18.6人、中 14.6人)</p>

政策課題	主要施策及びタイムスケジュール
	<p>○新学習指導要領の実施  平成14年度から実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厳選された基礎・基本の徹底、個に応じた指導の充実、体験的・問題解決的な学習の重視、総合的な学習の時間（12年度より移行措置）の創設、選択学習の幅の一層の拡大 <p>○全国的な学力調査の実施  平成13年度 小・中、14・15年度 高校で実施</p> <p>○学力向上フロンティア事業の実施 5億円  平成14年度予算で実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい学習指導要領のねらいを実現し、「確かな学力」の向上を目指す学力向上フロンティア事業の全国展開
	<p>多様な個性や能力を存分に伸ばすことができる教育システムの整備</p> <p>○中高一貫教育の推進  当面500校（高等学校の通学範囲に1校）を目標に整備</p> <p>【13年度までの設置数 51校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中高一貫教育推進事業 1.4億円 <p>○「科学技術・理科大好きプラン」の推進 57億円  平成14年度予算で実施</p> <p>（科学技術・理科教育の充実のための施策の総合的、一体的な実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパーサイエンスハイスクールの創設 7億円 ・大学、学協会、研究機関等と教育現場との連携の推進 17億円 ・先進的科学技術・理科教育用デジタル教材の開発 15億円 <p>○スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクールの推進 0.8億円  平成14年度予算で実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語教育を重視したカリキュラムの研究開発を行う高等学校等を指定（16校） <p>○大学への17歳入学の促進  各大学における取組の促進</p> <p>【「学校教育法」の改正（平成14年4月1日施行）】</p> <p>○大学等における社会人の受入れの拡大  平成14年予算で実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学・専修学校等における社会人キャリアアップの推進 5億円 ・専修学校における社会人を対象としたITスペシャリストの養成の推進 4億円 ・社会人特別選抜、科目等履修生、昼夜開講制、夜間・通信制大学院、大学院1年制・長期在学コース等における社会人の受入れの拡大 ・専門大学院1年制・通信制博士課程の制度化 <p>○放送大学における大学院の設置  平成14年度から学生受入れ</p>
	<p>一人ひとりの障害に対応した教育の充実</p> <p>○就学基準等の見直しと相談支援体制の整備  平成14年度中に「学校教育法施行令」を改正</p> <p>○盲・聾・養護学校における指導の充実  平成14年度予算で実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盲・聾・養護学校の専門性向上推進モデル事業 0.3億円 ・一人一人の障害に対応した情報機器等の整備 1億円
7 記憶力偏重を改め、大学入試を多様化する	<p>○AO入試などの大学入試の多様化の推進  各大学における取組の促進</p> <p>【13年度 AO入試実施大学数 207大学（国5、公3、私199）】</p> <p>※AO入試（アドミッション・オフィス入試）～学力検査に偏ることなく、詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、受験生の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に判定しようとするきめ細かな選抜方法の一つ</p> <p>○大学9月入学の推進  各大学における取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的合意形成に向けての環境の醸成（国民、大学、企業等への調査の実施等） <p>○暫定入学制度の導入（科目等履修生制度の活用により現行制度で対応可能）  各大学における取組の促進</p>

政策課題	主要施策及びタイムスケジュール
<p>8 リーダー養成のための大学・大学院の教育・研究機能を強化する</p>	<p>大学・大学院の教育・研究機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学3年修了からの大学院入学の促進 → 各大学における取組の促進 【「学校教育法」の改正（平成14年4月1日施行）】 ○インターンシップ等の推進 → 平成14年度予算で実施 ・大学・短大・高等専門学校におけるインターンシップの推進 7億円（うち私学分 5.7億円） ○プロフェッショナル・スクールの整備 → 12年度 一橋大学・京都大学、 13年度 九州大学・青山学院大学 14年度 神戸大学（予定）・中央大学 ・法科大学院については、平成16年4月から学生受入れ予定 ・各大学における取組の促進 ・法科大学院について、中央教育審議会における検討結果を踏まえ、設置基準等の策定 ○大学院入学者選抜における他大学出身者、社会人などの受入れの推進 → 各大学における取組の促進 ○教育・研究の情報化を推進する情報基盤の整備 → 平成14年1月から運用開始 ・超高速研究ネットワーク「スーパー SINET」の構築 ・学内 LAN の通信速度をギガビット級に高速化→平成12・13年度に実施 ○科学研究費補助金など競争的資金の拡充・間接経費制度の導入 → 科学技術基本計画（平成13年3月30日）に基づき、平成17年度までに競争的資金の倍増を目指す ○教育研究施設の整備 → 国立大学等施設緊急整備5か年計画（平成13年4月18日）に基づき計画的に整備 ○研究支援体制の充実 → 平成14年度予算で実施 ・リサーチ・アシスタント（RA）経費 19億円（うち私学分 7.1億円） ○日本学術振興会特別研究員等の拡充 → 平成14年度予算で実施 ・日本学術振興会特別研究員 158億円 ・日本学術振興会海外特別研究員 16億円 ・日本学術振興会外国人特別研究員 69億円 ○産学官連携の推進 → 最終報告を取りまとめ（平成14年度中） ・科学技術・学術審議会産学官連携推進委員会において、産学官連携システムの在り方を検討 ○奨学金の充実 → 平成14年度予算で実施 ・育英奨学事業の充実 5,166億円 【13年度 75.3万人】【14年度 79.8万人（4.5万人増）】 ○留学生受入れ体制の整備充実 → 早期に10万人達成 【13年度5月1日 留学生数 7万8,812人】
	<p>大学の競争的環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○講座等の組織編成の柔軟化 → ・国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目省令を廃止（平成14年4月1日） ・各大学における取組の促進 ○国立大学の再編・統合の推進 → 「国立学校設置法」の改正 14年統合予定 図書館情報大学・筑波大学 山梨大学・山梨医科大学 ・各大学の検討状況を踏まえ、全体的な再編・統合の計画をとりまとめ（平成14年度目途） ・通常国会に法案提出 ○国立大学の法人化について調査検討会議における検討 → 最終報告をとりまとめ（平成14年3月26日） ・組織業務、目標評価、人事、財務会計など制度の具体的内容について調査研究

政策課題	主要施策及びタイムスケジュール
	<p>○世界的教育研究拠点の形成のための重点的支援の実施 → 平成14年度予算で実施 ・21世紀 COE プロジェクト 182億円</p> <p>○大学教員任期制の導入進展 → 【平成9年「大学の教員等の任期に関する法律」制定】</p> <p>・各大学における取組の促進 ・平成14年度中を目途に任期付き教員の処遇改善等について関係機関と協議しつつ検討・結論</p>
<p>9 大学にふさわしい学習を促すシステムを導入する</p>	<p>大学にふさわしい学習を促すシステムの導入</p> <p>○教養教育の充実 → ・各大学における取組の促進 ・中央教育審議会の答申を受け、方策の検討・具体化</p> <p>○学部・学科の枠を越えた横断的な教育課程の編成や複数の異なる分野の学部・学科の専門的科目を同時に履修できる工夫の促進 → 各大学における取組の促進</p> <p>○TA（ティーチング・アシスタント）の充実 → 平成14年度予算で実施 ・ティーチング・アシスタント経費 53億円（うち私学分 12億円）</p> <p>○大学の授業等におけるインターネットなどのITの活用 → 各大学における取組の促進</p> <p>○ファカルティ・ディベロップメントの推進 → 各大学における取組の促進 【平成11年9月に制度改正を行い、教育内容等の改善のための組織的な研修等（ファカルティ・ディベロップメント）の実施を努力義務化】</p> <p>○厳格な成績評価の実施等 → 各大学における取組の促進 【平成11年9月に年間（学期間）履修科目登録単位数の上限設定など厳格な成績評価のための制度改正】</p> <p>○各大学の自己点検・評価及び第三者評価の推進 → 【平成11年→自己点検・評価の実施等の義務化、12年→大学評価・学位授与機構創設】</p> <p>・大学評価・学位授与機構による第三者評価の推進 ・アクレディテーション（適格認定）の導入について中央教育審議会において検討</p>
<p>10 職業観、勤労観を育む教育を推進する</p>	<p>社会との交流を通じた学ぶ意欲や職業観の育成</p> <p>○インターンシップ等の推進<再掲> → 平成14年度予算で実施 ・大学・短大・高等専門学校・高等学校におけるインターンシップの推進 7億円（うち私学分5.7億円）</p> <p>○職業教育の充実 → 平成14年度予算で実施 ・高等専門学校における実践的技術者教育の改善・充実 8億円 ・産学連携による専修学校高度職業人育成総合プロジェクト等 3億円 ・地域や産業界との連携等専門高校における職業教育の充実</p> <p>○高等学校におけるキャリア教育の推進 0.4億円 → 平成14年度予算で実施</p> <p>○高校の総合学科の設置の推進 → 当面公立500校（高等学校の通学範囲に1校）を目標に整備 【13年度までの設置数 163校】</p> <p>○企業等との連携の推進 → 経済団体等における取組支援</p>

3. 新しい時代に新しい学校づくりを

政策課題	主要施策及びタイムスケジュール
<p>11 教師の意欲や努力が報われ評価される体制をつくる</p>	<p>教える「プロ」としての教師の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優秀な教員に対する表彰制度とそれに連動した特別昇給等の実施の促進 ・優秀な教員の表彰制度等に関する調査研究 → 平成14年度予算で実施 ○「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正 ・指導力が不足し十分な適格性を有しないと認める教員を教員以外の職員へ円滑に異動させるための方途の創設等 → 平成14年1月11日施行 ○指導力不足教員に対応する人事管理システムづくりの促進 → 平成14年度予算で実施 ○教員の社会体験研修の大幅な拡充 ・社会体験に対する補助 2億円 → 平成14年度予算で実施 ・各教委における取組の促進 ○教員採用方法の多様化 → 各教委における取組の促進 ○「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等の改正<再掲> ・教員定数を活用した非常勤講師や非常勤講師や再任短時間勤務職員の任用 → 平成13年4月1日施行 ・各教委における取組の促進 ○特別非常勤講師の拡大 ・特別非常勤講師配置事業に対する補助 3億円 → 平成14年度予算で実施 ○「教育公務員特例法」の改正 ・教職経験10年に達した教員に対する個々の能力、適性等に応じた研修の実施 → 通常国会に法案提出 ○「教育職員免許法」の改正 ・小学校における専科指導の拡大、隣接学校種免許状の取得促進、特別免許状制度の改善、教員免許状の取上事由の強化等 → 通常国会に法案提出 ○教員の自主的・主体的研修活動の奨励・支援 → 平成13年度から大学院修学休業制度を実施 ○盲・聾・養護学校における指導の充実<再掲> ・盲・聾・養護学校の専門性向上推進モデル事業 0.3億円 → 平成14年度予算で実施
<p>12 地域の信頼に応える学校づくりを進める</p>	<p>地域の信頼に応える学校づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各学校における自己評価システムの確立 → 各学校設置基準に自己評価に関する規定を整備 ○学校評議員制度の導入など開かれた学校づくりの促進 → 各教委における取組の促進 ○「教育職員免許法」の改正<再掲> ・教員免許状の取上事由の強化 → 通常国会に法案提出 ○小・中学校の通学区域制度の弾力的運用の促進 → 平成14年度中に関係法令の見直しを検討 ○「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正 ・公立高等学校の通学区域を定める規定の見直し → 平成14年1月11日施行 ○老朽化した校舎の改築・改造 ・平成13年度第2次補正 310億円 ・平成14年度予算 1,402億円 → 平成13年度第2次補正予算 平成14年度予算で実施

政策課題	主要施策及びタイムスケジュール
<p>13 学校や教育委員会に組織マネジメントの発想を取り入れる</p>	<p>○「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正 → 教職員人事等に関する校長の意向の一層の反映 → 平成14年1月11日施行 → 各教委における取組の促進</p> <p>○「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等の改正<再掲> → 教頭定数の改善 (第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の推進 14年度予算 5年計画の2年次分 5,380人)<再掲> → 平成13年4月1日施行 → 各教委における取組の促進</p> <p>○若手校長の積極的任用、校長の任期の長期化 → 各教委における取組の促進</p> <p>○スクールカウンセラーの配置の拡充 45億円 → 平成14年度予算で実施</p> <p>○心の教室相談員の配置 21億円 → 平成14年度予算で実施</p> <p>○「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正 → 保護者の参加等教育委員会の委員の構成や会議の公開に関する規定の整備 → 平成14年1月11日施行 → 各教委における取組の促進</p>
<p>14 授業を子どもの立場に立った、わかりやすく効果的なものにする</p>	<p>子どもの立場に立ったわかる授業の実現</p> <p>○「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等の改正<再掲> → 少人数指導を可能とする教職員定数の改善<教科に応じ20人授業を実施>、学級編制基準の弾力化 (第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の推進 14年度予算 5年計画の2年次分 5,380人)<再掲> → 平成13年4月1日施行 → 各教委における取組の促進</p> <p>○「学校いきいきプラン」の推進 → 3年間で約5万人の社会人を全国の学校に導入 (目標年度は平成16年度) → 平成13年度補正予算による「緊急地域雇用創出特別交付金」の活用により実施</p> <p>○「教育職員免許法」の改正<再掲> → 小学校における専科指導等の拡大 → 通常国会に法案提出</p> <p>○特別非常勤講師の拡大<再掲> → 特別非常勤講師配置事業に対する補助 3億円 → 平成14年度予算で実施</p> <p>○教育の情報化の目標の実現 → 全ての小中高等学校等からインターネットにアクセスでき、全ての学級のあらゆる授業において教員及び生徒がコンピュータを活用できる環境の整備 ※1台当たり児童生徒数 13人(12年3月)→5.4人(17年度) → 平成17年度までに実現</p> <p>○教育用コンテンツの研究開発 → 最先端の研究開発成果を活用した先進的な科学技術・理科用デジタル教材の研究開発 15億円 → 平成14年度予算で実施</p> <p>○IT 授業や20人授業等のための「新世代型学習空間」の整備 56億円(平成14年度予算) → 平成13年度第2次補正予算 → 平成14年度予算で実施</p> <p>○JET プログラムの推進など外国語教育の充実 → 13年度外国語指導助手(ALT) 招致人数 5,583人 → 平成14年度交付税措置・予算で実施</p> <p>○新学習指導要領の実施<再掲> → 厳選された基礎・基本の徹底、個に応じた指導の充実、体験的・問題解決的な学習の重視、総合的な学習の時間(12年度より移行措置)の創設、選択学習の幅の一層の拡大 → 平成14年度から実施</p> <p>○盲・聾・養護学校における指導の充実<再掲> → 一人ひとりの障害に対応した情報機器等の整備 1億円 → 平成14年度予算で実施</p>

政策課題	主要施策及びタイムスケジュール
15 新しいタイプの学校 (“コミュニティ・ス クール”等)の設置を 促進する	<p data-bbox="445 232 1016 262">多様な教育機会を提供する新しいタイプの学校の設置の促進</p> <p data-bbox="445 286 821 315">○私立学校の設置のための基準の明確化 → 小・中学校設置基準を公布 (平成14年3月29日)</p> <p data-bbox="445 371 911 483">○研究開発学校の拡充 3億円 → 平成14年度予算で実施 <small>【平成12年度から各学校や地域の創意工夫を生かした 特色ある学校教育の試みを推進する観点から制度改 正(平成12~13年度:計74件指定)】</small></p> <p data-bbox="445 515 1009 568">○今後の新しいタイプの学校の可能性や課題等について検討 → 平成14年度予算で実施 <small>・新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究</small></p>

4. 教育振興基本計画と教育基本法

政策課題	主要施策及びタイムスケジュール
16 教育施策の総合的推 進のための教育振興基 本計画を 17 新しい時代にふさわ しい教育基本法を	<p data-bbox="445 739 727 768">新たな世紀の教育理念の確立</p> <p data-bbox="445 792 696 822">○教育振興基本計画の策定</p> <p data-bbox="445 835 947 864">○新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方見直し</p> <p data-bbox="1161 792 1384 853">→ 中央教育審議会に諮問 (平成13年11月26日)</p>

付録2 総合規制改革会議第1次答申（2001年12月）よりの抜粋

第1章 重点6分野について 4 教育

【問題意識】

社会・経済・文化におけるグローバル化が拡大し、国際的な競争がますます進展していく中で、教育分野においても、義務教育から高等教育までを通じて質の高い教育を提供し、社会のニーズにこたえることのできる優れた人材を育成することが不可欠である。また、大学や大学院においては先端的・独創的な研究を更に進め、新しい産業やイノベーションを開花させていくことが、我が国の発展維持のために喫緊の要事である。

大学においては教育機関や教員が互いに質の高い教育を提供するよう競い合うことが、また、初等中等教育においては多様化を進め、需要者による選択と参画を確保することが、我が国の教育全体の質的向上に特に強く結び付くと考えられ、そのような環境の下で学生や生徒に対し学習に対する積極的な動機付けを行っていくことが必要であると考えられる。

【改革の方向】

上記のような観点から大学や学部を設置に係る事前規制を緩和するとともに事後的チェック体制を整備するなど、一層競争的な環境を整備することを通じて、教育研究活動を活性化し、その質の向上を図っていくことが必要である。また、初等中等教育においては、児童や生徒の能力・適性に応じた教育機会の提供を推進するため、評価制度の導入や情報発信の促進により学校の透明性を高めるとともに、新しいタイプの公立学校の導入の検討や私立学校の設置促進などにより多様化を進め、需要者が選択をし、その運営に参画することを通じて質の高い教育サービスを提供していく体制を整備することが課題となるものと考えられる。

このため、当会議では、以下のような具体的施策について、提言を行うこととする。

【具体的施策】

- (1) 高等教育における自由な競争環境の整備
省略
- (2) 高等教育機関によるキャリアアップの充実
省略
- (3) 高等教育に対する公的支援の在り方の見直し
省略
- (4) コミュニティ・スクール導入のための法制度整備に向けた実践研究の推進

新たなタイプの公立学校である「コミュニティ・スクール（仮称）」の導入については、地域や保護者の代表を含む「地域学校協議会（仮称）」の設置、教職員人事や予算用途の決定、教育課程、教材選定やクラス編制の決定など学校の管理運営について、学校の裁量権を拡大し、保護者、地域の意向が反映され、独自性が確保されるような法制度整備に向けた検討を行うべきである。**【平成15年中に措置】**

また、モデル校による実践研究を行うに当たっては、校長公募制の導入、十分に広い通学区域の設定、教員採用における校長の人選の尊重、教育課程、教材選定、学級編制などにおける校長の意向の尊重等の要件を満たすよう努めるべきである。**【平成14年度中に措置】**

現在、初等中等教育における公立学校システムには、年間10兆円以上の公費が支出されているものの、そこで提供される「教育サービス」の質については、全国一律となりがちであり、地域や学校ごとのニーズにこたえられていない、学校の自律性や責任体制も欠落しがちであるなど、不十分であるとの意見がある。こうした指摘も踏まえ、地域に開かれた学校づくり、民間からの校長の登用、学校選択のための学区の弾力化

など、次第に「改革」が進みつつあるが、具体的成果が十分に見えないこともあり、そのスピードも遅すぎるとの指摘もある。

地域の特性やニーズに機動的に対応し、一層特色ある教育活動を促すためには、公立学校全体を一律に競争的環境下に置くというよりも、地域との連携、裁量権の拡大と教育成果等に対する厳格なアカウンタビリティを併せ持つ、新たなタイプの公立学校「コミュニティ・スクール（仮称）」の導入が有効である。

新たなタイプの公立学校である「コミュニティ・スクール（仮称）」の導入については、地域や保護者の代表を含む「地域学校協議会（仮称）」の設置、教職員人事や予算使途の決定、教育課程、教材選定やクラス編定の決定など学校の管理運営について、学校の裁量権を拡大し、保護者、地域の意向が反映され、独自性が確保されるような法制度整備に向けた検討を行うべきである。こうした新しいタイプの学校の導入により、保護者を始めとする地域住民にとっての選択肢の多様化のみならず、伝統的な公立学校との共存状態を作り出すことにより、健全な緊張感のもと、それぞれの学校間における切磋琢磨を生み出し、結果的に学区全体の公立学校の底上げにつながることを期待される。

また、モデル校による実践研究を行うに当たっては、校長公募制の導入、十分に広い通学区域の設定、教員採用における校長の人選の尊重、教育課程、教材選定、学級編制などにおける校長の意向の尊重等の要件を満たすよう努めるべきである。

(5) 小・中学校の設置基準の明確化と私立学校参入促進のための要件の緩和

近年、国際化、高度情報化、社会の成熟化が進展する中で、学校教育全般について、社会や国民の多様化、高度化する要請に応じた特色ある教育研究の推進が求められているが、それぞれの建学の精神に基づく個性豊かな教育研究活動に積極的に展開している私立学校の役割はますます重要なものになっている。

しかしながら、私立学校の数は、高等教育と比べて、初等中等教育、特に小学校では圧倒的に少ないのが実情である。私立学校の割合は、大学で74.1%、高校で24.1%であるのに対して、中学校では6.1%、小学校に至っては同0.7%となっている（平成13年5月1日現在）。

私立の小中学校の数があまり増加しないのは、同教育段階が、国民が無償で教育を受けることのできる義務教育であることが最大の理由と考えられるが、一方で、公立学校における学級崩壊が小学校低学年においてみられるなど、公立学校に対する信頼が揺らぎつつあるとの指摘もある。

このような状況の下、特色ある教育サービスを提供する私立学校に対して、需要者側である国民の期待は、特に大都市部において、ますます高まりをみせており、一部の私立学校では入試競争の激化がみられるところである。

こうした現実を踏まえれば、個性豊かで多様な教育サービスを提供する私立学校の設立を促進することは、国民に特色ある教育サービスを提供する機会を増やすのみならず、地域内での学校間競争の活発化を通じて、公立学校（及び既設私立学校）により良い学校づくりを進める契機を与えることも期待できる。

こうした状況を踏まえて、私立学校の参入を促進する観点から、公財政支出の見直しを図る中で、補助金配分に当たっては、児童生徒や保護者のニーズにこたえて優れた教育サービスを提供している私立学校を優遇する方向へ向けていくことも必要ではないか。

ア 小・中学校設置基準の明確化及び学校法人と私立学校の設置認可審査基準の要件緩和とその明確化【平成13年度中に措置】

規制改革推進3か年計画において平成13年度中に検討を行い、結論を得るとされている小学校及び中学校の設置基準の明確化については、私立小学校及び私立中学校の設置促進の観点から、適切な要件を定めるべきである。また、各都道府県の私立小・中学校設置認可審査基準等及び学校法人の設立認可審査基準についても、その要件の適切な緩和を都道府県に対し促すべきである。

現在、私立小学校、中学校又は高等学校を設置しようとする場合には、都道府県知事の認可を受けることが必要になっている。

しかしながら、国が学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき定める学校設置に係る基準については、高等学校に関しては、高等学校設置基準（昭和23年文部省令第1号）として詳細が定められているのに対して、小学校及び中学校に関しては、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に大綱的な定めがあるのみで、基準は明確化されていない。なお、小中学校の設置基準の役割を実質的に果たすものとしては、(1)学校教育法施行規則等（学校の施設設備や教員に関する基準を規定）、(2)義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和33年法律第81号）（工事費を算定する上での面積等を規定）等がある。また、各都道府県においては、各都道府県における「設置認可審査基準」等により、私立学校の設置認可を行っている。

さらに、都道府県における設置認可審査基準等においては、例えば施設及び設備の負担附又は借用が原則として認められていなかったり、都道府県によっては中学校や高等学校を併置する場合にも校地の兼用が認められていないなど、各都道府県が地域の実情に応じた基準を定めており、小中学校段階が、国民が無償で教育を受けることのできる義務教育であることとあいまって、私立学校の設置の促進がされていない現状にある。

今回、国が小中学校の設置基準を明確にするに当たっては、教室や運動場の面積基準を過度のものとならないようにしたり、合築等ほかの用途との共同使用を認めるなど私立小・中学校の設置促進の観点から、適切な要件を定めるべきである。なお、運動場については所有の形態にはこだわらざるべきではないが、その確実な確保が図られることは必要であろう。

また、国の小中学校設置基準が明確化されることにより、都道府県がそれぞれ定める私立学校設置認可審査基準等が適切に緩和されることが期待される。

なお、教育サービスの需要者（児童生徒及び保護者）に運営状況を明らかにする観点から、学校法人の財務情報等の開示を促進し、学校法人についても設立認可審査基準の適切な緩和を都道府県に対し促し、新規参入を促進することが必要と考える。

イ 私立学校審議会の在り方の見直し【平成14年度中に措置】

私立学校審議会をより開かれたものにするための改革に向けて、構成員・運営を含む私立学校審議会の在り方を検討するとともに、委員名簿や議事概要等については、各都道府県のホームページ等において公開することを促進するべきである。

私立学校審議会は、各都道府県に設置されている知事の附属機関として、私立大学以外の私立学校、私立専修学校及び私立各種学校の設置並びにこれらの学校を設置する法人の設立等について審議し、知事に答申することを担当事務としている。また、これらの学校に関する重要事項について知事に建議する機能も有している。

この私立学校審議会については、私立学校の自主性の尊重の観点から既設私立学校関係者が構成員の4分の3を占めているところであるが、新しく私立学校を設置しようとする者がある場合に、私立学校審議会が競争抑制的に機能しているのではないかとの指摘や教育の需要者や地域社会の声が十分に反映されていないという指摘がある。

ウ インターナショナルスクール卒業者の進学機会の拡大【平成14年度中に措置】

インターナショナルスクールにおいて一定水準の教育を受けて卒業した生徒が希望する場合には、我が国の大学や高等学校に入学する機会を拡大すべきである。

近年、外国からの対日投資の増加等に伴い、我が国に中・長期的に滞在する外国人が増えてきており、これら外国人の子どもの多くが我が国のインターナショナルスクールに通っている。

今後、教育の国際化の観点からも、我が国の学校制度との整合性を勘案しつつ、インターナショナルスクールにおいて一定水準の教育を受けて卒業した生徒が希望する場合には、大学や高等学校に入学する機会を拡大すべきである。

これらの措置等を行うことにより、我が国においてインターナショナルスクールの設置が促進されることが期待される。

(6) 初等中等教育における評価と選択の促進

学校教育に対する社会的ニーズの多様化に対応し、画一的と批判される公立学校システムの多様化と質向上を推し進めるためには、公立学校間の特色が比較され、保護者や児童生徒によって学校が選ばれる環境を作り出すことも一つの重要な方法と考える。

公立小中学校においては、各学校ごとに通学区域が定められているが近年、通学区域の弾力化を行い、保護者の選択により通学する学校を選ぶことができるようにする動きがみられる。

一方、このように教育に対する選択の機会が拡大している中で、児童生徒や保護者の選択に際して適切な情報が提供されていないのではないかと考える。すなわち、学校を選択しようとする際には、当然ながら学校についての教育目標、特色に関する十分な情報が提供されている必要があり、適切な情報がない中で保護者間での評判や風評、あるいは学校施設の新しさなどで選択しているという実態は好ましくないであろう。

ア 学校選択制度の導入推進

(ア) 保護者や児童生徒の希望に基づく就学校の指定の促進 【平成14年度中に措置】

保護者や児童生徒の希望に基づく就学校の選択を適切に促進する観点から、各市町村教育委員会の判断により学校選択制を導入できることを明確にし、さらに学校選択制を導入した市町村にあっては、あらかじめ選択できる学校の名称を保護者や児童生徒に示し、その中から就学する学校を選択するための手続等を明確にするような観点から、関係法令を見直すべきである。

公立小中学校において、保護者や児童生徒が通学する学校を希望するという学校選択制については、これまでは、導入市町村は一部にとどまっていたが、近年その数が拡大しつつある。

しかしながら、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条には、児童生徒の住所地の市町村教育委員会が就学すべき小学校又は中学校を指定するとされているだけで、学校選択制について規定した条文は存在せず、根拠が明確でないという意見も一部にある。

もちろん、保護者や児童生徒が就学しようとする学校について特段の意思表示をしない場合や特定の学校に希望が集中する場合も考えられることから、学校選択制を採った市町村教育委員会においては、学校選択制の下で適切な学校運営ができるように、市町村教育委員会自らが指定したり、必要に応じて選択結果を調整することも必要であろう。なお、選択肢の提供の方針・方法や希望の結果として調整の必要が生じた場合の調整の方針・方法は、各市町村の事情を踏まえて決定されるべきであるが、それらについては明示的に情報開示を行うことが必要である。

(イ) 就学校の変更要件の明確化 【平成14年度中に措置】

学校選択制を導入していない市町村にあっては、指定された就学校の変更を保護者や児童生徒が希望する場合の要件や手続等について、各市町村において明確にするよう、関係法令を見直すべきである。

学校教育法施行令第8条においては、当該市町村において学校選択制を採用していない場合も含めて、就学校の変更手続について定めているが、「相当と認めるとき」という漠然とした規定になっていることから、各市町村によってその判断がまちまちとなっている。また、同一の市町村内においても、認め

られたり認められなかったりする場合があると指摘する声も聴かれるなど、運用が不透明であるのではないかと考える。

このような状況を踏まえ、今後、学校選択制を導入する市町村が増加していくと予測される中、必要な手続の整備等を中心に関係法令の見直しを行うべきである。

イ 保護者や地域社会による学校運営参画の拡大

今日、保護者や地域住民の学校教育に対する参画意識が強くなっている中で、教育行政においても保護者や地域住民からの信頼を確保していくためのいわゆる「開かれた学校」づくりを標榜し改革を進めているところである。しかしながら、公立学校システムもまた、公的主体がサービスの担い手ということからくるサービス提供主体（学校・教育委員会・校長・教員等）とサービス需要者（児童生徒・保護者・地域住民）との間の情報の非対称性や、サービス提供主体内部からの改革がしにくいといった問題点が指摘されている。

各学校が特色ある学校づくりを目指し、様々な工夫を凝らしていくことは初等中等教育においても望ましい姿であるが、そこにはサービス供給主体による説明責任（アカウンタビリティ）の徹底と、保護者や地域住民が学校運営に参画しやすい仕組みが存在しなければ、持続した改善への取組とはなりにくい。

(ア) 学校評議員制度の一層の効果的な活用の促進【平成14年度中に措置】

学校評議員制度の一層の効果的な活用を図る上で、必要に応じて、学校評議員が一堂に会して合議を行うといった工夫を講じたり、学校運営の評価に保護者や地域住民等の意見を採り入れるため、学校評議員が学校の評価を行うことが考えられる。また、市町村教育委員会による学校評議員に対するサポートを充実させるとともに、学校評議員の学校評価結果や学校評議員の活動に関する適切な情報公開についても検討されるべきである。

平成10年9月の中央教育審議会答申を踏まえて、平成12年4月にスタートした学校評議員制度については、地域や社会に開かれた学校づくりを一層進め、学校としての説明責任を果たしていくことにつながっているなど、一定の評価をすることができる。その設置については市町村教育委員会の判断で置くことができるかとされているほか、その人選は校長の推薦に基づき市町村教育委員会が委嘱するとされており、校長の諮問機関的色彩が濃いのが、地域住民等の学校運営参画をやすくし、制度の効果的な活用を一層図る上で工夫が必要ではないかと考える。

文部科学省が市町村教育委員会担当課に実施したアンケート調査によれば、学校評議員（類似制度も含む）を全校で設置している市町村は14.2%にとどまり、「検討中」及び「設置予定なし」を合わせると58.1%にも上っている（平成13年4月1日時点）。今後、学校や一定数の保護者・地域住民等から設置の要望があった場合には、各市町村教育委員会が積極的に学校評議員の設置を検討すべきであろう。当会議においては、学校評議員の設置を進めるとともに、その活用を促進していくべきであることから、学校評議員制度の運用についての工夫を次のように提案したい。

まず、学校評議員制度は、あくまでも学校評議員個人が校長の求めに応じて学校運営等について意見を表明するための組織であり、合議制でない長所も言われているところであるが、これについては学校評議員が必要に応じて一堂に会して意見交換を行うという工夫を講じることが必要であると考えられる。

また、学校評議員は、保護者や地域住民等に委嘱されるものであることから、学校を客観的に評価することも期待できる。このため、学校評議員制度の活用方法の一つとして、学校評議員は市町村教育委員会が定めた一定の学校評価の項目に沿って学校評価を行い、その結果について市町村教育委員会に報告し、市町村教育委員会がそれを公表することも考えられる。

この学校評価の公表は、保護者や児童生徒による学校選択の際に利用されることも期待されるものである。

さらに、校長の推薦により市町村教育委員会が委嘱するという学校評議員の選出方法については、例えば保護者や地域住民等といった学校評議員の構成などを定めた「学校評議員選出規則」等を設けるなど、各市町村教育委員会において選出方法の明確化を図ることが望ましい。

以上のような学校評議員制度においては、他校の好事例等や、保護者や地域住民等の優れたアイデアや工夫を踏まえて適切な意見を述べるができるようにするため、学校評議員の求めに応じて市町村教育委員会が情報提供するといったことも必要であろう。

なお、学校評議員の活動については、個人のプライバシーなど一定の条件の下で非公開とすることを残しつつ、保護者や地域住民等の求めに応じて情報公開をすることについても検討されるべきであろう。

(イ) 保護者や地域住民による授業の実施 【平成14年度中に措置】

「保護者講師」や「地域住民講師」など、保護者や地域住民が学校において授業を行う取組を一層積極的に推進し、こうした授業の実施に当たっては、学校と地域の連携を図るコーディネーター役として学校評議員の協力を得ることも必要と考える。

これまでの初等中等教育改革においても、教員以外の者からの校長登用や社会経験を有する者の積極的な教員採用など社会人の活用が広く掲げられており、教員免許を持たない者が教壇に立って教えられるようにするための特別非常勤講師制度等が推進されてきたところであり、これらの動きは今後とも一層推進されるべきものであると考える。

児童生徒にとっては、1人の教師と多くの時間を接することも大切なことではあるが、より多くの教師（大人）に接することが生徒の人格や価値判断、職業観の形成に重要と考えられることから、特別非常勤講師のような制度のみならず、保護者や地域住民による学校運営参画（ボランティア）の観点からの「保護者講師授業」や「地域住民講師授業」といったものを広く普及推進していくことが望ましく、今後こうした取組が一層推進促進されることが必要である。

このような取組は、現行の制度においても可能であり、一部実行されている学校もあるが、今後一層広く推進していくために、例えば「保護者講師授業」や「地域住民講師授業」の実施に当たっては、学校運営に関し地域住民等の協力を得る仕組みである学校評議員制度を活用し、学校と地域との連携を図るコーディネーター役として学校評議員の協力を得ることも必要と考える。

ウ 学校運営の改革及び情報発信の推進

(ア) 各学校における自己点検評価制度の推進 【平成14年度中に措置】

すべての小中学校において教育目標を作成するとともに、その実現を適切に進めているかどうかについて点検するような自己点検評価を実施するべきである。

学校が自らの提供する教育サービスの質的向上に向けた取組を行っていくためには、適切な教育目標の設定とその実現について自己点検を行っていくことが必要である。また、学校による自己点検評価と併せて、学校評議員が市町村教育委員会の定める項目に基づいた評価を行うなど、多様な方法で学校評価を実施することも考えられる。

自己評価については、既に実施されている学校も多いとみられるが、目標設定とその実現を図るといふ自己点検評価の仕組みを取り入れることが、すべての学校において実現されることが望ましい。

また、各学校において教育目標を作成していくに当たっては、すべての学校が同じようなものになる必要はなく、例えば基礎基本の学力又は体力を向上させることを重視する学校や、礼儀作法に重点をおく学校、国際理解教育を進め国際交流に積極的な学校など、多様な目標や特色となることが望ましい。

(イ) 学校や教員による情報発信の推進 【平成14年度中に措置】

学校選択の促進に資するよう、学校の概要（教員数、児童生徒数、校舎面積、教育目標、運営方針、教育計画等）や自己点検評価の結果などとともに、教員の教育方針等の情報発信を促進するべきである。

現在のところ、学校選択制については限定的な導入にとどまっているものの各自治体の判断により実施が可能であり、今後一層その機会が拡大されることが望ましい。

学校選択制が適切に機能するためには制度の導入のみならず、保護者や児童生徒が学校選択に際して、学校の掲げる教育目標や特色などについて十分な情報が提供されていることが必要であると考え。必要な情報提供がなされていない中で、保護者間での評判や風評、あるいは学校施設の新しさなどで選択しているという状態を指摘する声も聴かれるが、そのような状態は好ましくないのは言うまでもない。

もちろん、一部においては学校ガイドブックのようなものを作成するなど、積極的に説明責任を果たしている学校もあるが、このような取組は全国的に広く浸透していないと考える。

また、情報提供が必要と考えられる情報としては、各学校において作成された教育目標やその自己点検評価の結果のほか、教育サービスにおいて最も重要であると考えられる、教員の教育方針等についても、公表が進むことが期待されるところである。

エ その他

中間とりまとめにおいて提言した次の事項については、引き続き取組を進めるべきである。

(ア) 初等中等教育における教育内容の充実 【平成13年度中に措置（継続的検討）】

創造力ある人材を育成するための教育、例えば理数系教育・IT教育・芸術教育・コミュニケーション／言葉教育、等については、その充実を図ることが必要であり、引き続きその具体的な在り方についての検討を進める。

また、社会性を身につける教育や勤労観、職業観をはぐくむ教育機会についても、充実していくべきであると考え。

付録3 総合規制改革会議第2次答申（2002年12月）よりの抜粋

第2章 各分野 4 教育・研究

【問題意識】

グローバル化、価値観の多様化、少子高齢化など経済、社会の大幅な変化に対応してこれまでの事前規制による全国一律の画一的な教育システムを変換し、消費者の多様な価値観、ニーズに応え得る豊富な教育サービスを提供し得る事後チェック型のシステムの構築が急務である。

そのために教育の主体について、既存の公立学校や学校法人の改革を進めるとともに、外部からの新規参入者の拡大を通じて、主体の多様化を促進し、消費者の選択肢の拡大と主体間の競争的環境を通じた質的向上を図る必要がある。

また同時に、教育の質と適正な競争を担保する客観的な仕組みとして情報開示や第三者評価など、事後チェックを支えるシステムを早急に構築する必要がある。

さらに、初中等教育については指導要領など全国一律の規制の弾力化と教員の質的向上、高等教育については大学設置規制の弾力化と大学教員の活性化・産学連携の促進を通じて、消費者、地域社会の様々なニーズに応じた質の高い教育提供を可能とすべきである。

【具体的施策】

1 教育主体の多様化

(1) 教育分野における株式会社等の参入【平成15年度中に検討・結論】

株式会社など国・地方公共団体や学校法人以外の民間主体による教育分野への参入については、会計制度などによる情報開示制度、第三者評価による質の担保及びセーフティネットの整備等を前提に、教育の公共性、安定性、継続性の確保に留意しつつ、特に大学院レベルの社会人のための職業実務教育等の分野について、その在り方を検討すべきである。

■参考 「第2次答申 第1章 横断的分野 2 民間参入の拡大による官製市場の見直し」よりの抜粋
教育分野における株式会社の参入

学校経営への株式会社参入によるメリットとしては、資金調達が多様化、増大している社会人教育ニーズの把握とそれに対応した教育サービスの充実・向上、経営・事務スタッフ等必要な人材投入による学生ニーズに直結した効率的な経営などが挙げられる。

一方、問題点としては、以下のような点が指摘されている。

- 1) 教育への再投資の確保が株式会社では不可能
- 2) 株主の意向による教育内容等の安易な変更の危険性
- 3) 安定性・継続性が確保できない危険性

しかしながら、株式会社が行う余剰金の処理の方法は、間接金融における利息支払に該当する配当を行った残余は基本的には利益剰余金として積み立てられて、将来の投資に向けられるものである。たとえそれが直接教育に向けられないとしても、現行の学校法人も教育以外の用途での投資を許容されているのであり、両者の間に差異はない。株式会社は、顧客満足度を高め企業価値の増大を図ることを踏まえると、株主の意向による教育内容の安易な変更等、顧客である学生をないがしろにした教育サービスの提供は考えられない。安定性・継続性の問題は、現行の学校法人についても同様であり、特に株式会社の属性ではない。必要とあればサービスの継続が確保されるためのセーフティネットを講ずればよい。

学校教育法第2条は、学校の設置主体を国・地方公共団体及び学校法人に限定しているが、株式会社を含む法人についても学校の設置を認めるよう法改正すべきである。

また、株式会社が参入した場合においては、その経営する学校は教育の一端を担うことから、学校法人同様、新規参入者たる株式会社についても、助成の手立てを行い得るようにすべきである。この場合、憲法との関係で

それが許容されるように必要な関連法令の整備を行うこととすべきである。

(2) **コミュニティ・スクール導入に向けた制度整備【平成15年中に検討・結論】**

新しいタイプの公立学校であるコミュニティ・スクールを導入することの意義は、教職員人事を始めとする運営・管理及び教育の実施等について、学校、保護者、地域の独自性を確保する一方で、地元代表や保護者の代表を含む「地域学校協議会（仮称）」に対しアカウンタビリティを負うことにより、社会や地域住民・需要者のニーズに応じた多様で機動的な学校運営を可能とし、独創性と創造性に富んだ人材の育成に資することにある。これらの点を踏まえ、コミュニティ・スクール導入のための制度整備に関しては、例えばコミュニティ・スクールの設置手続、「地域学校協議会（仮称）」の設置と機能、都道府県教育委員会、市町村教育委員会及び地域学校協議会の教員任免等に係る権限の在り方等の点について、法令上の規定を設けることを検討すべきである。

(3) **学校法人の要件緩和【平成15年度中に検討・結論】**

学校法人の設立要件については、構造改革特区における特例措置として校地・校舎の自己所有要件の緩和が認められたところであるが、学校教育の安定性・継続性の確保を前提に、全国的な緩和について、特区における状況も十分に踏まえながら検討すべきである。

(4) **私立学校設置促進のための施策**

① **都道府県の私立学校設置認可審査基準等の見直し促進【平成14年度中に措置】**

私立学校の設置を促進するため、平成14年4月に小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）及び中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）が制定され、教育上及び安全上支障がない場合には、廃校となった公立学校等を供用又は借用することができることが明確になったところである。小・中学校設置基準策定の趣旨を踏まえ、各都道府県の私立小・中学校の設置認可審査基準等における校舎や運動場の面積基準等の要件見直しを各都道府県に促すべきである。

② **私立学校審議会の見直し【平成14年度中に検討・結論】**

私立学校審議会は、私立学校の自主性を確保する観点から、私立学校行政に関する所轄庁の権限行使に当たり、私学関係者の意見を反映するために設けられており、現行の私立学校法（昭和24年法律第270号）第10条は、私立学校関係者以外の民間有識者等を同審議会の構成員数の4分の1以上にはしない等と規定している。しかし、この規定は、各都道府県の私立学校行政を過度に規制しかねない可能性もあることから、例えば、上記規定の在り方や、構成員・運営を含む私立学校審議会の在り方を検討すべきである。

(5) **教育への外部資源の積極的活用【平成15年度措置】**

現行、既に総合的学習の時間において、学校外の教材や学習環境の積極的活用が図られているところであるが、そうした取り組みを促進するとともに、さらに民間企業やNPOなど学校以外の主体が保有する教育資源の有効活用等の観点から、例えば外国語やIT教育などの授業において、各学校の判断で外部人材や学外の学習環境の活用が推進されるよう、ガイドラインの策定や体制の整備等を図るべきである。

また、現在PFI方式により学校施設等の維持管理と温水プールの地域開放時の運営や水泳教室・フィットネスの運営などが行われている例が既にあるが、学校運営のアウトソーシング促進の観点から、PFIによる学校施設運営が可能である範囲について明確化を図るべきである。

(6) **インターナショナル・スクールに関する制度整備【平成14年度中に措置】**

インターナショナル・スクールについては、その定義を明確化した上で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に基づく私立学校に準じた取扱いとなるよう各種の支援措置が検討されるべきである。また、インターナショナル・スクールの卒業生に対して、我が国の大学の入学については、大学入学資格検定を受検しなくとも、入学資格を認められるようにするとともに、高等学校の入学については、例えば中学校

卒業程度認定試験の受験資格を拡大する等により、大学や高等学校への入学機会を拡大すべきである。

(7) **海外から進出する大学など高等教育の国際的展開に対応した質の保証のあり方【平成15年度中に検討】**

海外から我が国に進出する大学は、我が国の学生にとっては国際化に対応した教育の選択肢のひとつであるとともに、海外からの学生受入数拡大の観点からも有意義である。しかし、これらの「大学」は、我が国の大学としての認可を受けておらず、消費者の混乱を招いている面がある。

したがって、大学の質保証及び消費者保護の観点から、例えば、国内の第三者評価機関が海外大学についても評価し得るようにするなど、高等教育の国際的展開に対応した質の保証の在り方について検討すべきである。

2 教育主体に関する情報公開の促進

(1) **学校法人会計制度の見直し【平成15年度中に検討・結論】**

公益法人会計基準の見直しについては、企業会計基準の大幅な改訂等を踏まえ、総務省の研究会が平成13年度に中間報告をとりまとめ、今後新たな基準が策定される予定である。

したがって、公益を目的とする学校法人においても、事業活動の透明化、効率的経営に資するよう、新しい企業会計基準を取り込むことについて、学校の特性を踏まえつつ早急に検討すべきである。

(2) **大学の情報公開の促進【平成14年度中に措置】**

少子化等により、大学を取り巻く経営環境が厳しくなることが予想される中で、学生や保護者、企業関係者等の判断に資するよう、一層の情報開示を進めることが必要である。

このため、私立大学について、平成13年度から検討されている財務状況の公開に関する具体的な内容や方法等について早期に結論を得て、公開を促進する。その際、学生等に分かりやすい方法や内容について検討すべきである。

また、大学は、財務状況に限らず、教育環境（教育方針、教育内容、1教員当たりの学生数等）、研究活動、卒業生の進路状況（就職先や就職率等）など当該大学に関する情報全般を、インターネット上のホームページなどによって積極的に提供すべきである。

(3) **大学への第三者評価及び学校の評価の在り方**

① **大学への第三者評価の導入【平成14年度に措置済み】**

大学に対する第三者による継続的な認証評価制度の導入促進を図るべきである。なお、社会のニーズを反映した客観性の高い認証評価制度を構築するため、民間研究者、外国人研究者、企業関係者などを幅広く評価者に含めるものとすべきである。

② **学校の自己点検評価と情報開示【平成14年度中に措置】**

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校について、自己点検評価、情報提供に関して設置基準に盛り込まれたところであるが、各学校において評価項目や情報提供の内容等を適切に定め、自己点検評価と情報提供を積極的に行う必要がある。さらに、外部評価の公開を視野に入れた学校評価の促進を行う必要がある。

このため、自己点検評価や情報提供に関し、学校の積極的な取組を推進し、評価項目や評価手法、情報提供の内容・方法等が適切なものとなるよう、教育委員会等に対し促すべきである。また、外部評価を含む学校評価を促進することを教育委員会等に対し促すべきである。

3 初等中等教育の活性化

(1) 教育プログラムの多様化の推進【平成14年度から措置】

学習指導要領は、各学校において編成する教育課程の大綱的基準であり、最低基準としての性格を有するものであるが、各学校において弾力的な取扱いがなされていない面も見受けられる。

したがって、創造性豊かな人材の育成を進める観点から、各学校段階間の連携等、各学校において、創意工夫に満ちた教育課程の編成や多様な指導が行われることを一層推進すべきである。

(2) 教員評価の導入等による教員資質の向上【平成15年度中に措置】

社会や地域住民、保護者や児童生徒のニーズに応じた教育を推進し教員の資質向上を図る観点から、教員の能力に応じた処遇が適切になされるシステムに転換するよう、各教育委員会に対し新しい教員評価の導入の促進を図る。

また、英語教育を充実する観点においては、「英語が使える日本人」の育成を目指した行動計画を平成14年度中にとりまとめるとともに、特に中学校については、平成15年度から外国人の優秀な外国語指導助手の正規教員等への採用を促進する等、教員の資質を向上させ、公立小・中学校の改革を推進すべきである。

4 高等教育の活性化と産学連携の推進

省略

付録4 中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」(2003年3月20日)より

はじめに

中央教育審議会は、平成13年11月、文部科学大臣から「教育振興基本計画の策定と新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方」について諮問を受け、総会及びその下に設けた基本問題部会において審議を重ねてきた。

審議会では、まず、教育改革国民会議の提言を踏まえながら、我が国の教育の現状と課題、これからの教育の目標、今後の教育改革の基本的方向について議論を行った上で、教育基本法と教育振興基本計画の在り方について審議を行った。そして、その間の審議経過をできるだけ国民に分かりやすく示すという観点から、平成14年11月に中間報告を取りまとめ公表した。

中間報告公表後、平成14年11月から12月にかけて、東京、福岡、福島、京都、秋田において「一日中央教育審議会(公聴会)」を開催するとともに、有識者や教育関係団体等からの意見聴取、郵便等による意見募集など、幅広く国民各位からの意見を徴し、それらを参考に更に審議を深め、今回、答申を取りまとめた。

この答申を機に、今後、教育改革に関する国民の関心が高まることを期待する。政府におかれては、国民の理解を深めるための取組を更に推進しつつ、本答申を基に、教育基本法の改正と教育振興基本計画の策定を進めていただきたい。

第1章 教育の課題と今後の教育の基本的方向について

1 教育の現状と課題

- 昭和22年3月、民主的で文化的な国家を建設し、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする憲法の理想の実現を教育の力に託し、戦後における日本の教育の基本を確立するため、教育基本法が制定された。教育基本法の下に構築された学校教育制度をはじめとする教育諸制度は、国民の教育水準を大いに向上させ、我が国社会の発展の原動力となった。
- 今日、我が国社会は、大きな危機に直面していると言わざるを得ない。国民の間では、これまでの価値観が揺らぎ、自信喪失感や閉塞(そく)感が広がっている。倫理観や社会的使命感の喪失が、正義、公正、安全への信頼を失わせている。少子高齢化による人口構成の変化が、社会の活力低下を招来している。長引く経済の停滞の中で、多くの労働者が離職を余儀なくされ、新規学卒者の就職は極めて困難となっている。
- このような状況を脱し、我が国社会が長期的に発展する礎(いしずえ)を築くために、戦後の我が国社会を支えてきた政治、行政、司法や経済構造などの基本的な制度の抜本的な改革が進められている。教育は、我が国社会の存立基盤である。現在あるいは将来の我が国社会が直面する様々な困難を克服し、国民一人一人の自己実現、幸福の追求と我が国の理想、繁栄を実現する原動力たり得るものは、教育において他(ほか)にない。我が国社会が、創造性と活力に満ち、世界に開かれたものとなるためには、教育についても、これら一連の改革と軌を一にして、大胆な見直しと改革を推進していかなければならない。
- 我が国の教育については、中央教育審議会、臨時教育審議会、教育改革国民会議等の提言に基づく改革をはじめ、様々な観点から不断の改革が行われてきた。しかしながら、関係者の努力による数々の取組にもかかわらず、我が国の教育は現在なお多くの課題を抱え、危機的な状況に直面している。
- 青少年が夢や目標を持ちにくくなり、規範意識や道徳心、自律心を低下させている。いじめ、不登校、中途退学、学級崩壊などの深刻な問題が依然として存在しており、青少年による凶悪犯罪の増加も懸念されている。

家庭や地域社会において心身の健全な成長を促す教育力が十分に発揮されず、人との交流や様々な活動、経験を通じて、敬愛や感謝の念、家族や友人への愛情などをはぐくみ、豊かな人間関係を築くことが難しくなっている。

また、学ぶ意欲の低下が、初等中等教育段階から高等教育段階にまで及んでいる。初等中等教育において、基礎的・基本的な知識・技能、学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力などの「確かな学力」をしっかり育成することが一層重要になっている。

- 科学技術の急速な発展と社会構造の変化に伴い、それを支える学問分野は高度に専門分化し、現実社会との乖（かい）離が問題視されるようになってきている。同時に、学問領域の融合によって新たな分野も形成されつつある。大学・大学院には、基礎学力と分野横断的かつ柔軟な思考力・創造力とを有する人材の育成を目指した教育研究体制の構築と、教育研究を通じた社会への貢献が強く求められている。

教育行政を含め、教育関係者はこのような現状を真摯に受け止め、これらの課題の解決に向けて今後一層の努力を重ねる必要がある。

- また、教育基本法制定から半世紀以上の間に我が国社会は著しく変化しており、その趨（すう）勢は今後も衰える気配がない。同時に、国際社会も大きな変貌（ぼう）を遂げ、その中で我が国の立場や果たすべき役割も変化し、世界の中の日本という視点が強く求められるようになった。我が国が、国際社会の一員としての責任を自覚し、国際社会において存在感を発揮し、その発展に貢献することが一層重要となっている。

こうした国内的、国際的な大きな変化の中で、国民の意識も変容を遂げ、教育において重視すべき理念も変化してきている。

- 現在直面する危機的状況を打破し、新しい時代にふさわしい教育を実現するためには、具体的な改革の取組を引き続き推進するとともに、今日的な視点から教育の在り方を根本までさかのぼり、現行の教育基本法に定める普遍的な理念は大切にしつつ、変化に対応し、我が国と人類の未来への道を拓（ひら）く人間の育成のために今後重視すべき理念を明確化することが必要である。そして、その新しい基盤に立って、家庭教育、幼児教育、初等中等教育、高等教育、社会教育等の各分野にわたる改革を進めていくことが求められる。

国民一人一人が、国家・社会の形成者、国際社会の一員としての責任を自覚し、主体的に教育の改革に参画するとともに、社会全体での取組を推進することにより、新しい時代の教育の実現を目指す必要がある。

2 21世紀の教育が目指すもの

- 教育には、人格の完成を目指し、個人の能力を伸長し、自立した人間を育てるという使命と、国家や社会の形成者たる国民を育成するという使命がある。すべての人はそれぞれ多様な個性や特性を持つ。教育は、それを尊重し、生かし、育てることによって、多様な成長過程と人生を保障するものでなければならない。この基本的使命は、今後の時代においても変わることはない。

- 一方、これからの教育には、少子高齢化社会の進行と家族・地域の変容、高度情報化の進展と知識社会への移行、産業・就業構造の変貌、グローバル化の進展、科学技術の進歩と地球環境問題の深刻化、国民意識の変容といった歴史的変動の潮流の中で、それぞれが直面する困難な諸課題に立ち向かい、自ら乗り越えていく力を育てていくことが求められる。このためには、一人一人が生涯にわたり学び続けるとともに、それを社会全体で支えていく必要がある。

- さらに、21世紀の社会の最も大きな課題の一つは、人間と自然との共生であり、様々な文化や価値観を持つ多様な主体がこの地球に共生することである。日本人が古来大切にしてきた、自然の美しさに感動し心を震わせる感性や、自然の本質を理解し、自然と人間との調和を重視する行動様式は、今後より一層重要な意義を持つものであり、我が国の文化として、教育においても大切に継承し、発展させていくべきである。

- 教育の普遍的な使命と新しい時代の大きな変化の潮流を踏まえ、「21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」を目指すため、これからの教育は、以下の五つの目標の実現に取り組み、多様な個性や特性を持った国民を育成していく必要がある。

① 自己実現を目指す自立した人間の育成

すべての国民は、一人の人間としてかけがえのない存在であり、自由には規律と責任が伴うこと、個と公のバランスが重要であることの自覚の下に、自立した存在として生涯にわたって成長を続けるとともに、その価値が尊重されなければならない。個人の能力を最大限に引き出すことは、教育の大切な使命である。一人一人が学ぶことの楽しさを知り、基礎的・基本的な知識、技能や学ぶ意欲を身に付け、生涯にわたって自ら学び、自らの能力を高め、自己実現を目指そうとする意欲、態度や自発的精神を育成することが大切である。

② 豊かな心と健やかな体を備えた人間の育成

豊かな心をはぐくむことを人格形成の基本として一層重視していく必要がある。社会生活を送る上で人間として持つべき最低限の規範意識を青少年期に確実に身に付けさせるとともに、自律心、誠実さ、勤勉さ、公正さ、責任感、倫理観、感謝や思いやりの心、他者の痛みを理解する優しさ、礼儀、自然を愛する心、美しいものに感動する心、生命を大切にすること、自然や崇高なものに対する畏敬の念などを学び身に付ける教育を実現する必要がある。

また、健やかな体は、人間の心の発達・成長を支え、人として創造的な活動をするために不可欠なものである。子どもたちがたくましく成長し、充実した人生を送ることができるよう、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成するとともに、心身の健康の保持に必要な知識、習慣を身に付けさせることを一層重視していく必要がある。

③ 「知」の世紀をリードする創造性に富んだ人間の育成

これからの「知」の世紀においては、情報通信技術の進展等による教育環境の大きな変化も十分に生かしつつ、基礎・基本を習得し、それを基に探究心、発想力や創造力、課題解決能力等を伸ばし、新たな「知」の創造と活用を通じて我が国社会や人類の将来の発展に貢献する人材を育成することが必要である。特に大学・大学院の教育研究機能を飛躍的に高め、国際競争力を強化し、未来への扉を開く鍵(かぎ)となる独創的な学術研究や科学技術の担い手となる人材を様々な分野で豊富に育てていく必要がある。同時に、急速に進展する科学技術をめぐる倫理的な課題を理解し、的確に判断する力を国民一人一人が身に付けることも求められる。

④ 新しい「公共」を創造し、21世紀の国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成

自分たちの力でより良い国づくり、社会づくりに取り組むことは、民主主義社会における国民の責務である。国家や社会の在り方は、その構成員である国民の意思によってより良いものになり得るものである。しかしながら、これまで日本人は、ややもすると国や社会は誰(だれ)かがつくってくれるものとの意識が強かった。これからは、国や社会の問題を自分自身の問題として考え、そのために積極的に行動するという「公共心」を重視する必要がある。

近年、阪神・淡路大震災の際のボランティア活動に見られるように、互いに支え合い協力し合う互恵の精神に基づき、新しい「公共」の観点に立って、地域社会の生活環境の改善や、地球環境問題や人権問題など国境を越えた人類共通の課題の解決に積極的に取り組み、貢献しようとする国民の意識が高まりを見せている。個人の主体的な意思により、自分の能力や時間を他人や地域、社会のために役立てようとする自発的な活動への参加意識を高めつつ、自らが国づくり、社会づくりの主体であるという自覚と行動力、社会正義を行うために必要な勇気、「公共」の精神、社会規範を尊重する意識や態度などを育成していく必要がある。

⑤ 日本の伝統・文化を基盤として国際社会を生きる教養ある日本人の育成

グローバル化の中で、自らが国際社会の一員であることを自覚し、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共生していくことが重要な課題となっている。このためには、自らの国や地域の伝統・文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けることにより、人間としての教養の基盤を培い、日本人であることの自覚や、郷土や国を愛し、誇りに思う心をはぐくむことが重要である。こうした自覚や

意識があって初めて、他の国や地域の伝統・文化に接した時に、自他の相違を理解し、多様な伝統・文化に敬意を払う態度も身に付けることができる。このような資質を基盤として、国際社会の責任ある構成員としての自覚を持ち、世界を舞台に活躍し、信頼され、世界に貢献できる日本人の育成を目指す必要がある。

3 目標実現のための課題

- これからの教育の目標の実現のためには、教育基本法をはじめ教育関連法制の見直しまでさかのぼった教育改革が必要である。その中で、学校教育制度をはじめとする教育諸制度や諸施策を見直すとともに、学校教育のみならず教育の各分野にわたる具体の施策を総合的、体系的に位置付ける教育振興基本計画を策定することによって、実効性のある改革を進めていく必要がある。
- 教育は未来への先行投資であり、今日の教育が、個人の明日をつくり、社会の未来をつくる。これからの教育の目標を実現するため、教育への投資を惜しまず必要な施策を果敢に実行していく必要がある。現在の国、地方を通じた厳しい財政状況の下で、教育への投資の充実を図っていくためには、すでに行っている施策も含め、適切な政策評価を行い、その結果を反映させながら、施策の重点化・効率化を図ることが必要である。また、評価結果の積極的な情報公開に努め、幅広く国民の支持を得ることが重要である。

第2章 新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について

1 教育基本法改正の必要性と改正の視点

- 戦後の我が国の教育は、教育基本法の精神に則り行われてきたが、制定から半世紀以上を経て、社会状況が大きく変化し、また教育全般について様々な問題が生じている今日、教育の根本にまでさかのぼった改革が求められている。
- このため、前章において明らかにした、教育の現状と課題と、21世紀の教育の目標を踏まえて、
 - (i) 現行の教育基本法を貫く「個人の尊厳」、「人格の完成」、「平和的な国家及び社会の形成者」などの理念は、憲法の精神に則った普遍的なものとして今後とも大切にしていくこととともに、
 - (ii) 21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指す観点から、今日極めて重要と考えられる以下のような教育の理念や原則を明確にするため、教育基本法を改正すること、が必要である。

① 信頼される学校教育の確立

これからの学校教育においては、一人一人の個性に応じて、基礎的・基本的な知識・技能や学ぶ意欲をしっかりと身に付けさせるとともに、道徳や芸術など情操を豊かにする教育や、健やかな体をはぐくむ教育を行い、これらによりその能力を最大限に伸ばしていくことが重要であり、その視点を明確にする。その際には、グローバル化や情報化、地球環境問題への対応など、時代や社会の変化に的確に対応したものとなることが重要である。

② 「知」の世紀をリードする大学改革の推進

これからの国境を越えた大競争の時代に、我が国が世界に伍して競争力を発揮するとともに、人類全体の発展に寄与していくためには、「知」の世紀をリードする創造性に富み、実践的能力を備えた多様な人材の育成が不可欠である。そのために大学・大学院は教育研究の充実を通じて重要な役割を担うことが期待されており、その視点を明確にする。

③ 家庭の教育力の回復、学校・家庭・地域社会の連携・協力の推進

家庭は教育の原点であり、すべての教育の出発点である。家庭教育の重要性を踏まえてその役割を明確にするとともに、学校・家庭・地域社会の三者が、緊密に連携・協力して子どもの教育に当たるという視点を明確にする。

④ 「公共」に主体的に参画する意識や態度の涵（かん）養

人は、一人だけで独立して存在できるものではなく、個人が集まり「公共」を形づくることによって生きていくことができるものである。このことを踏まえて、21世紀の国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成を図るため、政治や社会に関する豊かな知識や判断力、批判的精神を持って自ら考え、「公共」に主体的に参画し、公正なルールを形成し遵守することを尊重する意識や態度を涵養することが重要であり、これらの視点を明確にする。

⑤ 日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養

グローバル化が進展する中で、自らの国や地域の伝統・文化について理解を深め、尊重し、郷土や国を愛する心をはぐくむことは、日本人としてこれからの国際社会を生きていく上で、極めて大切である。同時に、他の国や地域の伝統・文化に敬意を払い、国際社会の一員としての意識を涵養することが重要であり、これらの視点を明確にする。

⑥ 生涯学習社会の実現

時代や社会が大きく変化していく中で、国民の誰もが生涯のいつでも、どこでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会を実現することが重要であり、このことを踏まえて生涯学習の理念を明確にする。

⑦ 教育振興基本計画の策定

教育基本法に示された理念や原則を具体化していくためには、これからの教育に必要な施策を総合的、体系的に取りまとめる教育振興基本計画を策定し、政府全体で着実に実行することが重要であり、そのための法的根拠を明確にする。

2 具体的な改正の方向

(1) 前文及び教育の基本理念

(前文)

- 教育理念を宣明し、教育の基本を確立する教育基本法の重要性を踏まえて、その趣旨を明らかにするために引き続き前文を置くことが適当。
- 法定の目的、法を貫く教育の基調など、現行法の前文に定める基本的な考え方については、引き続き規定することが適当。

(教育の基本理念)

- 教育は人格の完成を目指し、心身ともに健康な国民の育成を期して行われるものであるという現行法の基本理念を引き続き規定することが適当。

(新たに規定する理念)

- 法改正の全体像を踏まえ、新たに規定する理念として、以下の事項について、その趣旨を前文あるいは各条文に分かりやすく簡潔に規定することが適当。

- ・個人の自己実現と個性・能力、創造性の涵養
- ・感性、自然や環境とのかかわりの重視
- ・社会の形成に主体的に参画する「公共」の精神、道徳心、自律心の涵養
- ・日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養
- ・生涯学習の理念
- ・時代や社会の変化への対応
- ・職業生活との関連の明確化
- ・男女共同参画社会への寄与

(前文)

- 教育基本法は、日本国憲法に基づく戦後の新しい教育理念を宣明するとともに、その後に続く教育関係諸法令制定の根拠となる教育の基本を確立する重要な法律であり、これを踏まえ、その趣旨を明らかにするために、特に前文が設けられたものである。

このような教育基本法の教育法体系における位置付けは、今後とも維持していく必要があり、その重要性は変わるものではないことから、引き続き前文を置くことが適当である。

- 法定目的、法を貫く教育の基調など、現行法の前文に定める基本的な考え方については、引き続き規定することが適当である。

(教育の基本理念)

- 教育基本法は、「教育の目的」として、
 - (i) 教育は、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として、心身ともに健康な国民の育成を期して行うこと、
 - (ii) このような平和的な国家及び社会の形成者として、「真理と正義」、「個人の価値」、「勤労と責任」、「自主的精神」の徳目が求められること、
 を規定している。
- そして、この「教育の目的」を達成する上での心構え、配慮事項を、「教育の方針」として規定している。このような現行法に定められた基本理念（教育の目的及び教育の方針）は、憲法の精神に則った普遍的なものであり、引き続き規定することが適当である。

(新たに規定する理念)

- さらに、制定から半世紀以上が経過した今日において、現在及び将来の教育を展望した場合、特に掲げて強調すべきと考えられる理念として、以下の事項があり、その趣旨を教育基本法に規定することが適当である。
- なお、現行法においては、教育の目的と教育の方針については、両者一体となって教育の基本理念を構成していること、以下の事項の中には現行法に既に類似の理念が規定されているものもあることに十分留意した上で、法改正の全体像を踏まえ、新たに規定する理念として、これらの事項について、その趣旨を前文あるいは各条文に分かりやすく簡潔に規定することが適当である。

(個人の自己実現と個性・能力、創造性の涵養)

- 教育においては、国民一人一人が自らの生き方、在り方について考え、向上心を持ち、個性に応じて自己の能力を最大限に伸ばしていくことが重要であり、このような一人一人の自己実現を図ることが、人格の完成を目指すこととなる。また、大競争の時代を迎え、科学技術の進歩を世界の発展と課題解決に活(い)かすことが期待される中で、未知なることに果敢に取り組み、新しいものを生み出していく創造性の涵養が重要である。

(感性、自然や環境とのかかわりの重視)

- 美しいものを美しいものとして感じ取り、それを表現することができる力は、人の有する普遍的価値であって、文化の創造の基礎にある心であり、力である。特に、日本人は、古来より自然を愛(め)で慈しみ、豊かな文化を築いてきた。しかし今や、子どもの生育環境の中からは、自然が失われつつある。地球環境の保全が大きな課題となっている今日、自然と共に人は生きているものであり、自然を尊重し、愛することが、人間などの生命あるものを守り、慈しむことにつながることを理解することが重要である。

(社会の形成に主体的に参画する「公共」の精神、道徳心、自律心の涵養)

- これからの教育には、「個人の尊厳」を重んじることとともに、それを確保する上で不可欠な「公共」に主体的に参画する意識や態度を涵養することが求められている。このため、国民が国家・社会の一員として、法や社会の規範の意義や役割について学び、自ら考え、自由で公正な社会の形成に主体的に参画する「公共」の精神を涵養することが重要である。さらに、社会の一員としての使命、役割を自覚し、自らを律して、その役割を実践するとともに、社会における自他の関係の規律について学び、身に付けるなど、道徳心や倫理観、規範意識をはぐくむことが求められている。

(日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養)

- グローバル化が進展し、外国が身近な存在となる中で、我々は国際社会の一員であること、また、我々とは異なる伝統・文化を有する人々と共生していく必要があることが意識されるようになってきた。そのような中で、まず自らの国や地域の伝統・文化について理解を深め、尊重し、日本人であることの自覚や、郷土や国を愛する心の涵養を図ることが重要である。さらに、自らの国や地域を重んじると同様に他の国や地域の伝統・文化に対しても敬意を払い、国際社会の一員として他国から信頼される国を目指す意識を涵養することが重要である。
なお、国を愛する心を大切にすることや我が国の伝統・文化を理解し尊重することが、国家至上主義的考え方や全体主義的なものになってはならないことは言うまでもない。

(生涯学習の理念)

- 今日、社会が複雑化し、また社会構造も大きく変化し続けている中で、年齢や性別を問わず、一人一人が社会の様々な分野で生き生きと活躍していくために、家庭教育、学校教育、社会教育を通じて職業生活に必要な新たな知識・技能を身に付けたり、あるいは社会参加に必要な学習を行うなど、生涯にわたって学習に取り組むことが不可欠となっている。教育制度や教育政策を検討する際には、これまで以上に学習する側に立った視点を重視することが必要であり、今後、誰もが生涯のいつでも、どこでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができるような社会を実現するため、生涯学習の理念がますます重要となる。

(時代や社会の変化への対応)

- 教育においては、次代に継承すべき価値を大切にするとともに、年齢や性別を問わず国民一人一人が時代の変化や社会を取り巻く環境の変化に対応できる能力を身に付けることが重要である。グローバル化や情報化の進展、地球環境問題の深刻化や科学技術の進歩など、国民を取り巻く環境は大きく変貌を遂げており、教育も、これらの時代や社会の変化に常に的確に対応していくことが重要である。

(職業生活との関連の明確化)

- 職業は、一人一人の人生において重要な位置を占めており、人は働くことの喜びを通じて生きがいを感じ、社会とのつながりを実感することができる。しかし、経済構造が変化する中で、価値観の多様化が進んでおり、職業観・勤労観の育成がこれまでも増して必要となってきている。また、若者の就職難が恒常化したり、年齢を問わず転職が一般化する中で、やり直しが可能となるよう必要な専門知識や技能を身に付けることが強く求められるようになってきている。さらに、我が国を支えてきた「ものづくり」の衰退が懸念される中で、その技術や能力を尊重する重要性が指摘されている。また、女性の人生における職

業の位置付けも変化してきている。

このため、これからの学校教育においては、子どもに的確な職業観・勤労観や職業に関する知識・技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度をはぐくむための教育の充実に努めることが重要であり、また、社会においても生涯にわたり職業にかかわる学習機会を充実していくことが重要である。

(男女共同参画社会への寄与)

- 憲法に定める男女平等に関し、現行法は、「男女共学」の規定において男女が互いに敬重し協力し合わなければならないことを定めている。しかし、社会における男女共同参画は、まだ十分には実現しておらず、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するためには、このような現行法の理念は今日においてより重要である。

なお、現在では、男女共学の趣旨が広く浸透するとともに、性別による制度的な教育機会の差異もなくなっており、「男女の共学は認められなければならない」旨の規定は削除することが適当である。

(2) 教育の機会均等、義務教育

① 教育の機会均等

- 教育の機会均等の原則、奨学の規定は、引き続き規定することが適当。

- 教育の機会均等は、憲法に定める教育を受ける権利（憲法第26条第1項）、法の下での平等（同第14条）の規定を受け、その趣旨を教育において具体的に実現する手掛かりとして規定されたものである。これは、「個人の尊厳」を実質的に確保する上で欠かせない大切な原則であるが、これまでの教育がややもすれば過度の平等主義や画一主義に陥りがちであったという指摘にも留意した上で、教育の機会均等の原則や奨学の規定については、引き続き同様に規定することが適当である。

- また、憲法や教育基本法の精神に基づいて教育を行うに当たっては、障害のある子どもなど教育を行う上で特別の支援を必要とする者に対して、その必要に応じ、より配慮された教育が行われることが重要である。

② 義務教育

- 義務教育期間9年間、義務教育の授業料無償の規定は、引き続き規定することが適当。

- 義務教育は、近代国家における基本的な教育制度として憲法に基づき設けられている制度であり、普通教育が民主国家の存立のために必要であるという国家・社会の要請とともに、親が本来有している子を教育すべき義務を国として全うさせるために設けられているものである。このように、国民に教育を受けさせる義務を課す一方、国及び地方公共団体は共同して良質の教育を保障する責任を有しており、義務教育の充実に図っていく必要がある。

- 義務教育については、憲法の規定を受けて、義務教育期間を9年間と規定するとともに、国公立学校における授業料は無償とすることを定めているが、これについては、引き続き同様に規定することが適当である。

(3) 国・地方公共団体の責務

- 教育は不当な支配に服してはならないとする規定は、引き続き規定することが適当。
- 国と地方公共団体の適切な役割分担を踏まえて、教育における国と地方公共団体の責務について規定することが適当。
- 教育振興基本計画の策定の根拠を規定することが適当。

- 教育行政の在り方については、現行法は、教育は不当な支配に服してはならないとの原則とともに、教育行政は必要な諸条件の整備を目標として行われなければならないことを定めている。前者については、引き続き規定することが適当である。

教育行政の役割については、地方分権の観点から国と地方公共団体が適切に役割分担していくことが重要となっていることを踏まえて、教育における国と地方公共団体の責務について規定することが適当である。なお、「必要な諸条件の整備」には、教育内容等も含まれることについては、既に判例により確定していることに留意する必要がある。

- さらに、教育基本法に規定された理念や原則を実現する手段として、教育振興に関する基本計画を策定する根拠となる規定を、教育基本法に位置付けることが適当である。なお、教育振興基本計画の基本的考え方については、次章で述べることとする。

(4) 学校・家庭・地域社会の役割等

① 学校

- 学校の基本的な役割について、教育を受ける者の発達段階に応じて、知・徳・体の調和のとれた教育を行うとともに、生涯学習の理念の実現に寄与するという観点から簡潔に規定することが適当。その際、大学・大学院の役割及び私立学校の役割の重要性を踏まえて規定することが適当。
- 学校の設置者の規定については、引き続き規定することが適当。

- 現行法は、学校の役割については一切規定しておらず、学校教育法において、各学校種ごとの目的、目標が規定されている。

教育の目的を実現する上で、今後とも学校教育は中心的な役割を果たすことが期待されている。特に、今後の学校には、基礎・基本の徹底を通じて生涯にわたる学習の基盤をつくり、共同生活を通じて社会性を身に付けていくこととともに、社会人の再教育など多様なニーズに対応した学習機会の充実を図ることが強く求められている。

また、今後の教育を進めていく上で、学校・家庭・地域社会の三者の連携・協力をより一層強化することが求められており、そのためには、この三者の適切な役割分担が明確にされることが必要である。

このため、学校の基本的な役割について、教育を受ける者の発達段階に応じて、知・徳・体の調和のとれた教育や、豊かな感性をはぐくむ教育を行うとともに、生涯学習の理念の実現に寄与するという観点から簡潔に規定することが適当である。

- 大学・大学院は、我が国の教育において、高度で専門的な知識を備えた人材の育成を図るとともに、真理の探究を通じて、新たな知見を生み出し、これを活用して文芸学術の進展や社会の発展に貢献することなどにより、現代社会において欠くことのできない大変重要な役割を果たしている。このため、学校の役割について規定する際には、このような大学・大学院の役割の重要性についても十分に踏まえる必要がある。

○ さらに、私立学校は、幼稚園から大学・大学院までの学校教育全体にわたって、我が国の公教育の重要な一翼を担っている。その果たしている役割の大きさにかんがみ、学校の役割について規定する際には、その重要性についても十分に踏まえる必要がある。

○ 現行法は、学校は「公の性質をもつ」ものとし、その設置者の具体的な範囲は学校教育法に委（ゆだ）ねている。学校には、国民全体のために教育を行うという公共性が求められること、また、その設置者には、一定水準の教育条件を確保するために運営の安定性や継続性を担保する能力が求められることを踏まえて、引き続き同様に規定することが適当である。

② 教員

○ 学校教育における教員の重要性を踏まえて、現行法の規定に加えて、研究と修養に励み、資質向上を図ることの必要性について規定することが適当。

○ 学校教育の成否は、子どもの教育に直接に当たる教員の資質に大きく左右される。教員に対する評価の実施と、それに応じた適切な処遇の実施や、不適格な教員に対する厳格な対応とともに、養成・採用・研修や免許制度の改善等を通じて、教員の資質の向上を図ることは教育上の最重要課題である。

このような、学校教育における教員の重要性を踏まえて、教育基本法において、国・公・私立学校の別なく、教員が自らの使命を自覚し、その職責の遂行に努めるという現行法の規定に加えて、研究と修養に励んで資質向上を図ることの必要性について規定することが適当である。

また、このためには、教員の身分が尊重され、その待遇の適正を期すことが重要であり、引き続き同様に規定することが適当である。

○ 学校教育においては、子どもが自ら学習に取り組む主体的な存在として尊重され、子どもの学習意欲を引き出し、個性に応じて能力を伸ばすことができるよう教育上配慮されなければならない。同時に、子どもが学習する際には、規律を守り、真摯に学習に取り組むことが重要であり、教員は、子どもにそのような態度を身に付けさせることにより、安心して学習することができる環境を形成するよう努めることが重要である。

③ 家庭教育

○ 家庭は、子どもの教育に第一義的に責任があることを踏まえて、家庭教育の役割について新たに規定することが適当。

○ 家庭教育の充実を図ることが重要であることを踏まえて、国や地方公共団体による家庭教育の支援について規定することが適当。

○ 家庭は教育の原点であり、すべての教育の出発点である。親（保護者）は、人生最初の教師として、特に、豊かな情操や基本的な生活習慣、家族や他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心を養う上で、重要な役割を担っている。しかし、少子化や親のライフスタイルの変化等が進む中で、過干渉・過保護、放任、児童虐待が社会問題化するとともに、親が模範を示すという家庭教育の基本が忘れ去られつつあるなど、家庭教育の機能の低下が顕在化している。また、父親の家庭教育へのかかわりが社会全体として十分ではない。

○ しかしながら、現行法においては、家庭教育について、社会教育の条文の中に、「家庭教育は……国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない」と規定されているにとどまっている。家庭教育の現状を考えると、それぞれの家庭（保護者）が子どもの教育に対する責任を自覚し、自らの役割について改めて認識を深めることがまず重要であるとの観点から、子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせること

や、豊かな情操をはぐくむことなど、家庭の果たすべき役割や責任について新たに規定することが適当である。なお、その際には、家庭が子どもの教育に第一義的な責任を負っているという観点に十分留意し、最小限の範囲で規定することが適当である。

- また、教育行政の役割としては、家庭における教育を支援するための諸施策や、国・地方公共団体と企業等が連携・協力して子どもを産み育てやすい社会環境づくりを進めていくことなどにより、家庭における教育の充実を図ることが重要であることを踏まえて、国や地方公共団体による家庭教育の支援について規定することが適当である。

④ 社会教育

- 社会教育は国及び地方公共団体によって奨励されるべきであることを引き続き規定することが適当。
- 学習機会の充実等を図ることが重要であることを踏まえて、国や地方公共団体による社会教育の振興について規定することが適当。

- 心の豊かさを求める国民意識の高まりの中で、余暇活動をより豊かにしたり、ボランティア活動に参加するために、必要な知識・技能を身に付けるなどの学習への期待が高まるとともに、長寿化や産業・就業構造の変化の中で、生涯にわたる継続的な学習の重要性が高まっている。このため、社会教育は国及び地方公共団体によって奨励されるべきであることを引き続き規定することが適当である。

あわせて、学習機会の充実等を図ることが重要であることを踏まえて、国や地方公共団体による社会教育の振興について規定することが適当である。

⑤ 学校・家庭・地域社会の連携・協力

- 教育の目的を実現するため、学校・家庭・地域社会の三者の連携・協力が重要であり、その旨を規定することが適当。

- 子どもの健全育成をはじめ、教育の目的を実現する上で、地域社会の果たすべき役割は非常に大きい。学校・家庭・地域社会の三者が、それぞれ子どもの教育に責任を持つとともに、適切な役割分担の下に相互に緊密に連携・協力して、教育の目的の実現に取り組むことが重要であり、その旨を規定することが適当である。

- なお、連携・協力を進めていく上で、これからの学校は、自らの教育活動の状況について積極的に情報提供するなど説明責任を果たしながら、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を求めていくことが重要である。

(5) 教育上の重要な事項

① 国家・社会の主体的な形成者としての教養

- 自由で公正な社会の形成者として、国家・社会の諸問題の解決に主体的にかかわっていく意識や態度を涵養することが重要であり、その旨を適切に規定することが適当。
- 学校における特定の党派的政治教育等の禁止については、引き続き規定することが適当。

- 国民一人一人が、法や社会の規範の意義や役割を単に知識として身に付けるにとどまらず、自由で公正な社会の形成者として、国家・社会の諸問題の解決に主体的にかかわっていく意識や態度を涵養することが重要であり、その旨を適切に規定することが適当である。
- また、現行法は、学校においては「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」を行うことを禁止している。教育の政治的中立を確保するために、学校における特定の党派的政治教育等を禁止することは、今後の教育においても重要な原則として引き続き規定することが適当である。

② 宗教に関する教育

- 宗教に関する寛容の態度や知識、宗教の持つ意義を尊重することが重要であり、その旨を適切に規定することが適当。
- 国公立学校における特定の宗教のための宗教教育や宗教的活動の禁止については、引き続き規定することが適当。

- 教育と宗教とのかかわりについては、大きく、「宗教に関する寛容の態度の育成」、「宗教に関する知識と、宗教の持つ意義の理解」、「宗教的情操の涵養」、「特定の宗教のための宗教教育」といった側面に分けてとらえることができる。
- 憲法に定める信教の自由を重んじ、宗教を信する、又は信じないことに関して、また宗教のうち一定の宗派を信する、又は信じないことに関して、寛容の態度を持つことについては、今後とも教育において尊重することが必要である。
- 宗教は、人間としてどう在るべきか、与えられた命をどう生きるかという個人の生き方にかかわるものであると同時に、社会生活において重要な意義を持つものであり、人類が受け継いできた重要な文化である。このような宗教の意義を客観的に学ぶことは大変重要である。
また、国際関係が緊密化・複雑化する中であって、他の国や地域の文化を学ぶ上で、その背後にある宗教に関する知識を理解することが必要となっている。
- しかしながら、現在、国公立の学校においては、現行法の特定の宗教のための宗教教育を禁止する規定（第9条第2項）を拡大して解釈する傾向があることなどから、宗教に関する知識や宗教の意義が適切に教えられていないとの指摘がある。このため、憲法の規定する信教の自由や政教分離の原則に十分配慮した上で、教育において、宗教に関する寛容の態度や知識、宗教の持つ意義を尊重することが重要であり、その旨を適切に規定することが適当である。
また、国公立学校において、特定の宗教のための宗教教育や宗教的活動を行ってはならないことについては、引き続き規定することが適当である。
- 人格の形成を図る上で、宗教的情操をはぐくむことは、大変重要である。現在、学校教育において、宗教的情操に関連する教育として、道徳を中心とする教育活動の中で、様々な取組が進められているところであり、今後その一層の充実を図ることが必要である。
また、宗教に関する教育の充実を図るため、今後、教育内容や指導方法の改善、教材の研究・開発などについて専門的な検討を行うことが必要である。

(6) その他留意事項

(教育を受ける権利等)

- 教育の機会均等に関して、現行法に「教育を受ける機会」と規定されているのを、憲法と同様に「教育を受ける権利」と改めてはどうかとの意見があったが、現行法の規定が、憲法上の権利を具体化してそれ

をより実質化するためには「教育を受ける機会」が確保される施策を進めることが重要である、との趣旨を表現したものであることに十分留意する必要がある。また、「生涯にわたり学習する権利」を規定してはどうかとの意見があったが、生涯学習については、教育全体を貫く基本的な理念として位置付けることが適当と考える。

(義務教育制度の在り方)

- 義務教育に関して、社会の変化や保護者の意識の変化に対応し、義務教育制度をできる限り弾力的なものにすべきとの観点から、
 - (i) 就学年齢について、発達状況の個人差に対応した弾力的な制度
 - (ii) 学校区分について、小学校6年間の課程の分割や幼小、小中、中高など各学校種間の多様な連結が可能となるような仕組み
 - (iii) 保護者の学校選択、教育選択などの仕組みなどについて様々な意見が出された。これらの事項については、法制上は、学校教育法等において具体的に規定されている就学年齢、学校区分、就学指定等に関する事項であるので、今後、関係分科会等において検討し、実現可能なものについては、学校教育法等の改正などにより対応することが適当である。

3 教育基本法改正と教育改革の推進

- 本審議会においては、教育の基本的な理念や原則を定める教育の根本法としての教育基本法の意義を十分に踏まえて、教育の諸制度や諸施策を個別に論じるだけでは取り上げにくい、教育の目的や方針、学校教育制度の在り方、家庭教育の役割など、教育の根本的な部分について審議を行い、その結果を取りまとめた。
- 今後、政府においては、本審議会の答申を踏まえて、教育基本法の改正に取り組むことを期待する。法制化に際しては、国民に分かりやすい明確で簡潔なものとなるよう配慮する必要がある。
また、教育基本法改正の趣旨が教育制度全般に生かされるよう、学校教育法、社会教育法、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律などに定める具体的な制度の在り方や、学習指導要領などの教育全般にわたって見直しを行うことが必要と考える。
特に、学校教育法については、教育基本法改正に合わせて、各学校種ごとの目的、目標に関する規定などについて、見直す必要が生じると考えられる。
- また、本審議会においては、義務教育制度の在り方や、次章で述べる教育振興基本計画の具体的内容について、今後、関係分科会等において検討を深める必要がある。

第3章 教育振興基本計画の在り方について

1 教育振興基本計画策定の必要性

- 実効ある教育改革は、教育基本法の理念や原則の再構築とともに、具体的な教育制度の改善と施策の充実、さらに、教育に携わる者、教育を受ける者、国民一人一人の意識改革とがあいまって、初めて実現されるものである。
近年、「環境」、「科学技術」、「男女共同参画」、「食料・農業・農村」、「知的財産」など、行政上の様々な重要分野について、基本法が制定されるとともに、それぞれの基本法に基づく基本計画が策定されている。これらの計画には、施策の基本方針や目標、各種の具体的な施策、施策を推進するために必要な事項等が、総合的・体系的に盛り込まれ、国民に分かりやすく示されており、閣議決定を経て政府全体の重要課題と位置付けられている。
- しかしながら、昭和22年に制定された教育基本法には、基本計画に関する規定が置かれておらず、現在まで、教育に関する政府全体の基本計画は策定されてこなかった。教職員定数改善計画、国立大学施設整備計画、コンピュータ整備計画、留学生受入れ10万人計画など、個々の施策の計画は策定されてきており、

最近では「21世紀教育新生プラン」のように教育施策を体系化して国民に分かりやすく示す試みも行われている。しかし、これらは、文部科学省の施策の枠内で取りまとめられたものであり、政府全体として教育の重要性に明確な位置付けを与え、総合的に取り組む計画とはなっていない。

政府として、未来への先行投資である教育を重視するという明確なメッセージを国民に伝え、施策を国民に分かりやすく示すという説明責任を果たすためにも、教育の根本法である教育基本法に根拠を置いた、教育振興に関する基本計画を策定する必要がある。

- このため、本審議会は、教育振興基本計画の骨格となる基本的考え方について以下のように提言する。また、教育基本法の改正後、政府において直ちに教育振興基本計画の策定作業に入ることができるよう、計画に盛り込むべき具体的な施策の内容について、今後、本審議会の関係分科会等においてより専門的な立場から検討を行うこととしたい。

なお、計画のイメージをできるだけ分かりやすく示し、関係分科会等での検討に資するため、計画に関して本審議会において出された様々な意見を整理し、参考資料として「今後の審議において計画に盛り込むことが考えられる具体的な政策目標等の例」を添付する。また、中間報告に記述されている「教育振興基本計画に盛り込むべき施策の基本的な方向」や計画について寄せられた意見・要望についても、実際に計画を策定する際には十分参考にしてほしい。

教育基本法改正後、同法の理念や原則を実現するために必要な諸施策の実施につき、関係府省に対しても幅広く協力を求め、政府全体として教育振興基本計画を速やかに策定されることを期待する。

2 教育振興基本計画の基本的考え方

(1) 計画期間と対象範囲

- 計画期間については、科学技術の進展や、社会や時代の変化が急速であることにかんがみて、あまり長期になることを避け、おおむね5年間とすることが適当であると考え。また、計画期間内に定期的に政策評価を実施し、その結果を踏まえ必要に応じ見直しを行うものとする。なお、従来の教育関係の個別の計画には5年間程度を計画期間とするものが多いが、それらとの整合を図る必要がある。

計画の対象範囲は、原則として教育に関する事項とし、教育と密接に関連する学術やスポーツ、文化芸術教育等の推進に必要な事項も、この計画に含めるものとする。

(2) これからの教育の目標と教育改革の基本的方向

(これからの教育の目標)

- 教育振興基本計画では、教育の目標と、その目標を達成するための教育改革の基本的方向を明らかにする必要がある。「これからの教育の目標」については、第1章で述べたように、例えば以下のとおりとすることが適当と考える。

- ① 自己実現を目指す自立した人間の育成
- ② 豊かな心と健やかな体を備えた人間の育成
- ③ 「知」の世紀をリードする創造性に富んだ人間の育成
- ④ 新しい「公共」を創造し、21世紀の国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成
- ⑤ 日本の伝統・文化を基盤として国際社会を生きる教養ある日本人の育成

(教育改革の基本的方向)

- 「教育改革の基本的方向」については、上記の教育の目標と第2章で述べた教育基本法改正の視点を勘案して、例えば以下のとおりとすることが適当と考える。

- ① 信頼される学校教育の確立 ・ 一人一人の個性・能力を涵養する教育の推進
 - ・ 豊かな心をはぐくむ教育の推進
 - ・ 健やかな体をはぐくむ教育の推進
 - ・ グローバル化、情報化等社会の変化に的確に対応する教育の推進
- ② 「知」の世紀をリードする大学改革の推進

- ③ 家庭の教育力の回復、家庭・学校・地域社会の連携・協力の推進
- ④ 生涯学習社会の実現

(3) 政策目標の設定及び施策の総合化・体系化と重点化

- 計画においては、これからの教育の目標と教育改革の基本的方向を踏まえて、中長期的に今後の社会の姿を見通しながら、今後おおむね5年間に重点的に取り組むべき分野・施策を明確にするとともに、具体的な政策目標と施策目標を明記する必要がある。これらの目標の策定に際しては、国民に分かりやすいものとするのが重要である。また、施策目標のうち可能なものについてはできる限り数値化するなど、達成度の評価を容易にし、施策の検証に役立つよう留意する必要がある。
- 計画の策定に当たっては、①施策の総合化・体系化、②政策効果についての十分な検証を踏まえた施策の優先順位の明確化と施策の重点化、③これまでの答申等における提言の実現状況等に十分留意しつつ、例えば、以下に掲げるような基本的な教育条件の整備について、その方向性を明確に示していく必要がある。
 - ・「確かな学力」の育成
国と地方の適切な役割分担の下、教職員配置の見直し等を通じた少人数指導や習熟度別指導など個に応じたきめ細かな指導の推進により、基礎的・基本的な知識・技能、学ぶ意欲や考える力などの「確かな学力」を育成する。
 - ・良好な教育環境の確保
初等中等教育から高等教育までを通じた学校施設の耐震化・老朽化対策などの整備・充実等を通じ、良好な教育環境を確保する。
 - ・教育の機会均等の確保
次代を担う意欲と能力のある人材を育成するため、奨学金制度の充実等を通じ、教育の機会均等を確保する。
 - ・私立学校における教育研究の振興
我が国の教育において私立学校が果たす役割の重要性等にかんがみ、私学助成等を通じた良好な教育研究環境の整備を図り、特色ある教育を展開する私立学校の振興を図る。
 - ・良好な就学前教育環境の整備
幼児期から「生きる力」の基礎を育成する環境を整備するため、幼稚園と小学校などとの連携・協力を推進するとともに、地域社会や家庭の多様なニーズに対応しつつ、就学前の幼児がそのニーズに応じた教育を適切に受けられるようにする観点から、幼稚園と保育所との連携・協力を推進する。

(4) 計画の策定、推進に際しての必要事項

(教育投資の充実)

- 教育は、個人の生涯を幸福で実りあるものにする上で必須のものであると同時に、社会を担う人材を育成することにより、我が国の存立基盤を構築するものである。今後、我が国が国家戦略として人材教育立国、科学技術創造立国を目指すためには、計画に定められた施策を着実に推進していく必要がある。一方、現在の厳しい財政状況の下で、未来への先行投資である教育投資の意義について、国民の支持・同意を得るためには、今まで以上に教育投資の質の向上を図り、投資効果を高めることにより、その充実を図っていくことが重要である。そのためには、上記で述べたように、施策の総合化・体系化、また重点化によって教育投資の効率化に努めるとともに、政策評価の結果を適切に反映させる必要がある。

(国と地方公共団体、官民の適切な役割分担)

- 計画の策定に際しては、教育における地方分権、規制改革を一層推進するとともに、教育の機会均等や全国的な教育水準の維持向上を図る観点から、国が責任を負うべき施策と地方公共団体が責任を負うべき施策とを明確に区別した上で、相互の連携・協力が図られるようにする必要がある。また、職業能力開発、高度専門職業人の教育訓練など関係行政分野との連携・協力を努めるとともに、行政と民間との間の適切な役割分担、連携・協力にも配慮することが大切である。

(政策評価の実施)

- 政策評価を定期的に実施し、政策目標や施策目標の達成状況、投資効果を明らかにするとともに、その結果を計画の見直しや次期計画に適切に反映させていく必要がある。また、国民に対する説明責任を果たすため、評価結果の積極的な公開を行うとともに、国民からの意見を計画に適切に反映させることが大切である。

(参考) 今後の審議において計画に盛り込むことが考えられる具体的な政策目標等の例

(1) 信頼される学校教育の確立

① 一人一人の個性・能力を涵養する教育の推進

- 児童・生徒の学習到達度を調査するための全国的な学力テストを実施し、その評価に基づいて学習指導要領の改善を図る。「確かな学力」を育成し、国際的な学力調査（PISA/IEA など）での上位成績を維持する。
- 少人数指導や習熟度別指導など個に応じたきめ細かな指導を推進して、分かる授業を行い、学ぶ意欲を高めるとともに、楽しい学校生活を実現する。
- 学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）等への教育的対応を含めた特別支援教育体制の構築を図る。
- 当面、高等学校の通学範囲に少なくとも1校を目標に中高一貫教育校の設置を推進するとともに、小中一貫、幼小一貫など弾力的な学校種間連携等を積極的に推進する。
- 教育委員会と大学の教員養成系学部との連携による教員養成や研修の効果的実施、教員の能力、実績を適切に評価するシステムの導入等を通じて、教員間の切磋琢磨を促し、教えるプロとしての使命感と能力を備えた優れた教員を育成・確保する。あわせて、学校職員の資質の向上を図る。
- 学校施設の耐震化の推進など良好な教育環境の確保を進めるとともに、学校の安全管理の徹底を図る。
- 私立学校における独自の建学の精神に基づく特色ある教育と多様な教育研究の振興を図る。

② 豊かな心をはぐくむ教育の推進

- 地域の人材の活用や体験活動等を通じて、道徳教育の充実を図る。
- いじめ、校内暴力の「5年間で半減」を目指し、安心して勉強できる学習環境づくりを推進する。また、不登校等の大幅な減少を目指し、受入れのための体制づくりを推進する。
- 学校、市町村、都道府県等の各段階における教育相談体制の整備を図り、子どもの心のケアを充実する。
- 学校における司法教育の充実を図り、すべての子どもに、自由で公正な社会の責任ある形成者としての資質を育てる。
- 宗教に関する教育について専門的な検討を行い、教育内容の改善、指導方法や教材の研究・開発の充実を図る。
- 伝統文化や現代文化を鑑賞し、体験する機会の充実を図るなど文化芸術に関する教育の充実を図る。
- 小学校就学前のすべての子どもが適切な幼児教育を受けることができるよう幼児教育体制の充実を図る。また、幼稚園・保育所と小学校以降の教育との連携の強化を図る。
- 「職場体験学習」など、学校と職業生活との接続を改善し、将来の職業や働き方、生き方を考えさせる教育を、初等中等教育の各段階を通じて実施する。

③ 健やかな体をはぐくむ教育の推進

- 生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成するため、教員の指導力の向上、優れた指導者の確保、運動部活動の改善・充実を図る。

- 子どもの体力や運動能力の低下に歯止めをかけ、上昇傾向に転じさせることを目標として、子どもの体力向上を推進する。
- 子どもたちに生涯にわたる心身の健康の保持に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進する。

④ グローバル化、情報化等社会の変化に的確に対応する教育の推進

- 高校卒業段階で英語で日常会話ができ、大学卒業段階では英語で仕事ができることを目標とした英語教育など、外国語教育の充実を図る。TOEFL等の客観的な指標に基づく世界平均水準の英語力を目指す。大学入試センター試験に平成18年度入試から外国語リスニングテストを導入する。
- 教員の国際性を涵養するとともに、教員の国際教育協力の経験や異文化体験等を生かした教育を実践することにより、児童生徒の国際理解を促進する。
- 知識社会・高度情報化社会を生きる子どもの情報活用能力の向上を目標とし、新しい教材・教育用コンテンツ（インターネットや電子媒体等における情報の内容）の充実を図るとともに、すべての学校の教室への校内LANの設置等による校内ネットワーク化、光ファイバー、ADSL等によるインターネットの高速化を行うなどにより、学校の情報通信環境の整備を推進する。
- 生涯にわたり自立的な生活を全うすることができるよう、経済をはじめ広く社会の仕組みに関する学習の機会を充実する。

(2) 「知」の世紀をリードする大学改革の推進

- 大学改革の流れを加速し、活力に富み国際競争力のある大学づくりを目指すため、国立大学の法人化など大学の構造改革を推進する。
- 世界水準の教育研究成果の創出及び確保を目標として、大学等の施設整備を推進する。
- 高等教育機関の活性化を図るため、各大学において具体的目標を定め、教員の公募制・任期制の導入の推進を図るほか、教員の自校出身者比率の低下や大学院入学者中の他大学出身者の割合の増加についての数値目標の設定など、各大学において具体的な目標を定め、教員・学生の多様性を高める。
- 学校管理職への女性の登用や大学・大学院における女性教員比率等の飛躍的な向上を促進する。
- 「留学生受入れ10万人計画」に続く新たな留学生政策を早期に策定し、高等教育の国際化及び国際競争力の強化等に資する留学生施策を推進する。
- 奨学金の充実など学生支援の推進を図る。
- 安易な卒業をさせないよう学生の成績評価を厳格化し、高等教育修了者にふさわしい学生の質（基礎的な教養、専門的な学力、人生観と世界観など）を保証する大学教育の実現を図る。
- 優れた研究教育拠点形成等の重点的な支援とともに、博士課程学生、ポストドクター（博士課程修了者）支援の充実など優れた若手研究者の育成を推進する。
- 国際的な通用性等を踏まえた高等教育機関の質を確保するための第三者評価システムの構築を推進する。
- 産学官連携を推進する。
- 研究開発成果等の知的財産の創出、保護、活用等を推進する。
- 大学・大学院等への社会人の受入れを拡大するため、社会人特別選抜制度や夜間大学院、昼夜開講制、長期履修学生制度の充実、サテライト教室の設置など、社会人の再教育を推進する。

(3) 家庭の教育力の回復、学校・家庭・地域社会の連携・協力の促進

- 希望する保護者が全員参加できることを目指し、家庭教育に関する学習機会の提供や子育て支援ネットワークの形成等、家庭教育の充実のための環境を整備する。企業等に対して、雇用環境の整備など家庭教育の充実に向けた取組を要請する。
- 学校の教育活動等に対する保護者や地域住民の参加・協力を促進する。
- 小・中学校で全員が体験することを目指し、地域におけるボランティア活動や自然体験活動などの奉仕活動・体験活動の機会を充実する。
- すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域、学校を通じた、子どもが読書に親しむ機会の提供、図書やその他の情報資料の整備などの諸条件の充実等、環境の整備を推

進する。

- 青少年を取り巻く有害環境の問題について、関係業界に対する一層の自主規制の要請や経済団体に対する協力要請とともに、有害情報や情報活用能力の問題への取組を推進する。

(4) 生涯学習社会の実現

- 地域の教育施設を活用した学習機会の提供等、社会・経済の変化や個人の学習ニーズに柔軟に対応し、生涯を通じ必要な時に必要な学習ができる環境づくりを推進する。
- 学校、地域等あらゆる場面を通じて、男女共同参画社会の理念の理解とその実現に向けた学習機会の充実を図る。
- 生涯にわたる学習活動の成果の評価・認証体制を整備する。
- 生涯スポーツ社会の実現のために、住民が主体的に参画する地域のスポーツクラブの育成を促進し、それぞれの技術や体力に応じてスポーツに親しむことのできる環境を整える。

あとがき

2001年3月に、神奈川県教育文化研究所から『相談室の窓から－教育相談キーワード20』という小冊子を発行した。この冊子への評判が高く、あちこちから引き合いがあったという。「洛陽の紙価を高らしめた」というべきところか。

そんなわけで、同じようなコンセプトで現在の教育をめぐる状況の見取り図を示すことが出来たら、組合員にも参考になるのではないかという話しになった。カリキュラム総合改革委員会の仕事としては、キーワードを選び、各執筆者に依頼すれば、それでおしまいと思っていたのだが、その後の原稿検討が結構大変だった。バラバラと集まってきた一次稿を読んで執筆者にあれこれと注文を付けるのだ。他人の原稿に、批判がましいことを言うのは簡単だが、自分の原稿への注文は、なかなかうまくそれを取り入れることが出来ない。こうして、ようやく出来上がったのがこの冊子である。

それにしても、原稿をもとにあれこれと検討をしていると、話題が広がり、現在の教育状況の一端が照らさるような瞬間もあって、この検討会は、自分にとっておおいに勉強の場になった。同じように読者諸氏にとっても、この冊子を通して何らかの発見があれば幸いである。なお、教育界の動きはきわめて速く、現在進行形の別のキーワード集が必要だという声も聞こえてこないわけではないが、それはまたゆっくりと考えてみたい。

(府川 源一郎)

「教育改革を考えるための20のキーワード」執筆者一覧

- 浅見 聡 (東海大学講師)
- 新井 秀明 (横浜国立大学助教授)
- 池田 敏和 (横浜国立大学助教授)
- 市川 博 (帝京大学教授)
- 黒沢 惟昭 (山梨学院大学教授)
- 高橋 和子 (横浜国立大学教授)
- 林 洋一 (白百合女子大学教授)
- 広瀬 隆雄 (桜美林大学短期大学部教授)
- 府川源一郎 (横浜国立大学教授)
- 前田 武 (東京都立大学講師)

教育改革を考えるための 20のキーワード

2003年6月10日

発行：神奈川県教育文化研究所
横浜市西区藤棚町2-197
神奈川県教育会館1階

Tel 045 (241) 3497

Fax 045 (241) 3491

印刷：(株)ポートサイド印刷
横浜市金沢区鳥浜町16-2
Tel 045 (776) 2671